

地域研究第22集

# 後山麓の村

— 岡山県英田郡東栗倉村 —

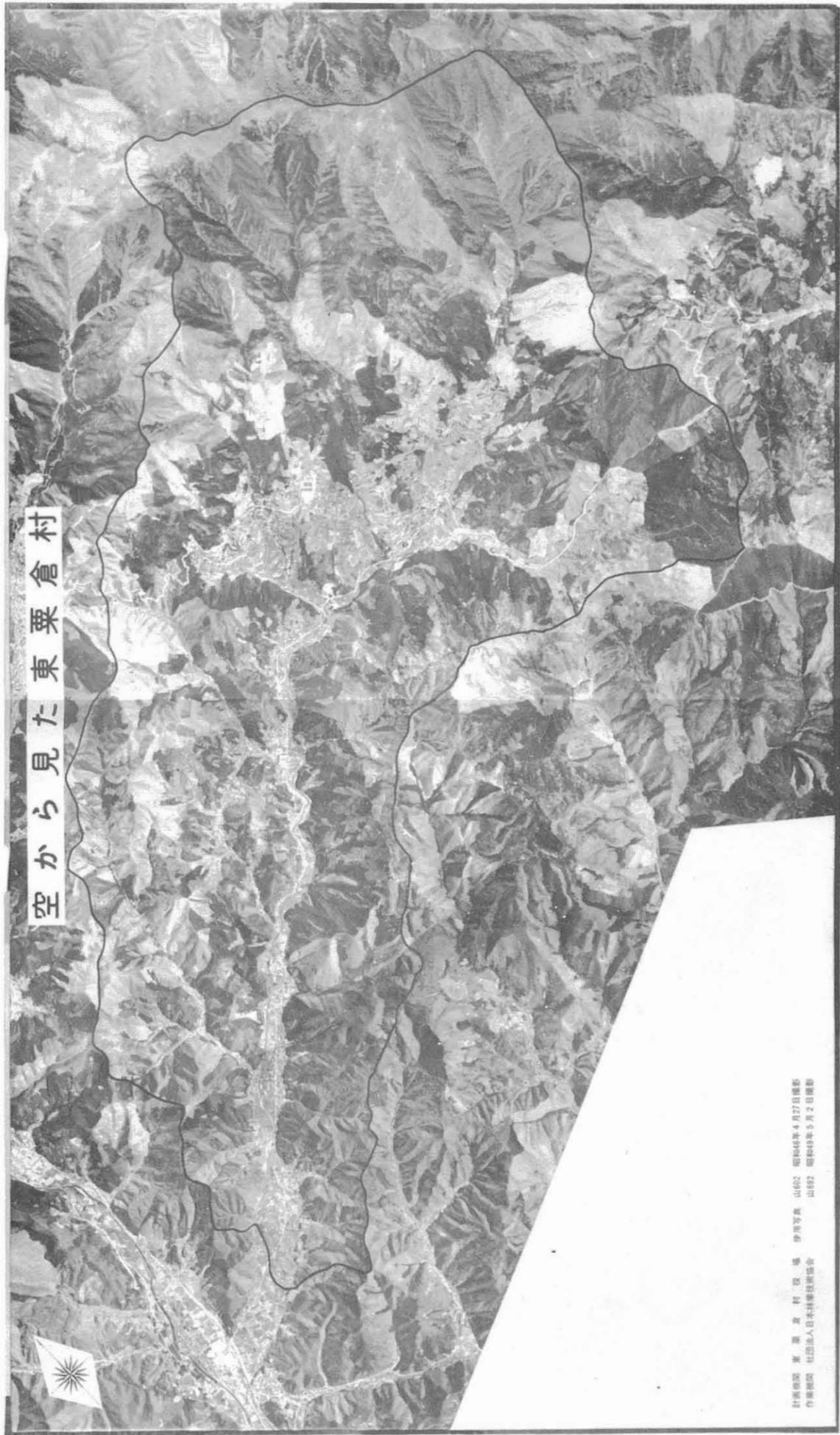
---

21101154116

岡山大学附属図書館

岡山大学教育学部社会科教室内地域研究会





栗倉東を見たから空



村名 栗倉 町 伊豆 山602 昭和46年4月27日撮影  
作業者 社団法人日本林業技術協会 山602 昭和46年5月2日撮影



東粟倉村  
村役場庁舎



公  
民  
館



村  
民  
体  
育  
館



後山中谷部落  
日名倉山から望む



東粟倉小学校



林家  
大庄屋居宅  
重要文化財

後山大護摩供養



後山キャンプ場

広報無線放送





村 後  
營 山  
宿 莊  
舎 荘



調 査 参 加 者

## は し が き

地域研究第22集として『後山山麓の村 — 岡山県東粟倉村 —』を公刊する。本調査報告書は昭和52年7月20日(水)から24日(日)まで、岡山県英田郡東粟倉村を対象地として岡山大学教育学部社会科専攻・専修の3年次生45名による総合調査の調査結果である。期間中の合宿調査には社会科教室の全教官が調査項目を設け分担指導し、事前、事後の調査も適宜実施した。この間春名明東粟倉村長をはじめとして関係機関・団体及び村民の方々の全面的協力をいただいた。公刊に際して寄せられた御厚情に対して改めて感謝の意を表すると共に厚く御礼を申し上げたい。

東粟倉村は岡山県の北東隅、というよりは北東の突出部に位置した面積28.04km<sup>2</sup> 人口1505人(昭和50年国調)の中国山地の山村である。北側の後山を最高峰とし、三方を500~1,300mの山によって囲まれた南に向って開かれた谷をなしており、交通はこの谷によって南隣の大原町との間に最も密である。北隣の兵庫県千種町とは志引峠により、東隣の兵庫県佐用町とは奥海帆により、また、北は西粟倉村を經由して鳥取県と結ばれている。この村は海拔高度の最も低いところでも250m程度はあり、このことが現在東粟倉村の主要な現金収入となっている夏季の大根栽培を可能にしている。また、夏季の学生村や民宿にも有利な条件となっている。

中国山地は山が深く、山林原野の占める面積の割合が高い。この村も例外ではない。第二次大戦後の木炭から石油、L・Pガスへの燃料革命は村の動物相をも一変させたといわれるほどの植林を行う要因をなしたが、これが山村にありがちな高度経済成長にともなう過疎化をくいとめることとなった。これらは長い歴史をもつ後山信仰と共にどれをとっても山に生きた村であるというに充分である。

『後山山麓の村』はその象徴的表現であり、もって書名としたゆえんである。

東粟倉村は西粟倉村と共に江戸時代に粟倉庄と呼ばれていたことが文化12年に書かれた『東作誌』に誌されている。しかし、この庄園に関する中世の史料はない。粟倉庄は東西に分かれており、東粟倉庄は吉田・太田・野原・青野・中谷・奥海・後山の7村からなっている。現在の東粟倉村はこの東粟倉庄の村々に吉野郡小原庄内の川東村が併されたものである。これらの村々は北の方後山から細長い谷を南流する後山川の流域に散在する小村である。文化12年では8ヶ村合計で364戸、現在の東粟倉村は425戸(昭和50年国調)である。人口もそれぞれ1,649人に対して1,505であり、いづれにおいても大きな変化はなかったといえよう。耕地については田はそれぞれ78町5反1畝余に対して18758a、畑は94町9反5畝余に対して8804aであるから田がほぼ2.5倍に増加したことになる。後山村ではすでに明治7年の「後山村地誌」に田畑の割合

の逆転がみられるので、江戸時代末にはすでに水田化が進行していたのであろう。この変化も、例えば文化12年当時の中谷村の内駒の鉄砂（砂鉄）の採取とか、明治、大正の養蚕とか、最近の大根というようなこの村の産業は変えたが、村の基本的なあり方は長い歴史を通じて変え得なかったであろう。

この報告書の章節はいずれもこのような長い歴史を通じて、一つの村として生きつづけてきた中国山地の山村の一コマ、一側面である。

最後に東栗倉村の発展を祈念してはしがきをおくことにしたい。

## 発刊によせて

東栗倉村村長 春 名 明

昭和52年春、岡山大学教育学部、三浦、高重他数名の先生方が来庁され、同学部社会科教室の「地域研究」の対象地に東栗倉村を選びたいが如何かというお申し出がありました。趣旨は、当東栗倉村がどのような歴史的過程を経て今日に至り、新たな時代にどう対応し、また変貌しつつあるかを、歴史、地理、産業経済、社会、教育、文化の諸分野から総合的に研究して、調査報告書を纏めたいということでした。

お話をうけたまわり、この際当村の歴史と現状を学術的に研究して頂くのは有難いことで、この研究集が発刊されればこれを村民と共に愛読し、これからの村づくりに役立てたいと思ひまして、即座に協力を約束したのであります。

昭和52年夏、一週間にわたり諸先生方と学生さん計55名が来村されました。炎暑のなかで昼夜をわかつた現地調査と研究にあたられた熱心さには内心驚いたものです。

その後、大学内で調査結果の分析、研究が継続されていると聞いておりましたが、ここに研究集が上梓の運びになりましたことは喜びに堪えません。関係者の方々に対し心から敬意を表し感謝を申し上げる次第であります。

本書をより数多くの方々に愛読して頂き、これが先人の努力によって守り育てられたみどり豊かな郷土を、さらにさらに発展させる糧となることを心から願って、発刊によせる言葉といたします。

# 調 査 参 加 者

## 参加指導教官

三浦道三郎	米村昭二	高重進
高橋達郎	行安茂	田中史郎
山内峰行	中野榮夫	平田公夫
宗田克己		

## 参加学生

明石由美子	浅井宏史	井上隆治
井上正義	猪木智子	浮田玲子
岡田広志	小野敏弘	柏本久司
川崎伸也	工藤真裕美	小林美恵
西藤佳子	佐々木憲二	佐藤文美
高木宏幸	高須賀久子	高田和範
竹本行男	巽信行	筒井千代
難波悟	野々村茂里	橋本昌明
早川雅弘	樋口明文	藤井直樹
藤原史子	松原秀子	元成伸子
山川信恵	寄田寿子	利岡美知江
渡辺敏江	石井理弘	片岡俊之
加藤なるみ	酒本則子	高見和宏
中桐直身	林聡志	松尾剛
水草美穂子	溝手真理子	吉井照岳

# 目 次

第 1 章	自然環境	1
第 1 節	東粟倉村の地形と地質	1
第 2 節	気 候	11
第 2 章	歴史的背景	17
第 1 節	古代・中世の東粟倉	17
第 2 節	近世の東粟倉	20
第 3 章	人口と集落	49
第 1 節	人口の移動と過疎化の問題	49
第 2 節	人口構成 —— 老 齡 化 ——	83
第 3 節	職業別人口の変遷	92
第 4 章	交通・通信	103
第 1 節	交通手段と交通路の変遷	103
第 2 節	現在の道路交通	115
第 3 節	通信の発達と現況	123
第 5 章	経済構造	131
第 1 節	農 業	131
(1)	耕地の推移と土地利用の変遷	131
(2)	労働力の構成変化と兼業	134

	(3)	農業技術の発達と生産力の増大	1 3 8
	(4)	農民層の分解と農地改革	1 4 6
	(5)	東粟倉村農村振興計画の歩み	1 5 6
第 2 節		畜 産 業	1 6 1
	(1)	概 況	1 6 1
	(2)	酪 農	1 6 1
	(3)	役肉用牛	1 6 7
	(4)	養 鶏	1 6 9
	(5)	養 豚	1 7 3
	(6)	馬	1 7 8
	(7)	養 蚕 業	1 7 8
第 3 節		林 業	1 9 1
	(1)	日本林業の概要	1 9 1
	(2)	東粟倉村における林業経営	1 9 1
	(3)	第二次大戦後の林業	2 0 7
第 4 節		商 業	2 1 3
	(1)	商業の変遷	2 1 3
	(2)	東粟倉村民の購買活動とその中心地	2 3 1
第 5 節		工 業	2 4 9
	(1)	工業の発達と現況	2 4 9
	(2)	主要な事業所	2 5 7
第 6 章		社 会 構 造	2 6 3
第 1 節		家 族	2 6 3
第 2 節		中筋部落における同族	2 7 7

第 3 節	村 落	2 9 9
第 7 章	地方行政の成立と展開	3 1 3
第 1 節	村の沿革と区域の変遷	3 1 3
第 2 節	明治町村制の成立とその後の変化	3 2 0
第 3 節	地方行政と財政	3 2 6
第 8 章	地域の習俗・信仰と生活	3 4 3
第 1 節	年中行事	3 4 3
第 2 節	冠 婚 葬 祭	3 4 7
第 3 節	社寺と宗教	3 5 2
第 9 章	地域の教育	3 6 7
第 1 節	学 校 教 育	3 6 7
第 2 節	社 会 教 育	3 8 3

以 上

# 第1章 自然環境

## 第1節 東栗倉村の地形と地質

### (1) 地形・地質の概観

岡山県の最北東端、英田郡東栗倉村にある県下最高峰の靈峰・後山(1344.6m)は奈良の大峯山と並ぶ修業道の行場として今なお女人禁制を守る山岳信仰の聖地である。

地元の人々は後山のことを行者山と呼んでいる。行者山への出発点は村はずれの護摩堂である。ここから50丁、谷沿いの急な坂道をあえぎながら登っていくのである。車道を駐車場の上ではずれ、後山山頂をめざす。後山八合目(標高約1000m)にある延命山道山寺の奥ノ院までの道は険しい。登山口の周囲は杉木の人工造林地帯が広がっている。規則正しく、計画的に植林されており、美しい造林地帯となっている。登山口からしばらく山腹を登ると、後山地区の山麓緩斜面の広がりが見える。周囲が山ばかりのこの村の中で、この緩斜面の広がり是一段とあざやかである。周囲の山々を中心とした杉木の造林地帯と、その山の麓に広がる緩斜面の大根畑を見れば、この地区の人々の生活の様子が一目でわかるのである。

岩をかこんで流れる後山川沿いに行者道が続き、谷の両側はうっそうたる広葉針林がひろがっている。しばらく登ると入峯橋という小さな木の橋が掛かっており、これを渡った所にある女子垢離取場で休む。このあたりから後山川は岩をかんで流れ、見事な溪谷美を見せる。その上流の男子垢離取場を過ぎると、女人堂にたどり着く。ここから上は「女人禁制」でありいよいよ「修行の道場」に入るわけである。女人禁制を過ぎたとたん、足場が急に悪くなり行者参道にはところどころ岩脈も走り、ますます修行の場の険しさを増してくる。登り始めて1時間ほどで、後山川のなす岩場にかかった。自然木を掛けただけの粗末な丸木の橋を渡った所で休憩をとる。川沿いにはいくつかの岩場からなる溪谷があるが、そこを流れる水はまことにきれいで、まさに清流という名がピッタリである。尾根筋からの水を集めた後山川には、行者が身を清める10m近い落差の大滝から、身の丈くらいの小さい滝まで大小50の滝があるという。この清流に手をつけてみた。真夏であるというのに長く手をひたしておけないほどの、しびれるような水の冷たさだ。だいたい10℃ぐらいであろうか。このあたりも、落葉広葉樹林はかりである。今は目にしみるほどの青と岩の間からほとぼる清流で美しいが、冬はさぞ殺風景であろうと思われる。このあたりから流紋岩や安山岩の石がごろごろとところどころあってとても登りにくい。登り始めて2時間あまりで、奥ノ院(八合目、標高約1000m)に着いた。境内は杉の巨木で囲まれており、毎年9月7・8日に行なわれる大護摩法要では、燃え上がる火と修験者、信者たちの読経で全山をゆるがすほどであると言われているが、今はまったく静かであり、まわりには人の手が入っていない自然林と山腹に露出している奇岩絶壁の間の行場が厳しきを見せつけているだけである。行者堂から上は、踏み分け道である。あまり人が登らないためか道が消えかかっている、幾度か迷いそうになった。木の根にすがり、岩にへばりつきながら頂上をめざしたが、途中で霧が出てきたので残念ながら登頂はあきらめざる得なかった。

東粟倉村は、名山後山(1344.6m)を盟主とし、船木山(1334m)、鍋ヶ谷山(1253m)、駒の尾山(1280.7m)、日名倉山(1047.4m)と翼を広げる後山連峰を背負って、この山地より源を発する後山川の谷間に7つの集落よりなる山村である。東西約9km、南北約12kmで、総面積は28.06km<sup>2</sup>、最高所は1334.6m(県下最高峰・後山)、最低所は240m程度(川東地区)である。北は後山連峰、南は平均高度700mの山々に囲まれており、河川は吉井川-吉野川水系の支流後山川が5つの谷川を集めて地域の中央部を南西に向かって流れている。耕地の分布は標高250m~700mの間に臍棚状に点在し、総面積の9.2%(258ha)に相当する。山林は67.5%(1895ha)、採草地2.11%(590.9ha)、宅地0.6%(18.7ha)、その他1.5%(41.4ha)である。

行政区画からみると、岡山県の最北東端に位置し、北の村界は兵庫県宍粟郡千種町、東の村界は兵庫県佐用郡佐用町との県境をなし、西辺は岡山県英田郡西粟倉村と、南辺は岡山県英田郡大原町に接する。岡山・兵庫両県境の後山と日名倉山とがほぼ南北の方向に一連の山脈をなしており、吉井川水系と千種川水系との分水界をなしている。



写真1-1-1 中央に白く雪を残すのが後山。雪どけ水を流すのが後山川で、三段の河岸段丘を形成している。

(3月初旬撮影)

この地域の地質については、「氷ノ山・後山・那岐山国定公園候補地学術調査報告」(日本自然保護協会、1967)に岸田孝蔵が記述している。それを要約すると以下のようである。

この国定公園地区およびその周辺部の地質を概観すると、地区の東南側には北東-南西方向に舞鶴帯に属する古生代から中生代初期の諸岩層並に中生代末から古第三紀の火成活動に由来する火山岩層並に深成岩層が見られ、鳥取県南部若桜付近から西にかけて三郡変成岩類があり、これらの古い岩層

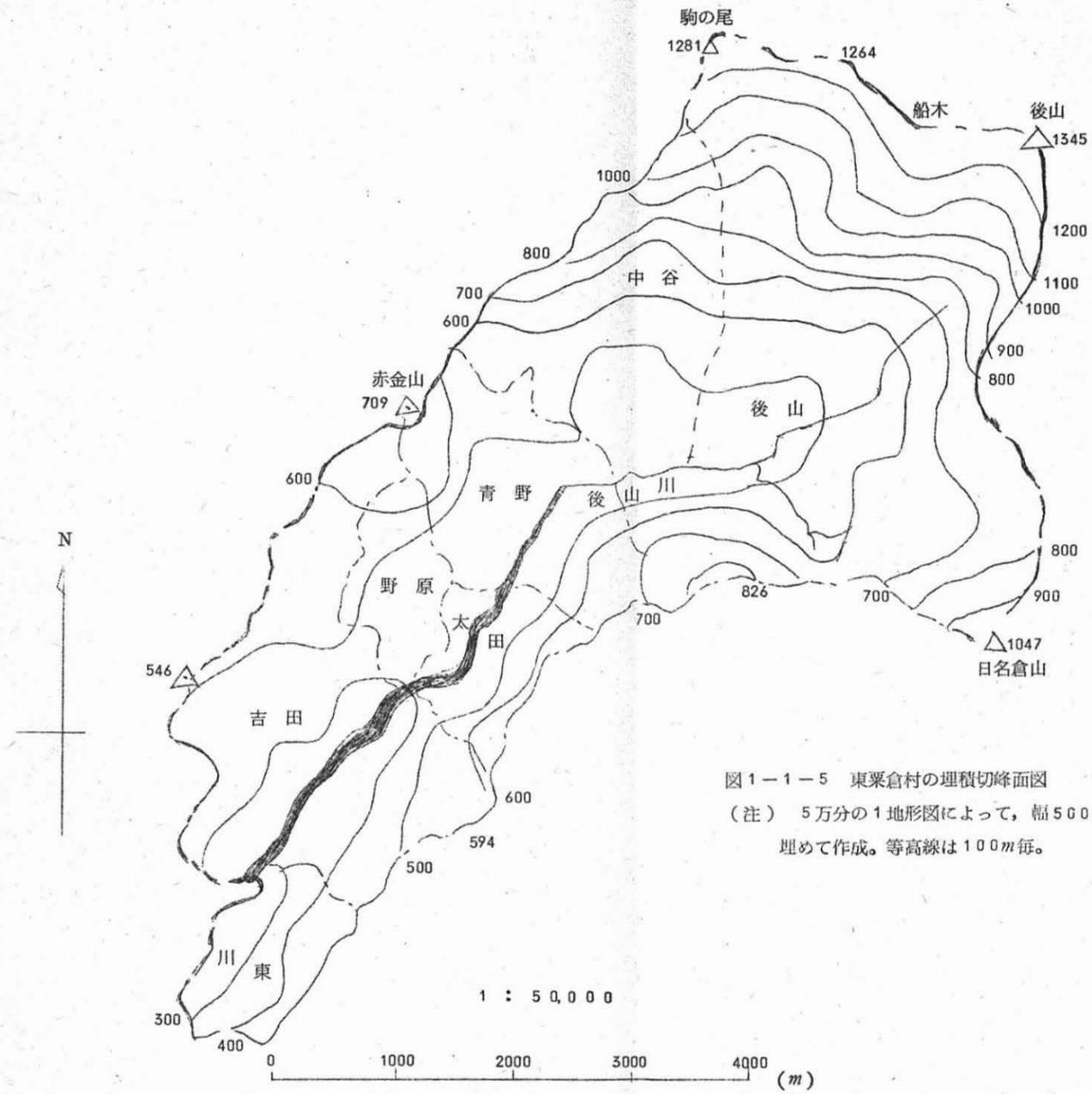


図1-1-5 東栗倉村の埋積切峰面図

(注) 5万分の1地形図によって、幅500mの谷を埋めて作成。等高線は100m毎。

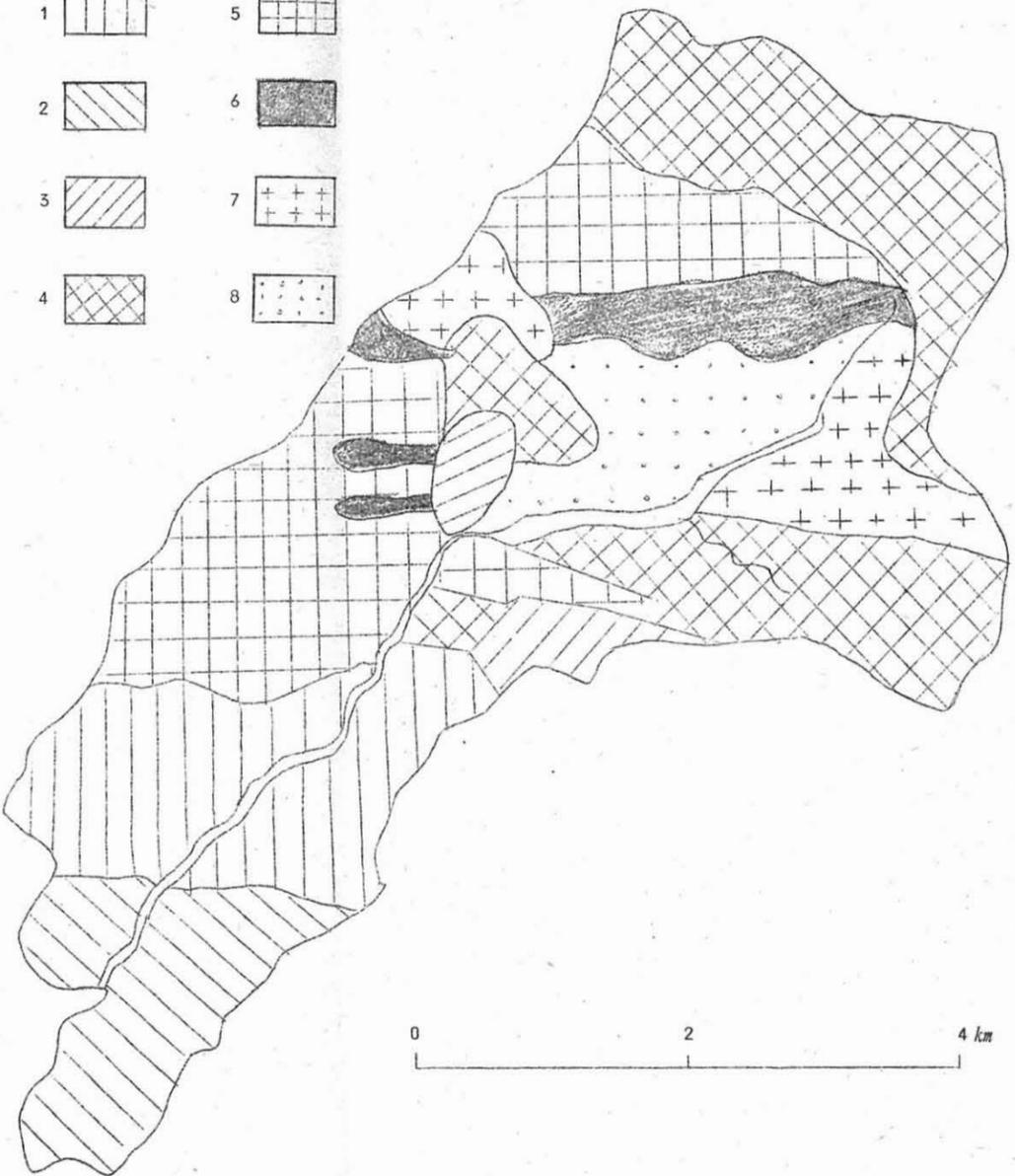
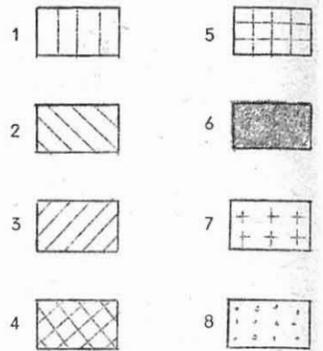


図 1-1-2 地質概略図  
 (注) 15万分の1岡山県地質図(岡山県, 1963年)より作成

1. 輝緑凝灰岩を主とする地層
2. 変斑れい岩
3. 流紋岩質碎屑岩類(熔岩流, 貫入岩を含む)
4. 安山岩および同質碎屑岩類
5. 粘板岩を主とする地層
6. 変花崗岩, 変石英閃緑岩および変硅長岩類
7. 花崗岩類
8. 未固結砂礫層

類があたかも地区を取り囲むような形で分布している。鳥取・岡山並に兵庫県境に沿って群立した扇ノ山・須賀ノ山・後山および那岐山等を包括するこの国定公園の内部地区は古い地質からなるが、須賀ノ山南側地区以北はおおむね第三紀の中新世以降の火山性の若い岩層類から成り立っている。

この地区の地質とこれに関連せしめて地形の成り立ち方の概要を説明する。

日本列島全部の土台をなしている岩体は、石炭紀～二疊紀（35000～22500万年）にかけて海底で堆積した頁岩・砂岩および海底火山の産物である輝緑岩並に輝緑凝灰岩を挟在する古生代の地層である。

この時代の舞鶴帯にともなう夜久野塩基性岩類・夜久野複合岩類および舞鶴花崗岩類は舞鶴層群堆積時（ペルム紀）に同時期に貫入したものである。古生代層の堆積に引き続いて起った造山運動により広く陸化するとともに侵食されて中生代白亜紀中頃（約9000万年前）には西南日本の内帯は準平原をなしていたと推定される。この陸上準平原上で安山岩質および流紋岩質の激しい火山活動が、この地区から中国地帯一帯に亘って行われ、厚い火山性の地層を堆積し、これに引き続いて花崗岩マグマの上昇貫入が起った（約6000万年前）。これら一連の激しい火山活動は後期中生代白亜紀中期頃から古第三紀まで続いた。

中生代末期の流紋岩質火山岩類が陸上侵食を受けて平坦化した新生代中新生（約2500万年前）の頃には地区の北部即ち但馬から鳥取県北部にかけての地域は再び激しい火山活動に見舞われた。この活動で玄武岩ないし安山岩質の岩石から流紋岩質の各種火山噴出物を堆積した。これに引き続き広域な地盤の沈下により、東西に延びた水域を形成した。この海成盆地が消滅して陸化したのは、中新世末（約1500万年前）である。

その後、鮮新世初期（約1300万年前）に妙見山・蘇武ヶ岳等の山陵の西側、温泉町西部および美方町地区に南北に長い陥没陸性盆地が発生した。この盆地の形成と相前後して激しい火山活動があり、酸性ないし塩基性の火山溶岩・火山砕屑岩の噴出物が盆地内の湖成の礫岩、砂岩、頁岩層とともに堆積した。

他の地域では専ら準平原化作用の侵食が行われていた時代にこの地域のみで火成活動と堆積作用が行われていたものといえる。洪積世に入って、この地域は須賀ノ山昇軸を主体として上昇運動を続けるとともにこの上昇軸に沿って、須賀ノ山・鉢伏山・扇ノ山等の山陵を形成する新期の火山活動が現在の山頂部付近で起り、鉢伏火山岩層（扇ノ山火山岩層）を堆積せしめている。この上昇部での中心噴火の活動は日本の第四紀火山の特徴と言えるものである。

## (2) 河岸段丘

本村域の中央部を南西に向かって流れている後山川（吉井川・吉野川水系）に沿って、ほぼ2段の河岸段丘が発達している。河谷の平坦面は、ほとんどが段丘面とそれをおおう崖錐、扇状地よりなる。川東、吉田地区で段丘面は最も幅広く、平坦な水田が比較的多いのが特色である。段丘面は河床より1～2mの比高で、山際では扇状地がのっている。太田、青野地区に入るとその段丘面は幅がかなり狭くなり、段丘上での水田も少なく、かわりに傾斜度の高い棚田が目立ってくる。中心集落の太田地

区はこの段丘上にあり、村役場や郵便局などが置かれている。段丘面の左岸は水田、右岸はネギ、ナス、エンドウなどの畑に利用されている。青野地区においては、この段丘から山際にかけて扇状地が広がっており、小学校、幼稚園、青野神社などが置かれている。中谷、後山地区においても後山川沿いに1～3段の段丘がひろがっているが河床から2～5mの比高をもち段丘面はほとんど水田として利用されているが、面積としては非常に狭いものである。

また後山川には<sup>ら</sup>淵と呼ばれている淵があり、昔からの伝説を現在も伝えている。



写真1-1-2 太田付近における後山川の河岸段丘面

### (3) 山麓緩斜面

本村域内を後山川に沿って走る県道を北上していくと、両側は急傾斜の山ばかりで、平坦面といえはわずかに後山川に沿って発達した河岸段丘面だけであるが、中谷、後山地区においては、後山山麓部にひろがる緩斜面を見ることができる。この山麓緩斜面では、後山、中谷両地区にまたがる、のべ40haの大根畑が開かれており、クロボコの黒い土質の畑でとれた後山大根は、京阪神にトラックで直送され、東粟倉の農業を支える重要な産物となっている。

緩斜面の形成要因としては、その一つにペディメントが考えられる。(ペディメント—内陸盆地においてペディメンテーションによってできる、基盤を切る緩斜面。ふつう傾斜 $6^{\circ}\sim 7^{\circ}$ 。形成についてK. Bryan (1932)は、1) 側方侵食、2) 山麓斜面の末端における網状侵食、3) 表層風化のさまざまな組み合わせによるとし、W. Davis (1938)は1)よりも面状洪水による山脚末端の侵食に重点をおいた。R. Sharp (1940)は定常流とやわらかい地質の地域では1)が、ほかの場合は2)・3)が中心になり、4:6の割合であるという。乾燥地域での普遍的な地形か否かの議論が多い。山



写真 1-1-3 日名倉山中腹より後山・中谷地区に広がる緩斜面を望む

麓緩斜面ともいい、岩石扇状地とほぼ同義である。(平凡社、地学事典)。

ペディメントは背後に急斜面があり、また明瞭な傾斜の変換点があり、ある高度で直線的に連なっていることを特徴としている。また乾燥地域に多く、岩石の剥離されたものが時おりの面状洪水 (sheet flood, 乾燥地域における降雨が岩石床の上を流出するときは定常流を形成せず、面状に流れてはらん状態となる。この水によって洗い流される岩屑は雨水と混じて洪水状態になるので、これを布状洪水または面状洪水という) によりできるので、湿潤地域にはない。

しかし日本にもペディメントが存在すると考える説がある。背後の山が安山岩のようなかたい岩石で、緩斜面が花崗岩のようなやわらかい岩石の所のそれはかつて日本の乾燥期にできたペディメントとするもので、中国山地、吉備高原にもペディメントが多く認められるという。

本村域の緩斜面は花崗岩が卓越しており、その背後の後山をはじめとする山々は安山岩質の堅い岩石でできているわけで、ペディメント形成の要素を多分にもっている。しかしペディメントだとしたら傾斜の変換点がある高度で直線的に連なっているはずであるが、後山・中谷地区ではそれらしき直線状の変換点は認めにくい。むしろ後山連峰から山麓緩斜面に流れ出るいくつかの河谷の谷口から緩斜面上に谷すじと尾根すじが放射状にのびているようにみえる。これはそれぞれの沢から発した扇状地の形成とみた方がよいかもしれない。後山・中谷地区においては、このようなそれぞれの谷から谷すじ・尾根すじが、放射状にひろがる扇形がいくつかあり、それらが連担してひと続きになって緩斜面を形成しているとみられることから、地域全体としては、扇状地が集まってできた複合扇状地であると推察される。また、もしこの地域にペディメントができたとしても、その後扇状地がかぶさって現在の地形をなしているとみたほうがよい。

扇状地といっても、かなりの起伏をもち、沢口から放射状にのびる尾根状の高まりと谷状の窪みがあり、尾根すじの露頭では、淘汰のよくない礫層の上に数10cm以上のクロボコがのっている。これらのことは、扇状地の形成が新しい時代ではなくクロボコ堆積前であり、尾根すじは古い扇状地で形成後かなりの開析をうけていることを示す。後山川はこの複合扇状地の南裾を1~3段の河岸段丘をつくって掘りこんでいる。扇状地の谷すじの地形面の一部は後山川の河岸段丘につながる。この後

山川の下刻に伴って扇状地の開析が行われたのである。この谷すじから河岸段丘にかけては水田が開け、尾根すじは主として林地・畑地となり、後山大根はここで生産される。写真1-1-4は、扇状地末端近くの一露頭である。淘汰の悪い礫層がみられる。礫種は花崗岩・閃緑岩が主で、フォルンフェルス化した古生層の礫も含む。後山川の谷壁や扇状地末端近くでは基盤となる花崗岩が露出している。



写真1-1-4 扇状地末端近くの露頭

緩斜面の背後には花崗岩類、変花崗岩、変石英閃緑岩および変珪長岩などを含む地層とともに、後山をはじめとする山々には安山岩および同質砕屑岩類が分布している。

県北部に分布する花崗岩の大まかな説明として、岡山県地質図説明書（岡山県，1963）を要約すると以下のようである。

県北部に分布する花崗岩類は、分布範囲が広く、真庭郡から英田郡にかけて分布し、岩質も多種多様である。県北部の花崗岩類については、文象花崗岩類とその他の花崗岩類に分けた。

文象花崗岩類は奥津町西方から、真庭郡北部の中和村・八束村、新庄村などに小さい面積を占めて点在する。構成鉱物として斜長石・カリ長石・石英および黒雲母が認められ、カリ長石と石英との間に文象組織を生じている。

その他の花崗岩としたものが、一番広い面積を占める。この花崗岩類は花崗岩・花崗閃緑岩・花崗斑岩・石英閃緑岩よりなり、これら岩類の進入時期には差異があると考えられる。このうちで、最も広い面積を占めるものは、中粒～粗粒角閃石・黒雲母花崗閃緑岩で、カリ長石に乏しい。

野外では、塩基性含有物にとみ、この岩体の南縁部（富村東）では石英閃緑岩質になっている部分も多い。また奥津町北、伊茂岡付近ではこの岩体中に雲母状赤鉄鉱・蒼鉛鉱物などを含む鉱脈が発達

し、このような鉱脈は奥津町羽出にも多く観察される。

東部の勝田郡奈義町黒尾付近の花崗岩類は、淡紅色のかり長石に富み、有色鉱物は少ない。英田郡東栗倉村後山の花崗岩も同様で、石英脈に富み、輝水鉛鉱を伴う。

(浅井宏史)

#### 参考文献 (第1節)

1. 「東栗倉農業振興地域変更整備計画書」(案) (1975年) 岡山県英田郡東栗倉村
2. 「山陽新聞記事 霊峰・後山」
3. 「氷ノ山・後山・那岐山国定公園候補地学術調査報告」(1967年) 日本自然保護協会
4. 『岡山県地質図説明書』(1963年) 岡山県
5. 『地学辞典』 平凡社

## 第2節 気 候

東栗倉村は、その北側から東側にかけて、駒ノ尾山・船木山・後山・日名倉山にいたる、1000mを越える高山を有している。これらの山々は、氷ノ山・後山・那岐山国定公園の一部であり、こうした一連の山系は、中国地方を東西に縦断する脊梁山脈である。

こうした地形が東栗倉村における気候に多大な影響をおよぼしている。これらの山々の高い所は、ほぼ山岳気候を示している。

東栗倉村における気温、降水量等の観測記録は見出せなかったため、大原町古町の観測記録と氷ノ山・後山・那岐山国定公園候補地学術調査報告に所収された太田巖(1967)の該当地域の気候と気象についての記述を参考にして以下を述べる。

太田の報告では、この山系には氷ノ山上で2箇年余の気象観測値しかないため、その観測値と隣接地域の気象観測値および氷ノ山とよく似た伊吹山の観測値等を用いて、この山系ならびに隣接地域の気候と気象について、気温分布図(1921~1950)・降水量分布図(1921~1950)・降水日数分布図(1955~1964)・最深積雪量分布図・積雪日数分布図(1955~1964)を描いている。それらの分布図から東栗倉村・後山・日名倉山などの気象数値を読みとって、以下の記述に用いている。したがって、ここで用いられているそれらの数値は観測値そのものではない。なお季節の移り変わりについては太田の調査をもとにし、東栗倉村での聴取りを加えて述べる。

### (1) 気温

東栗倉村における年平均気温は、太田の描いた気温分布図(1921~1950)から読みとると、ほぼ11~12℃前後で、古町より1℃程度低く、津山より2℃、岡山・笠岡より3℃程度低い。後山では8℃、日名倉山では10℃程度である。

1月の平均気温は、東栗倉村では-2~0℃、古町では1~2℃で、岡山・笠岡の4~5℃と比べると相当低い。後山は-4℃、日名倉山は-2℃程度であろう。

8月の平均気温は、東栗倉村では23℃前後、古町では25℃、岡山・笠岡は27～28℃程度である。後山は20℃程度、日名倉山は22℃程度で、東栗倉村は相当涼しい夏であるといえる。

以上より、古町と比べて東栗倉村は、1～2℃程度気温が低いことがわかる。これは、東栗倉村の標高が、古町より150m程度高いことからほぼ推察できる。

4月の平均気温は、古町で12℃前後で、桜の開花は4月6～8日頃で、津山とだいたい同じである。東栗倉村では、それより2日程度遅い。後山の行者本堂（標高1150m）の桜は、6月10日頃咲くということであるから、6月初旬の気温が後山の頂上付近では、ふもとの4月初旬と同じであると言える。

また後山では、5月まで雪が残るということから、2ヶ月遅れの春をむかえるといえそうである。

5月に入ると、後山や日名倉山の西斜面ではつつじの花が咲き、中旬に入るとつつじの花は、国定公園のはとんど全域に広がる。また、大部分の山系では、いっせいにふじの花が咲く。

田植えが東栗倉村ではじまるのは、早いところで5月10日頃で、遅いところで6月20日頃であり、たいていは、6月5・6日には終わる。刈り入れは、早いところで9月20日頃はじまり、遅いところで10月20日頃である。

9月に入ると北方気団が入りはじめ秋雨の季節に入り、気温は急激に下りはじめ、後山などの山系の高い所では早くも紅葉が始まる。紅葉は次第に低地におよび、10月下旬頃までには、国定公園一帯は全部紅葉する。

落葉は、11月中旬までに全部終わり冬景色に変わる。そして、この頃から高い山に冠雪が始まる。

以上のような状態であるが、村の人の話によれば、東栗倉村の気温は10年ほど前から、しだいに低くなってきているそうである。そのため、米の収穫が一反8俵から、現在の一反4俵に激減したそうである。この原因として村の人が語るところによれば、これは杉・ひのきの植林が考えられるという。杉・ひのきのため、地面が暖まらないうえ、風通しがよくなるので、土地が低温になるというものである。それは、東栗倉村より早く植林を始めた西栗倉村で著しい。東栗倉村も米作に不向きな土地になりつつある。そしてその植林の影響か、植林の多い役場から北は特に涼しいそうである。

表1-2-1 月別平均気温

年度	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
岡山	47	6.1	5.5	8.2	13.2	18.3	21.8	26.2	27.1	22.6	16.9	10.8	6.4	15.3
	48	5.4	6.2	7.1	15.3	17.4	21.8	27.7	28.4	22.1	16.4	9.9	3.9	15.1
	49	3.0	3.6	6.6	13.8	18.7	20.0	25.5	27.5	22.4	16.7	10.0	6.0	14.7
	50	3.6	3.5	7.0	13.6	18.1	22.7	27.2	27.1	25.2	17.7	11.7	6.2	15.3
	51	3.3	6.1	7.7	12.7	17.8	22.1	25.6	26.7	21.0	16.5	9.5	5.1	14.5
笠岡	47	6.3	5.6	8.3	13.0	17.9	21.7	26.5	27.0	22.7	17.3	11.2	6.6	15.3
	48	5.5	5.9	7.1	14.7	17.5	21.8	27.8	28.0	22.2	16.5	10.2	4.3	15.1
	49	3.7	3.6	6.6	13.7	18.5	21.5	26.0	28.3	23.3	18.0	11.1	7.1	15.1
	50	4.6	4.3	7.6	14.3	18.4	23.1	27.7	28.2	26.0	18.6	12.6	7.3	16.1
	51	4.4	6.6	8.3	12.9	18.1	22.6	26.4	27.4	21.7	16.9	10.1	5.7	15.1

津山	47	4.6	4.4	7.0	12.4	17.3	21.1	25.2	26.3	21.8	15.7	9.2	5.2	14.2
	48	4.0	4.8	6.1	14.6	17.0	21.4	27.7	28.1	21.4	15.6	8.6	2.6	14.3
	49	2.6	2.6	5.7	13.5	17.6	21.0	24.8	26.3	21.2	15.4	8.3	4.9	13.7
	50	2.3	2.7	6.1	12.4	16.8	21.7	26.2	25.7	24.1	16.1	10.5	4.7	14.1
	51	1.8	5.0	7.0	12.0	16.9	21.1	24.8	25.4	19.4	15.3	7.9	3.6	13.4
古町	47	4.2	3.7	5.9	11.3	16.1	19.7	24.5	25.0	20.6	14.6	8.2	4.6	13.2
	48	3.3	4.0	5.1	13.5	15.7	19.8	26.1	26.8	20.4	14.8	7.8	1.7	13.3
	49	1.4	1.5	4.7	12.7	17.0	20.3	24.0	25.9	20.6	14.9	8.2	4.5	13.0
	50	1.3	1.6	5.3	12.0	16.3	21.3	25.6	25.2	23.6	16.2	10.0	4.0	13.5
	51	1.0	4.3	6.2	11.4	16.5	20.6	24.1	24.7	19.1	14.8	7.6	3.3	12.8

(注) 岡山气象台 「観測所年表」

## (2) 降水量

降水量は年によって相当な差があるようだが、太田の降水量分布図(1921～1950)によれば、東栗倉村における年降水量の平均は、1600～1800mmで後山もそれと同程度と推察されている。古町のそれは、およそ1400～1500mmの間で、1000mm程度は東栗倉村と差があると思われる。

最近5年間(1972～1976年)の記録では、古町の年降水量は1900mm程度とみることができるが、東栗倉村における年降水量もそれに準じていると思われ、2000mm前後の降水があったのではなからうか。

### (1月の降水量)

古町・東栗倉村・後山の降水量は、1921～1950年の記録では、50～1000mmと、はっきりしたことはわからないが、およそ1000mm前後と考えてよいだろう。

1972～1976年の5年間の古町の降水量をみると、最低が76年の72mm、最高が73年の144mmで、年によってかなり差があるが、だいたい1000mm前後であると思われる。県北ではもっと降水が多いと思ったが意外である。これは、後山・駒ノ尾山の北にある鳥取県の氷ノ山をはじめとする1000mを越す高山のためであろう。日本海で多量の水分を吸収した大陸性寒気団は、それらの山々を越える時に、降雪として山陰側に多量の降水を与え、後山あたりでは、すでに乾燥してしまっているからであろう。

東栗倉村では、30cmになることは少なく、1976年には40cmが2回あっただけで、あまり雪は多くないということである。

### (6月と7月の降水)

古町と東栗倉村の1921～1950年の平均降水量は400～500mmと推察され、後山では500～600mmである。日名倉山は、東栗倉村と同程度でやはり400～500mmである。1972～1976年の古町における記録は、最大で1972年の927mmで、最低は1976年の306mmと年によって大きな差があるが、だいたい500mm前後であり、6月より7月の方が降水量は1000mm程度多いようである。

またこの時期は、1月の降水量と異なり山陰側では降水が少なく、中国山地の山陽側で降水が多い。これは、台風や亜熱帯性低気圧等南方からの気団のためで、冬期とは逆の現象がおこっている。

一般に山地の雨量は、高さが増加するほど増加し、任意の高さ  $h$  における雨量  $R_n$  は、

$$R_n = R_o + ah \text{ となる。}$$

( $R_o$  は推定海面雨量、 $a$  は定数、なお  $h$  は比高をとり、そこの基準雨量を  $R_o$  とすることがある。)

しかし、全ての山地で観測値と適合するような定数  $a$  を決めることは難しいし、またその他の地形的影響にも左右される。また山腹における雨量の最大は頂上よりも、やや下った、八〜九合目に出現することが多い。したがって東粟倉村でもこういった現象が現われていると思われる。このため、古町よりも東粟倉村の方が少し雨量も多く、後山・日名倉山では、ふもとの村よりは雨量は多いだろう。

表 1-2-2 月別降水量

年度	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
	岡	47	68	77	51	120	113	222	314	93	244	64	85	48
48		53	42	8	142	112	118	62	112	138	102	13	2	904
49		16	63	70	144	92	118	307	46	127	216	33	50	1232
50		28	26	28	112	54	218	88	78	143	147	92	36	1050
51		17	84	73	212	159	138	60	81	462	129	43	38	1496
笠	47	91	84	54	111	110	256	342	157	257	72	86	52	1672
	48	71	53	12	120	98	150	63	48	164	95	21	6	901
	49	14	63	62	142	34	80	363	46	180	221	29	41	1275
	50	7	38	41	109	49	250	169	210	174	147	94	40	1328
	51	16	81	58	199	146	147	82	84	560	120	37	37	1567
津	47	82	90	81	162	154	311	661	95	174	66	94	95	2065
	48	91	66	29	170	156	201	79	107	151	80	20	14	1164
	49	28	92	83	154	52	217	296	70	176	147	41	42	1398
	50	60	67	53	178	125	250	229	241	167	143	100	25	1638
	51	24	118	73	190	182	147	171	259	556	85	77	38	1920
古	47	111	108	136	219	191	271	656	148	209	94	92	110	2345
	48	144	91	70	189	136	239	225	96	158	110	44	28	1530
	49	83	119	104	197	91	226	377	134	189	151	59	59	1789
	50	125	131	85	246	170	202	287	209	116	203	119	52	1945
	51	72	160	111	265	187	205	101	371	663	98	89	48	2370

(注) 岡山気象台「観測所年表」

(3) その他の気象現象

東粟倉村では駒ノ尾山・後山・日名倉山等の1000mを越す高山を有しているため、天候の変化もはげしいようである。低気圧が通過すれば山の頂上付近は、たちまち霧がかかり、雨が降りやすくなる。後山では頂上付近はほとんど毎日のように霧がかかっている。村の人の話では、後山に霧がかか

ると雨が降るといふ。

大気現象日数について雨の日は、1955～1964年の記録では、古町で150日前後、東粟倉村では南部でそれより10日、後山のふもとでは20日、後山では30日程度多いと思われる。後山が東粟倉村の気候に大きな影響を与えている。

1972～1976年の古町の記録では、最高が1972年の177日、最低が1974年の145日で、これも年によって大きな差があるが、平均155日前後である。東粟倉村・後山もそれに準じていると思われる。したがって、後山においては、一年のうち5分の3近くが、東粟倉村においても一年の半分の日が何らかの雨を見たといえる。

大気現象日数で雨や雪は、岡山県南部と大きな差はないが、降水量が1mm以上の日数、10mm以上の日数、30mm以上の日数を、1972～1976年の古町の記録と他の観測場所のものとを比べてみると、各々について、その日数が多いことがわかる。東粟倉村は古町よりもその日数が多いと思われる。したがって、東粟倉村、古町は、南部と比べ一回の降水量が多いということがわかる。

東粟倉村の冬は、秋の終わりに、きたげ(霧雨)が、もみほしのもみをしめらす時から始まる。これが、11月の初旬である。

初雪は、古町で11月中旬以降、東粟倉村でも同じ頃である。

後山・日名倉山で冠雪がはじまるのは、12月下旬頃である。後山・日名倉山の冠雪が消えるのは4月初旬であるが、なお後山では5月頃まで雪が残っているというのは、前に述べたとおりである。

積雪については、気温のところで、雪は多く降らないと書いたが、積雪日数は、1955～1964年の記録では、古町が40日未満であるが、最近5カ年間の1972～1976年の記録からわりだすと、およそ35～36日程度が古町の平均であると思われる。東粟倉村においては、それより多く、50日前後、後山においては、60日程度であると思われる。

一回でどの程度の積雪があるかはっきりとした記録はないが、1972～1976年の古町の記録では、10cmを越える積雪は7日前後で、20～30cmが2・3日というところであろうか。東粟倉村においては、それより各々2日程度多いぐらいであろうと思われる。

後山においては、1月・2月が最も積雪が多く、2月の終わり頃には4m前後となり、その他の連山も2～3mとなる。

東粟倉村は、以上の様に、後にそびえている後山をはじめとする1000m級の高山にその天候を大きく左右されている。そして夏季は、岡山県の天気予報がだいたい当たっているが、冬季には、鳥取・兵庫北部のものが正確であるらしい。

表 1-2-3 気象資料

	年 度	大気現象日数				降水日数			積雪日数			積雪の深さm		起 節	
		雨	雪	ひょう	霧	<small>mm</small>	<small>mm</small>	<small>mm</small>	<small>cm</small>	<small>cm</small>	<small>cm</small>	最大	起日	雪	
						≥1	≥10	≥30	≥10	≥20	≥50			初日	終日
岡山	47	177	14	1	23	116	45	15	0	0	0	0	2.10	11.29	4.2
	48	156	19	0	9	86	34	7	0	0	0	0	12.26	11.21	3.6
	49	149	20	0	7	99	39	8	0	0	0	2	2.8	12.4	3.24
	50	176	24	0	11	103	38	5	0	0	0	0	1.12 2.27	1.3	3.25
	51	165	19	0	12	116	45	9	0	0	0	0	2.12	12.22	3.20
笠岡	47	141	12	1	5	112	49	17	0	0	0	3	2.10	12.12	3.31
	48	114	9	1	1	90	37	4	0	0	0	—	—	11.21	3.6
	49	110	3	0	1	95	40	14	0	0	0	1	2.8	12.7	3.15
	50	130	9	0	0	117	42	11	0	0	0	2	1.15 1.22	1.12	2.28
	51	108	0	0	0	107	45	12	0	0	0	—	—	—	—
津山	47	202	39	2	109	146	58	14	2	0	0	19	2.28	11.23	4.8
	48	176	47	0	82	129	36	10	0	0	0	8	1.12	11.21	3.25
	49	178	48	1	88	121	44	15	1	0	0	16	2.10	11.18	4.2
	50	196	47	1	69	144	57	15	3	0	0	19	2.23	12.5	4.2
	51	190	45	1	91	140	54	18	1	0	0	11	1.12	12.13	3.23
古町	47	177	26	0	40	159	68	21	5	2	0	32	2.28	11.29	4.1
	48	151	39	0	40	150	44	13	7	2	0	29	2.25	11.21	3.21
	49	145	45	1	19	149	54	15	6	2	0	26	2.11	11.19	4.2
	50	160	36	1	1	162	68	17	12	7	0	40	2.23	12.6	4.2
	51	152	32	0	1	161	69	21	7	1	0	20	1.12	12.16	3.23

(注) 岡山気象台「観測所年表」

(橋本昌明)

参考文献

太田 巖 「氷ノ山・後山・那岐山国定公園候補地 気候と気象」(1967年)

日本自然保護協会 「氷ノ山・後山・那岐山国定公園候補地学術調査報告」

## 第 2 章 歴史的 背景

### 第1節 古代・中世の東粟倉

#### (1) 東粟倉の遺物・遺跡

兵庫県佐用郡幕山の陵の尾および真庭郡中和村字聖の洞穴などから考えるに、美作においても歴史は縄文時代にさかのぼることができる。

古墳時代に入ってから、英田郡内においても、平福古墳(注1)をはじめとして円墳および前方後円墳・前方後円墳などが、みうけられる。しかしながら、東粟倉村内においては、この時代のものと思われる遺物・遺跡は現在までのところほとんど発見されていない(注2)。

中世にはいと、山王宮跡の宝篋印塔7個(注3)などこの時代に築かれたと考えられるものが現存する。しかし、発掘調査が行なわれていないので詳しいことはわからない。その他に、次に示すものがあげられる。

① 経塚		吉田宮山
② 寺院跡	金剛庵寺跡	吉田金剛寺
③ 城跡	黒山城跡	吉田びくにじろ
④ 寺院跡	東光庵寺跡	青野東光寺
⑤ 寺院跡	中谷坊庵寺跡	中谷藪の下
⑥ 寺院跡	神宮庵寺跡	中谷神宮寺
⑦ 製鉄跡	小間田和遺跡	中谷駒丸
⑧ 墳墓地		後山経塚
⑨ 寺院跡	法泉坊庵寺跡	後山法仙坊
⑩ 寺院跡	東林坊庵寺跡	後山とうりんぼう
⑪ 寺院跡		後山舟木

(注1) 英田郡美作町平福にある後期古墳。墳丘などの外部の状況ははっきりしないが、1896年に見つかった陶棺(東京国立博物館蔵)は、身の短辺側面に人馬の像を浮彫であらわしており、文様絵画の見られる貴重な資料といわれている。

(注2) 『英田郡誌考』によると、吉田神社の裏山頂にある古墳は仏教伝来以前のものであるとしている。

(注3) 室町時代より遡るものか。

#### (2) 東粟倉荘とその時代

天武・持統・文武の頃、吉備(注4)を前中後に分け、備前・備中・備後が生まれ、さらに元明天皇の和銅6年4月、備前の国から勝田・英多・久米・苦田・大庭・真島の6郡を分割して美作の国が置かれた(注5)。翌和銅7年10月には初代の国司津守運通が任命されて(注6)、国司の統轄する地方政治がつづいた。

その後、養老7年の三世一身の法、天平15年の壘田永世私財法により資材を有する貴族・社寺・



その子満祐は山名氏に敗れて嘉吉元年には山名教清、つづいて政清が美作守護職となった。しかし応仁の争乱とともに赤松・山名両氏の抗争が続き幕府の権力も地におちて美作守護職赤松氏の国領支配は終りを告げ、美作国内は群雄割拠による戦乱の時代に移るのである。

その後、浦上則宗が赤松氏を敗退せしめ美作の大半を浦上氏の勢力下におくことになったが、天文年間出雲の尼子氏が美作への侵出を企てた結果美作全土は尼子氏の領有するところとなり、以後十有余年尼子氏が支配を続けた。永禄に入ると西方より毛利氏の勢力が進出し、毛利氏配下より秀吉側に転じた宇喜多氏と激しい戦いが続いたが、天正10年の秀吉と毛利氏の和解により、この地域の戦乱も一応の決着をみ、宇喜多氏の支配がつづいた。

この後、小早川氏、森氏と美作の支配はつづくのである。

ところで、この時代の東粟倉村はいかなる姿をしていたのであろうか。足利の末世より毛利・宇喜多を経て小早川の除国にいたるまで小原城主新免伊賀守の所領となり、同家中の竹内中務大輔久盛が全荘を管理していたというが、その詳しい様子はわからない。(注B)

(注4) 文献にみえる吉備国の初見は『古事記』の考證天皇の条、「大吉備津日子命与若建吉備津日子命、二柱相副而、於針間氷河之前居忌免而、斜間為道口以、言向和吉備国也。」である。

(注5) 『続日本紀』「割備前国英多勝田苦田久米大庭真島六郡始置美作国」

(注6) 『続日本紀』「従五位下津守連通為美作守」

(注7) 角川書店『日本史辞典』によると粟倉荘は近衛家領である。

(注8) 東粟倉荘に隣接する大原保に関する論文が、当時の在地の様子を克明に伝えている。この論文は、田中修實氏の「中世の美作大原保」で岡山県教育委員会『教育時報』1976年1・2月号に集録されている。大原保は、現在の英田郡大原町の北部、同郡東粟倉村(川東地区)、西粟倉村南部を含む地域であり、高野山金剛三昧院領として、『高野山文書』に、主として訴訟文書を中心にとりあげられている。

(高見 和宏)

#### 参 考 文 献 (第 1 節)

- ・ 山陽新聞社 『古代のかたち』
- ・ 鎌木義昌著 『岡山の古墳』
- ・ 津山市史編纂委員会 『津山市史』 第二卷中世
- ・ 椎口松玲 『英田郡史考』
- ・ 勝田町史編纂委員会 『勝田町史』
- ・ 増補新訂国史大系 『続日本紀』 後篇
- ・ 小学館日本古典文学全集 『古事記』
- ・ 角川書店 『日本史辞典』
- ・ 河出書房 『日本歴史大辞典』

## 第2節 近世の東栗倉

### (1) 領主の系譜

当地は、慶長7年までは小早川氏の領国であったが、同年小早川秀秋が26歳で病没すると、森忠政が美作に封せられている。森忠政は慶長3年10月従5位下で右近太夫、同5年2月従4位下で待従、7年7月信州川中島へ封せられ、小早川秀秋病没後、同8年2月18万5千石の美作守となっている。当時森の入国時の様子を述べると次のようになる。

小早川秀秋の家臣の難波六郎及び子の景時・宗守・政守らは、小早川氏の没落で一門は潰滅となるため作東諸豪の諸將と相談し一揆の軍を起し、森氏の入国を拒み、森氏を滅そうとして、3千余騎で作東の諸城を守っていた。これを聞いて森忠政は手兵千余騎を率いて来て、播州山崎で滞在し、作東諸將の一人新免有元に降服を勧め、新免の手引きによって森氏は美作に入国することができた。一方他作東諸豪は、森氏の入国により、一戦も交えることなく手を引いている。森忠政の入国に先だち名護屋九郎左衛門が入国し美作を調べている。又同じく川上村新免喜左衛門、下庄村半尾九郎兵衛の2人を頭廻しとし、家中の可兒兵太、佐久間長左衛門の2人に土地丈量させている。これは慶長9年に完成している。森氏の支配が続くわけであるが、延宝2年(1674)8月28日それまで郡名を「英多」を書いていたのを「英田」に改めている。森家は忠政—長継—長義—長成と続くのである。長成の時に領国の年貢米を増すために検地をおこない18万石を25万石に切りあげている。しかし長成には子がないまま元禄10年6月20日死亡している。養子式部は同8月8日出府していたが、途中の伊勢桑名において重臣を手討にしたため除国となっている。このようにして森家は断絶し、以後は幕府の天領となっている。天領になった時、おかれた代官所と代官を表2-2-1で示す。

表2-2-1 東栗倉地区支配の代官所・代官

代官所	代官	任期
古町	岡田五左衛門	元禄10年
	守屋助治郎	〃
	竹村宗左衛門	〃
	内山七兵衛門	元禄11年～宝永4年
	近山清左衛門	宝永5年
	堀内六郎兵衛	〃
	桜井弥兵衛	〃
	前島小左衛門	宝永6年～享保8年
	美濃部勘左衛門	享保9年～享保15年
下町	坂本新左衛門	享保16年～享保17年
	小林孫四郎	享保18年
	曾根五郎兵衛	享保19年～元文5年
	平岡彦兵衛	寛保1年
	堀江清治郎	〃
	川田玄蕃	寛保2年～延享1年

久美浜	野村権九郎	寛政 3年～寛政 11年
	塩谷大四郎	寛政 12年～文化 9年
	田口五郎左衛門	文化 10年～文化 13年
	平岡彦兵衛	文化 14年～文政 4年
	養笠之助	文政 5年～天保 3年
	和田主馬	天保 4年～天保 8年
生野	築山茂左衛門	天保 9年～天保 10年
	高山又蔵	天保 11年
	大草太郎左衛門	天保 12年～天保 13年

(注) 『英田郡誌』、『英田郡史考』より作成。

この表のように元禄10年より天領となったが、延享2年から2年間は、因幡伯耆の国主松平宗恭相模守の所領となり代官堀喜七、大口猶五郎が下町代官所へ出張支配している。延享4年より吉野郡は、常陸土浦藩主土屋篤直左門能登守の所領となっている。寛政2年幕府は吉野郡の中で1万石を天領とし、その内に東栗倉村も含まれており、丹州久美浜の代官所より支配している。その時の代官は表1に示している。ただし、吉田村川東は但州生野代官所より支配されている。天保9年からは久美浜代官所に代わり生野代官所の支配するところとなっている。天保15年6月播州明石城主松平斉宜兵部大輔の領地となり、下町へ陣屋を設け、郡代が出張支配している。もっとも後山は生野代官所より支配をうけていた。そして明治の廃藩置県に至っている。

## (2) 支配の組織と機構

東栗倉村は、江戸時代において天領であった期間がたいへん長い。江戸幕府にとって財政の供給源の中心は天領における年貢であり、老中、または勘定奉行の配下の郡代や代官により支配されていた。

天領の支配については、幕府創業期には、小農自立を進め、また過大な軍事動員体制を保持するため夫役の賦課は重くこの夫役徴収に照応する地頭・代官の直接支配体制をとっている。そして代官は地方功勞者であることが任用の基本的条件であった。しかし正保元年になると代官の恣意的支配の根源である代官手作りや商業・高利貸行為の禁止等によって代官を勘定頭指揮下の地方行政官に位置づけている。すなわち將軍—老中—勘定奉行—代官—村々庄屋という支配系統である。そして代官も初期においては、支配地の代官陣屋において、みずから手代を指揮して支配を行っていたが元禄以後になると、旗本が多く地方行政官として代官になったこともあって江戸住いとなって検見の時に任地に赴く程度となり実際の民政は代官所の手代や手附によって行なわれるようになってくる。それぞれ代官所の執務は公事方と地方、又地方により山方と分かれていたが代官は転任が頻繁であったため代官所の構成は簡単であり、代官所の職員の人数も江戸詰と任地の代官所および出張陣屋詰を合わせても7、8名～20名前後で、丹州久美浜代官所では8名、生野代官所では6名であった。そして各地の代官所は絶えず江戸詰の手附・手代を通じて勘定奉行または関係上司に直結している。これにより江戸を中核とした集権的な幕府の天領支配体制ができ上っていった。代官や郡代の下で実際の活動の中心となっているのは手附と手代であるが、手附は幕臣であるのに対して、手代は代官が支配地に

において、地方の事務の老練な人を、農民あるいはその子弟のなかから採用している。そして代官陣屋が特別に鉱山・関所・堤防等の支配を兼務していると土着の者のなかからその職務に地役人として任ぜられている。生野代官所では銀山があるので

表2-2-2のような地役人が任ぜられている。東粟倉村の天領時代の最後の代官所は生野代官所であるが、天保9年の『徳川幕府県治要略』によると但馬・美作の支配地高は7万石となっている。その時の代官は大草太郎左衛門であるが、江戸の本所御舟藏後に屋敷を持って、江戸詰の手附・手代を通じて支配地の事務を行っていたようである。

では幕府の天領支配の方針はどのようなものであったのだろうか。天領は先にも書いたように幕府の封建的支配を強固なものにするための幕府財政の供給源であった。だから代官を通じて少しでも多くの年貢を徴収しようとしている。しかし天領の農民は幕府のとった中央集権的な支配のためにとった政策、交通路の整備等により商品・貨幣経済の侵入が激しいことが飢饉や凶作に加わって、経済的に困窮する原因を初めからもっていた。又江戸中期以後、地方代官としての位置が定まってくると安全な処世術で在任期間を無事にすますのみの代官や不正を働く代官が多くなって来る。しかし多くの訓示・禁令・改革等にもかかわらず代官の不正行為は無くならなかった。

天領の租率は江戸時代初期は4公6民であったと言われてるが中期以後は5公5民となっている。代官はまず村々の地積や石盛を決定するのに検地を行い、次に諸条件を考慮して貢租の基準を決め、負担すべき農民を決めている。そして検地帳に登録された農民が年貢負担者になっている。毎年の年貢は初期は検見法であったが後に定免法で決める。その年の年貢が決定すると代官陣屋から村宛に年貢割付状が出される。この写しを庄屋は高札として掲示し村民に知らせ、村役人は各人に持高その他の条件に応じて割付けるのである。

このように各村々の庄屋・年寄・百姓代の村役人は貢租の割当てばかりでなく、治安維持や村政についても、村の利益の代表するとともに支配機構の末端となっている。表2-2-3にはこの村方三役のうち分っているもののみ書いている。この中で吉田村東組の庄屋を務めている山根又兵衛について、彼は、当時、どのようなであったかを述べてみたいと思う。

表2-2-2 生野代官支配の地役人

代官	地役人	人数
生野代官支配	運上蔵役	5
	口奥蔵役	6
	直人役	5
	見廻役	20
	口役	16
	地方自習	5
	銀山方見習	4
	総門番	1
	朱封印役	1

(注) 安藤博編『徳川幕府県治要略』より作成。

表2-2-3 村方三役

	年	庄屋	年寄	百姓代
太田村	天保 4	清 吉	嘉三右衛門	
尾崎村 (川東)	文政 11	四郎左衛門		
野原村	天保 1	長右衛門	源左衛門	良 助
	10	長右衛門	栄次郎	
吉田村 (西組)	享和 3	林兵衛	勘兵衛	民右衛門
	文政 5	林兵衛	和四郎	安五郎
	文政 7-12	善右衛門	和四郎	安五郎
	天保 7	和四郎	和四郎	藤四郎
	弘化 4	林兵衛		
(東組)	文政 12		勘兵衛	藤十郎
	天保 6	又兵衛		
	天保 10		勘兵衛	源左衛門
	弘化 4		又兵衛	
	嘉永 1	又兵衛		
	嘉永 4	宮 治	甚 六	
	安政 9	若右衛門	勘兵衛	

(注) 山根家の借金證文より作成。吉田村の西組・東組のは断定できるもののみ。

吉野郡	44ヶ村 大庄屋	川西	高畑鉄右衛門
	村々庄屋	吉田	宮 治
		野原	長右衛門
		太田	傳治郎
		青野	四郎兵衛, 利右平
		中谷	太郎左衛門, 亀太郎
		後山	源太郎, 権右衛門

(注) 「作陽眞須鏡」より抜抄。(文政12年)

## (2) 村方地主の性格

今回の地域研究で東粟倉村において、地方文書が最も多く見つかったのは、江戸時代の吉田村、つまり現在の字吉田の山根家である。そこで山根家に残されている借金証文から村方地主の性格をみたいと思う。今山根家について、わかっていることは、江戸時代に於いて庄屋であったということである。

史料についてみると、虫食いもほとんどなく、保存状態はとても良かった。借金証文についてみると、ただ1枚享保期のあるほかは、すべて享和以後、つまり1800年以後のものである。それ以前のは、紛失したか、もともと存在しなかったのである。ここでは、享和以後のこののみ考えてゆきたいと思う。又借金証文の受取人は、享和以後山根家は、又兵衛となっているので、山根家に存在する借金証文の内受取人が又兵衛以外の人の場合、(例えば林野の藤助、下町村の要蔵、播州豊福村の藤蔵等)は、それがどのような理由で山根家に存在するのか、はっきりしないので今は対象外としておいた。

山根家に有る借金証文のうちで、割合標準的なものをあげてみる。

### 山林證文之事

庄ノ原

一、壹畝歩 栗雜木 下ノ式

運上四厘

外ニ

崩畑三畝貳拾四歩 高三斗八升 荒

此境 西者貴殿山尾切すそ八貴殿畠山かり切東者おしを口里よこの頂山尾切

但下タ者畠之吹上山境也峯残り而候

おしを里よこの頂

一、吹上山 崩畑貳畝歩 高貳斗 荒

此境 口者庄原山尾境 但下タ者畑ヶ吹上境也、奥者みの若山尾切すそハ若川切峯ハ不殘ニヶ所  
牛間通路迄左支此ニ御座候

外ニ

高四升五合 無作高割合

高六斗貳升五合

右者當午御年貢銀ニ差詰り書面之林山古畑共買物ニ入置只今銀六百三拾六匁九分楮ニ請取則御上納ニ仕実正ニ御座候年季之儀者當午毛而より来ル末三月切ニ相定メ尤御上様御年貢諸役掛り物共貴殿方御勤被成候此林山荒畑共脇ヲ構申もの無御座然ル上者来ル末三月限り元利銀返升いたし急度請返可申候萬一請返之儀不申能成候ハ、弥流切ニ相渡候間林買以而御上成共心得ニ被成此林山荒高共脇外方妨申もの無御座候為後日村役人加判質地證文相渡シ申處仍而如件

吉田村質地主 甚六 印

年寄 兼蔵 印

安政五年  
午極月

同封山根

又兵衛殿

これは、甚六が本年の年貢銀を納入することが、不可能であったので、庄の原にある1畝の粟雑林と3畝24歩の崩畑及びおしを里よこの頂にある吹上山の2畝の崩畑を担保(質地)として、山根又兵衛から銀636匁9分借りたものである。これを返済する期間は来年の3月までとなっている。利子についてはこの証文には明記していないが、他の証文によると、だいたい1割5分から2割である。この林及び畑が、山根家に質入している1年間は、この土地にかかってくる年貢・諸役及び掛り物は山根又兵衛から出すことになっている。(粟雑木に運上四厘とあるのは、山林に課せられた小物成である。)そして、1年後甚六が又兵衛に対し、借りた銀及びその利足を返さなかったならば、流質として、林山と崩畑は又兵衛に渡すというものである。最後には、幕府の規則通り年寄、庄屋の加判が加えられている。では1年後甚六は又兵衛に元利銀を返済したのだろうか。これは返済しなかったと見ることができる。甚六が返済することができなかったので、この証文は山根家に残る所となり、質地は山根家の土地となったのである。

山根家の借金証文には、質地が林山であるのと同じぐらい、田地が質地となっているものが多いので、もう一つ例として、この場合のを見てみる。

#### 質物田地銀子借用証文之事

合銀百拾匁也 但元分當酉十月拂  
利足定之通

此質物

字寄元

一中田貳畝拾貳歩 高三斗八升四合  
内高壺斗六升 水損引

同断五畝拾貳歩之内

一中田拾五歩 高八斗先溝代

同断右之内

一中田貳畝拾五歩 高四斗荒

同断

一下田壺畝貳拾四歩 高貳斗五升貳合 荒

高壺石壺斗壺升六合外ニハ升六合無代高添右ハ去申ノ御年貢銀ニ差詰リ申ニ付書面之田地質物ニ差入銀子只今植ニ請取御上納銀ニ相立申候處実正明白ニ御座候然ル上ハ當酉ノ十月切ニ右定之元利足を加ヘ元利共少茂無據急度御返済可仕候萬一拂方差滞候節者引當之質物流切ニ相渡シ可申候左候ヘ者証文仕加ヘニ不及御公儀御年貢高掛リ等迄貴殿ノ御勤被成手作下作ハ勿論御心得ニ被成候其儀不及申脇外ニ違乱妨申候もの毛頭無御座候為後日之村役人連印仕田地質入銀子借用証文仕渡シ置申候處依

而如件

吉田村質入かり主 兵吉 印

請人 源左衛門 印

年寄 勘兵衛 印

天保八年西ノ二月  
同村

亦兵衛殿

これも「林山證文之事」と同様に年貢銀納入に差詰ったため、田地4ヶ所を質地として銀110匁を借りたものである。この質地としての田地が銀110匁の価値に値するかどうかは疑問である。封建時代に於いて地価は現代と異なり、一定の土地の総生産量より領主取分（年貢諸役等）と小作取分（必要労働部分）を差し引いたものの量によって土地の価値を決める基礎としており、現在においてその土地の生産力の大小により価値を決めるのと異なっている。<sup>(1)</sup> この證文の場合も前期と同様に質流れとなり又兵衛の所有となっている。（又兵衛の「又」を「亦」と書いてあるのが少し見られたが、同一人物とみなした。）そして、この土地は又兵衛の手作地にしたか、あるいは、小作人に借したのである。

さて、今まで標準的な借金証文を見てきたわけであるが、これら多くのものから検討してゆきたいと思う。最初にも述べた通り借金証文は1800年以後に集中している。表2-2-4の証文の年代別枚数を見ると1820年代から1840年代にかけて集中している。そして、これは文政期、特に天保期に多い。天保期のものは、実に67枚（全体の64%）にも昇っている。天保期は全国的に不作が続いており、全国では天保7年の大凶作、岡山藩では翌天保8年が凶作となっており、<sup>(2)</sup> 吉田の場合も、その例にもれず、この期間は不作続きであったと思われる。借金証文において、銀を借りる場合の理由は、大部分は「年貢銀ニ差詰り申ニ付」であることでもわかる。そしてこれら質ながれの

表2-2-4 借金証文の残存状況

証文の年代	枚数
1800~1809	1
1810~1819	3
1820~1829	24
1830~1839	47
1840~1849	16
1850~1859	9
1860~1871	4

表2-2-5 又兵衛の石高変化

年代	石斗升合
天保13年(1842)	8. 1. 1. 8
弘化3年(1846)	11. 1. 8. 6
嘉永年	19.
安政2年(1855)	23. 0. 5. 5
安政6年(1859)	37. 5. 9. 6

土地を又兵衛は集積していった。表2-2-5の又兵衛の石高の変化からも窺えるように天保13年には、8石余りにすぎない。従って、1800年代頭初に於いては、山根家の石高は、これよりずっと少なく、村の一般百姓と変わらなかったと思われる。それがなぜ、この時代に高利貸により急に土地集積が可能になったのか、史料が充分ないので説明できないのが残念である。全国的にみると質地により土地集積が行なわれるのは、一般に18世紀半ばである。<sup>(3)</sup> 表2-2-5や、借金証文か

ら考えると、又兵衛が田地の集積するのは天保期からと考えてよいと思う。そして安政6年には37石強と天保13年の石高の実に4倍強<sup>(4)</sup>となっている。安政期には、又兵衛は、すべて手作経営でなく、小作人に貸与えて小作料を受取っていたようである。手作経営と小作地との面積比は、はっきり分らないが、「安政貳年卯惣作下作小前口之受取帳」によると10人の小作人の名前が見える。同じく安政3年では13人の小作人が見える。

田地とともに、又兵衛は林山も多く集積していることが窺える。表2-2-6によってもわかるように借金の質物として(質物の記載のある場合のみ集計)林山関係は、全体の約30%であり、崩畑・荒畑も含めると約43%にもものぼる。東栗倉村は、地図で見ると分るように、中央部を流れる川沿いの低地に水田が有るのみで、村の大部分は山である。現在は大正期からの植林事業により杉が多く植えてあるが、江戸時代に於いては現在ほど杉は植えてなく、普通の林山が大部分であったと思われる。しかし当時では、山は現在考える以上に農業にとって重要であり、面積は、はっきりしないが多くの林山を持つ又兵衛は、農業経営の上でも有利な立場にあったと思われる。(林山は質物の時境は記載されてるが面積の記載はない。)

表2-2-6 質物の内容

借金証文における質物の内わけ	
林山、杉木、雑木等	21
崩畑、荒畑	11
田(上田、中田、下田)	15
畑	8
午	4
土蔵、家、家具等	12
大工道具等	3
鉄砲	2
その他	1

「安政三年辰惣作下作米請取帳」によると、〇〇ヶ谷の八右衛門分の草山を又兵衛の小作人嘉三右衛門は銀2匁で借りている。他にも同様な小作人が同年3人いることからわかる。

では、山根家は当時どのような経営をしていたと言えるのであろうか。東栗倉村の位置しているような岡山県北部に於いては大地主は見あたらず、地理的・地形的・歴史的発展等の面から見る必要があるとされてる。 県北の地主としての大林家は封建的貢租の重圧、田畑存在の有限性、生産力の低位性により寄生地主への確立をはばまれているし、徳山家は天明期より土地の集積をし村役人としての地位を得村方地主として発展しているが、やはり寄生地主とはならず村方地主のまま明治期をむかえている。私は山根家においては石高こそは安政期においても37石強と少ないけれども、性格としては、村方地主に近いものがあると思う。村方地主の基本的特徴<sup>(5)</sup>として、1多くの場合村役人層で村落規制のヘゲモニー掌握者である。2村方地主自身が本百姓であり、手作経営が村方地主の全経営を規制している。3小作経営を併有する。4村内市場乃至商品生産を多少支配する。の4つがあげられている。今山根家を見るに、庄屋として吉田村内においては村役人としての地位にあり、又肥料採草地としての山を多く持っており生産条件の有位な場所にいる。又兵衛自身本百姓であり、小作経営も行なっているが、手作経営が主であると思う。表2-2-7の場合手作米が不明であるが、小作人一人当りの小作量が、明治期と安政期では著しく異なっている。これは、明治期に於いては、小作人が小作に出されている土地に対して自分自身の責任と計画において耕作を営む経営上独立していると言えると思う。一方安政期では、地主の手作経営の残りの耕地を小作人が自小作的にやっているも

のと思う。村内市場の支配という面から考えると、困窮百姓が年貢納入に差しつかえた田地を賃にとり、その賃地が借金返済不能のため質流れになり、それが集積されて質地地主的段階となっている。そしてこれにより高利貸的

表2-2-7 小作の状況

年 代	小作米 (俵)	小作人	手作米 (俵)
安政 2年	25	10	
安政 3年	28	13	
明治13年	101	11	45

商人としての性格を強めていると言えると思う。以上のように見てみると村方地主的性格が現れていると思う。しかし山根家が全国的規模あるいは、岡山県の地主の研究等から地主と言えるかどうかは疑問であると思う。5町未満を小地主と呼んで区分しているが、嘉永□年には石高19石で1町4反8畝<sup>(7)</sup>の耕地をもっている。安政期には37石強となっているので耕地も倍近くなっていると推定できる<sup>(8)</sup>が、これで見ると山根家は、耕地面積では小地主であるように考えられる。村方地主においては、その村落規模から見て、一般に村落全体の土地の30~40%を小作地としてしまうとその地主小作関係はほぼ限界に達する<sup>(9)</sup>と言われている。山根家の場合吉田村(高505石)では7%強にすぎないが、庄屋をしている吉田村東組分(168石)について見ると22%である。しかし、名寄帳等を見ると、又兵衛が石高において他の百姓に比較して絶対的に多いとは言いきることはできず、同時代において吉田村の百姓の階層分解が著しいとも言いきれない。又山根家の借金証文の田地の質流れで、買主、売主共に吉田村の人々のものが、少し混っており、吉田村において又兵衛以外の人も高利貸的な事をして田畑の土地集積を少ないながらやっていた人がいるのではないかと推定することができると思う。

以上の事を考えてみると、山根家は文政期初期ごろまでは一般の百姓であったが、高利貸により質流れの土地集積し始め、天保期に入り庄屋をするようになると、その地位を利用して、盛んに高利貸を行なって、土地集積をし村方地主的性格を強めていく。しかし吉田村の内においては、絶対的な力を持つまでには至らず村の有力な百姓の一人に数えられるまでになる。天保期以後急激に土地集積を行ない、明治維新期までその勢いは続いていると見ることができ、明治期に入ってどのように変わったかは史料不足と学力不足で述べることはできないが、明治13年の「手下作米請取勘定帳」が残っていることから考えて、農業経営においては手作とともに、多くの土地を小作人に下作させていたことがわかるぐらいである。

(水草 美穂子)

(注)

1. 古島敏雄編 『日本地主制史研究』
2. 谷口澄夫 『岡山藩』
3. 『体系日本歴史』4 幕藩体制
4. 天保7年9月の「相渡申取極儀定書之事」に私義近来ニ御田地流切ニ請取居申候處・・・(後略)とあり、庄屋の名寄帳免割帳に記載の誤りがあるため又兵衛が御役人、組頭に取調べを願っている。

5. 山野氏卒論「県南における地主制の一考察」
6. 古島敏雄編『日本地主制史研究』
7. 有元正雄「巨大地主の諸期〈再生産軌道〉」『土地制度史学』48号
- 8.
9. 『体系日本歴史』4 幕藩体制

外に 参考文献(第2節(1)(2))・『英田郡誌』

・『英田郡史考』

・村上直『天領』

### (3) 検地と村高

天正十年(1582)に太閤検地が施行されて以来、全国各地で検地が行なわれ、美作でも文禄三—四年(1594—5)に領主宇喜多秀家によって、検地が行なわれた。この検地は太閤検地の方式ののちって実施され、備前・美作および播磨・備中の一部57万4000石の領国において、20余万石を新たに打ち出した。これによって当面の窮迫した財政を補強したのであろうが、そのため「家中其のほか国中の難儀いわんかたなく、この事につきて老臣以下不平のこと出来、すでに弓矢になるべき事などありし程」(『備前軍記』)の反対がおこり、宇喜多氏衰亡の起因の一つになったともいわれる。このときの検地帳は残存しておらず詳細はわからないが、太閤検地の原則に従って土地政策がすすめられたようである。

その後、慶長五年(1600)に備前・美作を領知した小早川秀秋も、「両国の田地の境界を改め悉く検地あり。高を打ち出し寺領・社領は改めて寄付状を出して、以前より其高減少せし所多し」(『備前軍記』)とあるように、総検地を実施したようであるが、検地帳も残っておらず確かなことはわからない。

慶長七年秀秋の死によって小早川家は断絶し、かわって備前は池田忠断(兄利隆が代理で治めた)美作は森忠政がそれぞれ拜領し、両氏とも入国早々に総検地を実施した。

慶長八年(1603)八月、森忠政は検地にききだち、行政の単位であった村々の境界を明らかにするため、各村々に布達を出し、家臣を派遣した。これは、当時村々の間で境界をめぐる紛争がしばしば起り、検地の実施に支障があると判断したからであろう。そして、その翌九年三月、忠政は検地条目を定め、検地奉行を選任して検地に取りかからせた。

この慶長検地においては、太閤検地で用いられた六尺三寸の間竿に代えて六尺五寸を用いたこと、村をその地味などによって上・中・下の三等に格づけし、農地については、村ごとに田を上・中・下の3級に、畑を上・中・下々・切畑雑畑の5級に区分したことがその特徴として考えられる。

表2-2-8 森藩の石盛

村位	上 田	中田・上畑	下田・中畑	下 畑	下々畑	切畑・雑畑
上 村	1石・8斗	1・6	1・4	1・2	1・0	・8
中 村	1・7	1・5	1・3	1・1	・9	・7
下 村	1・6	1・4	1・2	1・0	・8	・6

(注) 『津山市史』による。

表2-2-9 太閤検地の石盛

村位	上 田	中 田	上 畑	下 田	中 畑	下 畑
?	1石・5斗	1・3	1・2	1・1	1・0	・8

(注) 『国史大辞典』による。

上の石盛比較表のように、上村の上田1反の高を1石8斗と石盛し、中村の上田を1石7斗、下村の上田を1石6斗と1斗下りとし、以下中田、下田はそれぞれ2斗下りとした。また、上畑は中田に同じとし、以下同じく2斗下りとした。上図の表で森藩の慶長検地と太閤検地の石盛を比較すると、上村と比べてみても田では3斗、畑では4斗も高くなっており、森藩の石盛がかなり厳しいものであったことがわかる。

この検地は、この年秋の間に一応終結をつけたが短期間に強行したため粗雑な点が多く、その後の実収高との間に大きな誤差のある所がでた。そこで藩はやむなく「当有米」として実収高を加筆して農民を承服させたが、検地高に対する当有米高は44%～62%に過ぎなかった。このような措置はあまり効果がなく、なお農民の間には不平の声が非常に高かったので、藩は「諸引・永引」などの名目をつけ、年貢の軽減を行って緩和につとめた。

しかし、このような措置はあくまでも臨時的なものにすぎず、適正な検地の修正が必要とされた。二代長継の時に「段免」、三代長武の時には「地押」あるいは「地坪」と呼ばれる検地修正が行われた。特に「段免」は他に類例の少ない制度で、これによって田畑はこれまでの三等級の格付けをさらに細分し、酷に過ぎていた石盛を修正して事実上の減租をはかった。

その後も年々の開発が盛んに行なわれたため、慶長検地から42年後の正保三年(1646)までには、高5万6703石7斗9升8合の増石を「改め出し」た。(『郡政旧記』)そして、寛文4年(1664)4月、森藩は「高合わせて18万6500石余、年々開発4万2700石余、都合22万9200石余」(『作州記』)という「石高改め」を幕府にさし出した。さらに、3代長武の時貞享年間(1684-)に行なった地坪しでは、さらに多くの高を量り出し、元禄10年の除封までには、1万6124石13升を算し、これを「開」と呼んだ。入封当初の受領高(「古高」)、正保3年までの「改出」、および元禄10年までの「開」を合計すると、総高は25万9327石9斗2升8合となり、森氏改易後、幕府はこの総高をもって美作全州の石高とし、その後明治維新までこの石高が通用した。

なお東粟倉村(後山村、中野谷村、吉田村、太田村、川東村、川西村、野原村、青野村)の石高は検地帳その他の史料が残存していないため、わからないが、吉田村については、505石5升(年貢勘定帳)という石高がわかる。美作各郡の石高については、『津山市史』から引用する。

表2-2-10 美作各郡別石高調

郡名	慶長八年受領高	正保三年までの「改出高」	元禄10年までの「開高」	総石高
英多郡	10036500	2432620	1035540	13504660
吉野郡	14400100	4767038	769975	19937113
勝田南郡	18440500	4886117	1148793	24475410
勝田北郡	25356200	6437229	2171948	33965377
苦東郡	7277800	2769684	606529	10654013
苦北郡	9741400	4110271	1269132	15120803
苦南郡	7698400	2069640	719744	10487784
苦西郡	18217800	6162057	1955987	26335844
久米南郡	17304900	3898743	1570455	22774480
久米北郡	22110100	5505274	1162106	28777480
大庭郡	14490600	4700417	1160948	20351965
真島郡	21425700	8964708	2552973	32943381
計	186500000	56703798	16124130	259327928

(注) 郡名は元禄10年の称による。

表2-2-11 美作各郡高別の村数比較表

郡名	1000石以上の村数	700石以上の村数	500石以上の村数	300石以上の村数	100石以上の村数	100石未満の村数	村数計
英多郡				6	30	28	64
吉野郡		3	3	9	31	12	58
勝田南郡		3(2)	7(2)	18(3)	26(3)	14	68(10)
勝田北郡	3	8	12(3)	12(1)	13(1)	5(3)	53(8)
苦東郡	2(2)	1(1)	3(3)	3(3)	5(5)		14(14)
苦北郡	1(1)	2(2)	3(1)	6(2)	11(2)	9	32(8)
苦南郡		2(2)	2(2)	5(2)	11(4)	3	23(10)
苦西郡	3(2)	3(1)	6	12(1)	22	5	51(4)
久米南郡	1	3	6	13(4)	22(8)	9(5)	54(17)
久米北郡	4	9	8	8	4		33
大庭郡	3	1	4	6	26	7	47
真島郡		3	8	13	38	33	95
計	17(5)	38(8)	62(11)	111(16)	239(23)	125(8)	592(71)

(注) - ( )は現市内、内数 -

上の表で「改出高」とあるのは、慶長検地以降、正保三年までの開発による増石であり、「開高」

とあるのは、正保三年から元禄十年までの開発による増石である。そして、慶長八年の受領高に「改高」と「開高」を加えたのが総石高である。

(難波 悟)

(4) 農民の生活

(i) 年貢収納

東粟倉村に於ける史料残存状況は、昭和52年7月調査した範囲内では余り多く見い出せなかった。特に、江戸時代前中期の古文書が皆無であり、文献による概容しか報告出来ない。本稿に於いては、比較的史料が残っている吉田村の幕末期(天保～安政)の様子を取り扱ってみたい。

表2-2-1.2 東粟倉庄各村村高一覧表

	美作 鏡 享保2年 (1717年)	作州 記 享保10年 (1725年)	※東 作 誌 文化12年 (1815年)	美 作 鏡 嘉永5年 (1852年)
	石切合	石切合	石切合	石切合
後山村	382.072	382.972	382.872	382.072 下
中谷村	224.805	224.805	224.805	224.805
青野村	240.320	240.320	240.320	240.320
太田村	110.641	110.641	110.621	110.641
野原村	74.627	74.627	74.627	74.627
吉田村	505.075	505.750	500.705	505.750(西分, 東分)
川東村	562.701(尾崎村)	562.701(尾崎村)	273.728(川東村) 133.180(川西村) 150.780(尾崎村) (合計 557.688)	132.794(尾崎村上分) 142.947(同村下分) 133.180(川西村) 150.780(尾崎村) (合計 562.701)
吉野郡	4,680.1921 58ヶ村	19,945.094 58ヶ村	19,945.094 69ヶ村 庄数7	19,154.243 74ヶ村

(注) ・( )は筆者記入 ・※作陽誌による ・その他は英田郡史による

表2-2-12は『英田郡史』『作陽誌』より、『美作鏡』『作州記』『東作誌』『美作鏡』の記載の内、東粟倉村関係分を抜き出したものである。この表によると、当地方で大規模になされた延宝5年(1677)の検地以降の村高に余り大きな変化が無かったことが推測される。名村の規模としては、吉田村が500石余と一番村高が多く、野原村が少ない。これは、詳しい過去の村塙が解らないが、現在の状況からみると、耕地面積の比率と同じくらいになるのではないかと思われる。近世に於ける東粟倉村の村域は現在と多少異なっている。当表にも示してある様に、川東村は、『英田郡史』によると、承応2年(1653)に、小原保尾崎村が、尾崎村、川西村、川東村に三分割され、天保9年(1838)に東尾崎村と改められ、上分下分に内分されるが、明治5年(1872)に再び合して川東村となり、明治22年(1889)に東粟倉村に編入される。また、東粟倉村には、奥海村が含まれていたが、明治29年(1896)兵庫県作用郡に編入されたため、当稿では除外している。

さて、吉田村に於ける年貢収納についてみていく訳であるが、免状、皆済目録が皆無であるために年代を追ってその状況を調べることは不可能に近い。それ故、表2-2-13に示した様に、割賦帳によって、当地域の概容とその特色を取り扱っていくと思う。表2-2-13は吉田村の貢租を示したものである。この表に於いて特徴的な点を列挙してみるならば、

1. 高に比して諸引高が五割を越えているため毛付が少ない。
2. 免(高÷定米)が高い為に、抱免引を多く計上している。
3. 銀納の比率が、米納よりも高い。

の三点ぐらいにまとめられる。諸引高が多いのは、裏を返せば、石盛に見合うだけの反当収量が得られなかったということであり、冷害、旱害、洪水害、病虫害等の凶作や、石盛の不当性が考えられる。天保11年の290石の諸引高は、他の年と比べて30石程多いが、これは凶作によるものとみなせるが、毎年約5割もの諸引高を計上しているのは、石盛の不当性によるものと考えられよう。延宝の検地は、かなり厳しいものであったという報告が、他村の研究で明らかにされている通りのことが、当地域に於いてもいえるのではないかと思う。次に抱免引であるが、以上の様な検地の為に、収穫量の6割近くに及ぶ高免率な定米の収納が現実になされたたすると、石盛以下の収穫量しかない耕地を持つ大半の農民は生活が出来なくなる。その為に、抱免引を設け、毛付免を四つにまで下げているのであろう。毛付免が四つであるということが、当地域の農民を豊かにしたとは、決していえるものではない。逆に、四つという毛付免率は、当地方の生産性からみて、非常に苛酷な年貢収奪であったのではないだろうかと思われる。また、銀納(石代納)の比率が6割を占めているということは、畑地率が高いことにもよるが、米の生産力が十分でないためと思われる。同じ県地の上斎原村を例にとってみても、銀納の比率は天保期に於て2~3割であるのに比して驚異的な数値である。当地域に於いて金になるものとしては、畑地での商品作物(麦類、豆類)養蚕、生野銀山への出稼等があるとはいえ、これほど銀納率が高いとなると生計が成りたちにくいものと思われる。一般に、当地域の様な稲作生産力が全国的にみて低いと思われる地域に於いては自給的な生産をしていたと考えられている。すなわち、水田利用についてはその反当収穫米を年貢に納めるものとし、畑作物を自給用にするので

表 2-2-13 吉田村年貢米銀

区 分	天保11年(1840)		天保12年(1841)	
	米	銀	米	銀
a) 高	石 50 5.7 50	匁	石 50 5.7 50	
※b) 諸引高	2 8 9.3 4 4		2 5 9.7 0 1	
c) 毛付	2 1 6.4 0 6		2 4 6.0 4 9	
d) 定米	1 4 5.4 4 5		1 4 9.4 4 5	
e) 抱免引	5 3 7 3 8		4 9 7 5 0	
f) 残米	9 5.7 0 7		9 9.6 9 5	
※高免(%)( $\frac{f}{a}$ )	1 9		2 0	
※毛付免(%)( $\frac{f}{c}$ )	4 0		4 1	
残米内訳 三步一銀納	3 1.9 0 2	2,1 9 5.5 8	3 3.2 3 1 2	2,6 0 9.4 1
三步二銀納	3 2.0 2 7	2,2 6 8.2 3	3 3.3 4 4 8	2,6 8 4.7 9 6
同米納	3 1.7 7 8		3 2.3 4 8	
御口米	2.8 7 1		2.9 9 1	
惣久郎代米	1.7 7 0		1.7 7 0	
六兵衛	1.0 1 2		1.0 1 2	
伝六		2 0.8 5	.3 0 3	2 3.0 7 9
山運上		1 9.6 0		1 9.6 0
御年前		7 5.8 6		
御抱引		3.0 0		3.0 0
口銀		0.6 8		.6 8
返納銀		1 1 6.6 2		6 5 9.8 5
欠米・くら敷	1.4 2 2		1.5 1 4	7 5 8 6
三步二ノ内糶納			7 6 7	
夫米			比糶 1.5 3 4	
合	3 8 8 5 3	4,7 0 0.3 2	※ 4 0.4 0 7	5,4 1 7.1 3 6
銀返納				2 8 3.4 3
入用米				
	『子歳御年貢米銀御勘定割賦帳』		『丑歳御年貢米銀并御入用割符一件』	

(注) ・※は筆者が算出した。

天保14年(1843)		安政3年(1856)	
米	銀	米	銀
石	匁	石	匁
505.750		505.750	
259.701		259.706	
246.049		246.044	
149.445		149.445	
43.818		39.918	
105.647		109.527	
21		22	
43		44	
35.209	2,985.32	35.209	2,214.36
35.155	3,050.05	33.449	2,170.57
35.263		40.869	
3.168		3.339	
1.770		1.770	111.32
	1960		1960
3.00			
.68			.64
2.372	202.05	2.372	149.14
40.021	6,260.70	44.208	4,645.43
	19.77		.30
.582			
「卯歲御年貢米銀并 諸入用勘定割賦帳」		「辰歲御年貢米銀并 小物成諸入用勘定帳」	

表2-2-14 田畑構成

	吉田村東組			又兵衛	
	面積 畝歩	高 石	石盛 石	面積 畝歩	高 石
上田	108.27	19.602	1.8	18.3	3.268
中田	168.15	26.960	1.6	30.24	4.928
下田	134.14	18.825	1.4	24.2	3.369
新中田	2.1	.325	1.6		
新下田	2.6	.308	1.4		
上畑	18.24	3.008	1.6	2.24	.448
上畑田	33.9	5.327	1.6	15.15	2.480
中畑	35.0	4.900	1.4	9.15	1.330
中畑田	80.9	11.242	1.4	2.3	.294
下畑	70.0	8.400	1.2		
下畑田	19.18	2.392	1.2		
茄畑	423.3	42.310	1.0	27.21	2.770
茄畑田	2.15	.250	1.0		
新中畑	.18	.084	1.4 (中田荒引)	8.15	1.360)
新下畑	.3	.012	1.2 (下田荒引)	5.11	.714)
新切畑	4.0	.240	.6 (上畑荒引)	2.14	.394)
新茄	43.16½	4.355	1.0 (中畑荒引)	4.27	.686)
			(茄畑荒引)	2.26	2.220)
田方合計	416.3	66.020		72.29	11.566
同比率	33(%)	43(%)		56(%)	60(%)
畑方合計	728.25	80.153		57.18	7.322
同比率	67(%)	57(%)		44(%)	40(%)
寛七	110.3	7.266		(荒引計) 43.13	5.374)
合計	1255.1	153.439	平均石盛 1.22	130.17	18.888
				(荒引は除く)	

(注) 表紙欠 嘉永年間のものか。

ある。具体的な作物としては、田に餅米、早稲、中稲、晩稲等を作り、畑には粟、稗、大豆、小豆、蕎麦等を作る。これは、生産性の悪さに対する労力分配と冷害予防の対策になっているのである。史料的な裏づけはないが、ある程度、当地域でこれらの作物が作られていたと考えられるが、銀納率がこれ程高いと自給的生産だけでなく、商品作物の導入が早くから行なわれていたのではないかと思われる。

## 土地

吉田村東組の田畑畝高は、嘉永年間の史料に依ると、12町5反5畝1歩で153石4斗3升9合である。その内訳は表2-2-14の如くであり、東組の平均石盛は1.2石となり、県北の地域では平均的な数値である。この数値は、当地域の地理的条件からすると妥当なものといえよう。すなわち、現在と近世の農業の立地条件がほぼ同様であるとするならば、平坦部が少なく、川沿いの段丘ならびに山麓部までの丘陵地帯を耕作地として利用すると、後山川、溜池等の水利の良い場所は別として、灌漑設備の無い天水請の田畑では、地質的にも恵まれていないため、土地生産性が低くなるのは致し方ないと言えよう。表2-2-14に示した様に田方面積割合が33%しかなく、石盛(生産性)の低い茄畑が飛び抜けて多い点が特徴的である。この数値は、吉田村より上流にあたる中谷、後山地区であれば、もっと顕著な数値が出てくるものと考えられる。現に作州記の記載に依ると「村高同上中下」と注釈して、各村々の評価をしているが、後山、中谷、青野の評価は「下」であるのに対して、吉田、尾崎は「上」とされている。一般農民の土地所有状態はどうであったのかというと、庄屋であった又兵衛の所有耕地割合を表2-2-14に掲げてあるので参照していただきたい。又兵衛は、当組に於いては上層農民であり地主的な性格も有する様になってきた。(表2-2-15参照)彼の所持する田畑は田方比率が高く、荒引高も2割を越える程度で、当時代に於いては豊かであったろうが、最上層でこの程度にしかならないということは、後述の階層分解にもよるが、下層農民の保有地と小作状況が推測できよう。

## 階層構成

表2-2-15を参照していただきたい。この表は天保11年(1840)より安政4年(1857)に至るまでの18年間で、記録に残っている各氏の持高の推移を示したものである。組高に多少の変動はあるが、(天保13年は一部か)持高の増減によって区分すると、(惣作分を含む)

- ア) 持高が増加していく者 22名
- イ) 持高に変化がない者 9名
- ウ) 持高が減少していく者 9名

(潰百姓も死亡と区別出来ないのイ)に入れた)

の様に、持高が増加していく者が半数を占めている。逆に減少をきたしている顕著なものは惣作分であり、天保11年には組高の6割を占めていたのが、安政4年には約3割に落ち込んでいる。図2-2-1は、主な百姓の経過をグラフに表わしたものであるが、10万石未満の者の激増と、惣作分の急減がよく示されている。持高階層構成をみるならば、これらの点が如実に示されている。表2-2-16図2-2-2はその推移を示したものであるが、徐々に土地集積の傾向を見せている。しかし、全般的にみると地主層がおらず、経営規模も小さく、階層分解は未発達であったといえよう。

表2-2-15 持高推移

	天保11 (1840)	天保11 (1840)	同13 (1842)	同14 (1843)	同15 (1844)	弘化3 (1846)
合 高	a) 石 173.554	石 168.110	石 97.559	b) 石 159.299	c) 石 147.673	d) 石 172.598
1) 惣作分	106.629	106.629	39.342	83.466	93.743	81.806
2) 勝五郎	19.578	19.578	10.260	20.259		22.688
3) 亦(又)兵衛	6.441	6.441	8.118	9.845	9.245	11.186
兵 吉	6.347	6.347	4.912	8.162	6.347	
4) 曾治郎	4.682	4.902	4.346	4.902	4.902	4.902
八右衛門	4.092					
5) 良 藏	3.330	3.330	3.066	3.330	3.330	3.330
直 助	2.856	2.856		2.856	2.856	2.856
6) 甚 六	2.461		2.378	2.461	2.461	4.744
為 治郎	2.260	2.260		2.260		
宗 八郎	1.844	1.844	3.242	3.343	3.343	3.343
四郎左衛門	1.810	2.820	2.618	1.011	1.011	1.011
金 藏	1.815	1.815	1.694		1.815	1.840
7) 助右衛門	1.718	1.718	1.603	1.603	1.718	
8) 幸兵衛	1.334	1.334	1.138	1.334	1.334	2.646
非 人	1.011	.150		1.18		
兵 八郎	1.100			1.100	1.100	1.100
重 一郎	1.100			1.100		
伊 助	.800			.800	.800	.800
9) 林 藏	.905	.905	.840		.840	.905
佐 吉	.761	.761	.639	.761		.761
為 治郎	.500			.500		
宗 九郎	.160	.160	.160			
源左衛門	.150					
鮫 治	.130	.130	.130			.130
利兵衛	.080	.080	.080	1.080	1.080	1.080
久米藏	.010	.010	.010	1.110	1.110	
非 人		4.682		4.682		
四郎左衛門		.168	.154			
四郎左衛門高合				1.810		
和 平			.126	.126		.126
定 吉					.768	4.596
安佐衛門						1.600
利右衛門						

同 4 (1847)	嘉永 5 (1852)	同 5 (1852)	同 7 (1854)	安政 2 (1855)	同 2 (1855)	同 4 (1857)
e) 石	石	f) 石	g) 石	h) 石	石	i) 石
1682.58	1563.98	1697.41	1547.41	1697.40	1675.43	1636.06
81.761	46.665	50.242	49.254	48.863	50.242	48.863
22.688	16.598	17.898	16.834	17.858	17.898	17.498
11.186	18.412	22.665	22.837	23.055	21.055	21.055
4.902	9.224	9.937	9.008	9.927	9.927	9.927
	3.066	3.303	3.066	2.075	2.075	
3.159					1.278	1.278
4.744	5.565	5.935	5.377	5.935	5.935	5.935
3.343	4.332	6.502	3.580			
849						
7.268						
	1.130	1.699	1.130	1.399	1.199	
2.646	4.744		4.744	5.113	5.113	5.111
.800			.850			
.905	.840	.905	.840	.905	.905	.905
.761	1.186	1.278	1.186	1.278		
	1.712					
	.534	.575	.534	.575	.575	.575
.138	2.474			2.665	2.665	2.665
1.080						
.126	.672	.724	.672	.724	.724	.724
4.596	4.446	5.111	4.446	4.789	4.789	5.756
1.060	3.520	3.792	3.520	3.792	3.792	3.792
	5.657	5.765		4.944	4.944	4.944

百 姓 名	天保11 (1840)	天保11 (1840)	同13 (1842)	同14 (1843)	同15 (1844)	弘化3 (1846)
兵 助 小 十 郎 茂左衛門 市右衛門 米(原)藏 柳 藏 伝右衛門						
(史 料)	「子御年貢 米銀御勘定 割賦帳」	「子年御年 貢米并銀御 勘定割賦帳」	「寅歳御年 貢米銀并諸 入用勘定帳」	「卯歳御年 貢米銀并諸 入用割賦帳」	「御年貢米 銀勘定割賦 指引帳」	「午御年貢 米銀勘定割 賦帳」

表2-2-16 持高階層構成の推移

年 次	天保15 (1844)				弘化4	
	戸 数 人	戸数比率 %	持高合計 石	持高比率 %	戸 数 人	戸数比率 %
100石以上						
50~100						
30~50						
20~30					1	3.7
10~20					1	3.7
5~10	2	9.1	15.592	28.4	1	3.7
1~5	16	72.7	36.372	66.2	15	55.6
1石未満	4	18.2	2.961	5.4	9	33.3
無高 合計	22	100	54.925	100	27	100
(史 料)	「年貢米銀勘定割賦指引帳」				「年貢米銀勘定	

同 4 (1847)	嘉永 5 (1852)	同 5 (1852)	同 7 (1854)	安政 2 段(1855)	同 2 (1855)	同 4 (1857)
	石 5.250	石 4.266	石 .396	石 5.755	石 5.756	石 5.756
	4.220	4.546	1.488	4.546	4.546	6.621
	6.854	6.306	2.894	6.306	6.306	6.306
	6.096	6.446	6.096	6.444	6.444	6.444
	.600		3.126	.862	.862	.862
	.850	.916		.915	.915	.915
	.910	.992		.952	.952	.952
「末御年貢 米銀勘定割 賦指引帳」	「美作國吉 野郡吉田村 東分田畑地 価帳」	「吉田村東 分田畑名寄 帳」	「吉田村東 組田畑畝高 取調地価帳」	「御年貢銀 勘定割賦帳」	「寅歳御年 貢米銀諸掛 銀割賦勘定 帳」	「辰御年貢 米銀并小物 成諸入用勘 定帳」

(1847)		安政 6 (1859)			
持高合計	持高比率	戸 数	戸数比率	持高合計	持高比率
石	%	人	%	石	%
		4	7.7	140.958	38.9
22.688	26.8	2	3.8	48.490	13.4
11.186	13.2	4	7.7	60.146	16.6
7.268	8.6	11	21.2	66.585	18.4
39.365	46.4	20	38.4	40.541	11.2
4.232	5.0	11	21.2	5.368	1.5
84.739	100	52	100	362.088	100
割賦指引帳」		「年貢米銀勘定帳」			

(石)

100石

50石

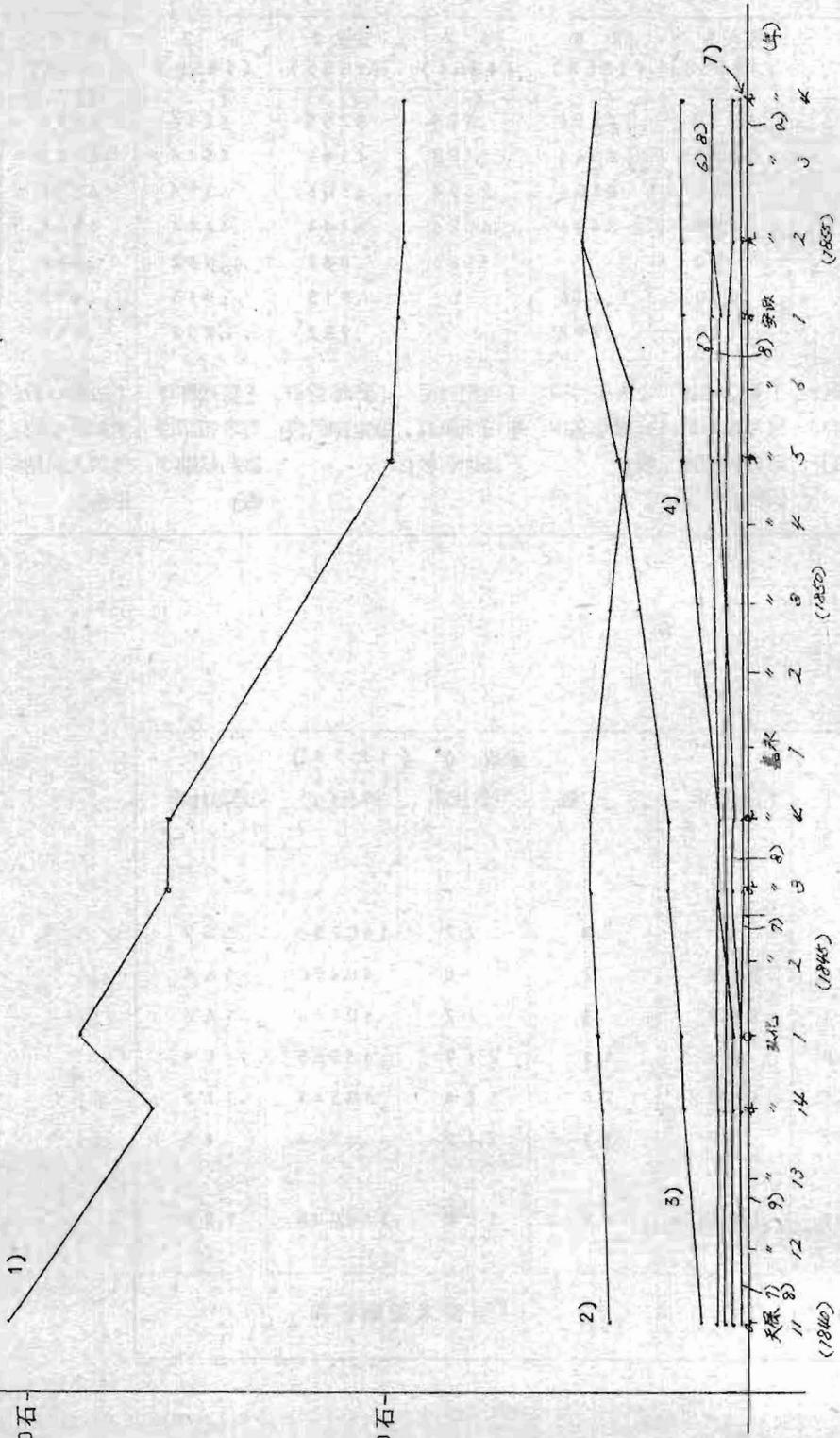


图2-2-1 持高推移

持高  
100

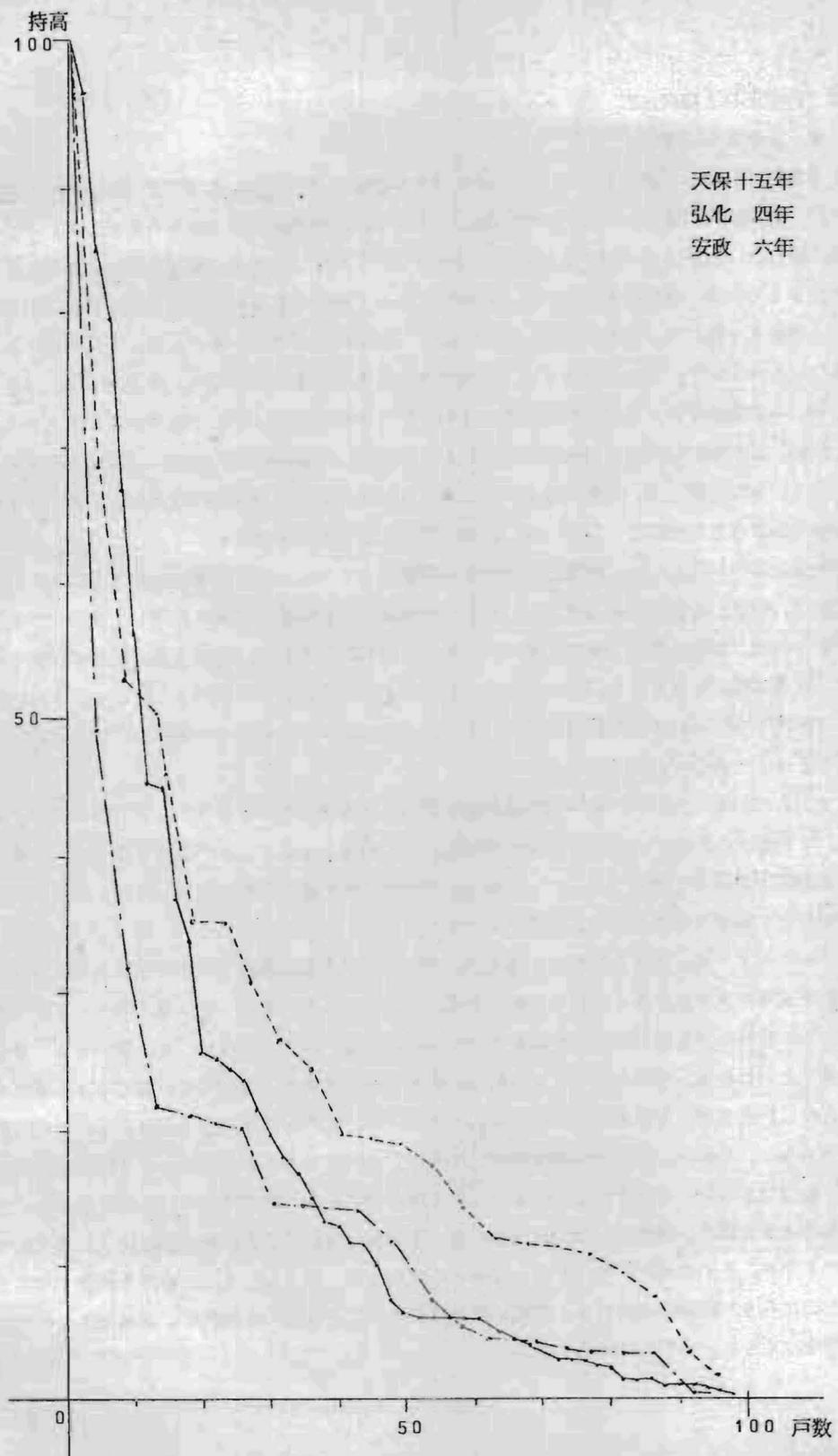
50

0

50

100 戸数

天保十五年  
弘化 四年  
安政 六年



図一2 吉田村持高階層分布

## (5) 近世農村と農民家族

### (イ) 近世農村の変化

近世農村は、武士と農民が身分上の分離もほとんどなく定住して、血縁的結合の強い中世農村とはちがいが、農民のみが定住して強い地縁的結合のもとに、自治的な村落共同体を形成していた。ただし、近世の農村は、幕藩体制の最下部機構として位置づけられていたので、農民たちは、日常生活の細部にわたるまでの強い統制をうけていた。本百姓によって構成される村では、普通その構成員から選任される村役人を通じて、法令の伝達、年貢の納入、相互扶助の機能が果たされ、下部構造として、5人組がおかれていた。また、本百姓は、幕藩体制を支える封建農民として、所持高の売買はもちろんのこと、一定限度をこえた分割相続も禁じられていた場合が多かったのは周知のことであろう。

しかし、近世中期以降、商品経済の進展における農村への貨幣経済の浸透は、農民間の貧富の差を助長していった。幕府は、天明期以来の全国的な大飢饉による年貢収納の低落から、ますます年貢収奪を強化しようとしたので、農村では、田畑を質入れしてまで年貢を納めようとしたが、その過程で土地喪失と集中が行なわれ、結果的には少数の質地地主と多数の小作農民が出現することになる。

この間、農民の没落傾向は進展し、一石以下の無高に近い極貧農民層が急増してゆくのである。

東粟倉村は、山間の農村であるために、時期的には遅れがあるが、天保以降、田畑や林山を担保にして、質地関係がかなり進み、その結果、一部の少数の農民に土地が集中されていた。これに関しては、吉田村（この村は比較的資料を整理しやすかったのだが）の検地帳や数多くの質入れ証文からわかることなのであるが、ここでは触れない。

さて、この時期の吉田村における農業経営の規模はどうだったのだろうか。幕藩体制における農村では、単婚家族小農経営の上に、安定した年貢、諸役の搾取を実現、維持させることが、幕藩領主の小農維持政策の重要な課題であった。しかし、吉田村でも、質地関係が進展してゆく過程で、農業経営の零細化や農民の没落が進展してゆくのである。

表2-2-17は、安政7年（申2月）吉田村の「宗門人別御改帳」（山根家文書）により、石高別に農業経営の大きさをあらわしたものである。これによると、安政7年には、無高のものも含めて1石以下の農家の持高は吉田村全持高の3.8%にもみたないのに、戸数は、全戸数の46.7%も占めていることがわかる。特に0.5石にもみたない農家が9軒もあり、吉田村の戸数の22.1%にもあたることから、農業経営の零細化が顕著になってきている。これらの極貧農民層は、しだいに没落してゆくであろう。しかも、これらの農民層は、1石以下の持高にもかかわらず、4人程度の家族を養ってゆかねばならないのであり、その経営は、牛も使わず2~3人の労働力で行う場合が多いようである。このような貧しい農民たちは、田畑や林山（東粟倉村は地形的に耕地が少ない）を質入れせざるをえなくなり、そのために土地を失ってゆくのだろうが、そうしてまでも耕作を断念することはなかったのだろう。山深い吉田村も、時代の流れに逆らうことなく、必然的に、質地地主-小作人という関係をつくっていったわけである。

表2-2-17 石高別農業経営

持 高 区 分	戸 数 (戸)	比 率 (%)	持 高 (石)	比 率 (%)	家 族 (人)	勞 働 力 (15 ~ 60才) (人)	牛 持 (戸)	牛 数 (疋)	一 戸 平 均				
									持 高 (石)	家 族 (人)	勞 働 力 (人)	牛 (疋)	
以上 未満													
20~36	3	7.3	81.200	44.1	18	13	3	3	27.067	6.0	4.3	1	
12~20	3	7.3	43.109	23.5	20	11	3	3	14.370	6.7	3.7	1	
4~9	7	17.1	39.073	21.3	45	24	2	2	5.582	6.4	3.4	0.3	
2~4	3	7.3	7.180	3.9	11	8	3	3	2.393	3.7	2.7	1	
1~2	5	12.3	6.246	3.4	20	16	1	1	1.249	4.0	3.2	0.2	
0.5~1	5	12.3	3.237	1.8	22	13	0	0	0.647	4.4	2.6	0	
0~0.5	9	22.1	3.592	2.0	39	23	0	0	0.399	4.3	2.7	0	
無	5	12.3	0	0	5	3	0	0	0	1.0	0.6	0	
計	41	100	183.637	100	180	112	15	15					

(注) 「宗門人別御改帳」 安政7年(申2月) (山根家文書)より作成。

(ロ) 農民家族

宗門人別改帳は、本来的には、幕府の、キリシタンや不受不施派等の「邪宗門」禁制の手段として実施された檀家制度を徹底させるものであったが、それだけにとどまらず、住民の生活をすべて監視し、規制するための役割もみのがしてはならない。宗門人別改帳には、所持の石高、牛馬数、人口や家族の構成等が記載されており、これと、検地帳によって、農業経営の様子がうかがえるわけだが、同時に、家族全員の続柄や、名前・年齢が記載されるので、一種の戸籍簿となっている。このことは、農民を土地に緊縛する意味で、きわめて重要なのである。

次に、吉田村の宗門人別帳について、農民規制というよりもむしろ、農民家族という側面から、考えてゆきたいと思う。

(安政7年 申2月)

高三拾五石七升

- (a) 一. 真言宗宝妙寺旦那 官次 年四十四才 卍  
 ・ 同寺旦那 同人女房 なみ 年式十三才 卍  
 ・ 同寺旦那 娘 てふ 年十四才 卍  
 ・ 同寺旦那 娘 みつ 年九才 卍  
 ・ 同寺旦那 娘 みよ 年四才 卍

同寺旦那 母 し の 年七拾才 ⑨

男壹人  
内 女五人 内壹人他 5 来  
牛一疋

高式拾石式斗八升

- (b) 一. 真言宗宝妙寺旦那 甚 六 年五十四才 ⑨
- 同寺旦那 同人女房 せ き 年四十六才 ⑨
- 同寺旦那 娘 さ わ 年式十三才 ⑨
- 同寺旦那 伴 楽 治 年式十壹才 ⑨
- 同寺旦那 娘 ゆ う 年十六才 ⑨
- 同寺旦那 姉 つ ゆ 年五十四才 ⑨

男貳人 外ニ壹人他へ出申候  
内 女四人 外ニ壹人死失仕候  
牛一疋

吉田村の宗門人別帳は、筆頭人を中心として、血縁者のみがまとめて記載されている。(a)の場合、家族の中には、他の村からやってきた女性が、おそらく婚姻によるものであろうが、一人含まれている。(b)の場合にも男性が他の村へ移動し、女性が一人死亡していることがわかる。このように、宗門人別改帳によれば、異動も含めた、家族構成が明らかになる。これは、先にのべたように、農民の規制一土地緊縛、あるいは宗教政策の一環として、重要な意味を持つのではないだろうか。このことは同村の『五人組御請判帳』をみれば、より明確になると思う。ここで、山根家文書から引用したい。

一. 安政三年 作別吉田郡

切支丹御法度五人組御請判帳

辰二月 吉田村控

切支丹宗門御改之条々

- 一. 切支丹宗門御制禁之儀御高札之面、逸々奉承知、常々家内之老若男女江無懈怠可申聞、若致油断不申出者有之、脇より相聞候ニ者、可為重罪之条五人組共ニ吟味可仕候事

.....

- 一. 式歳以上男女宗旨改御帳面ニ付可申事
- 一. 他国江被越候男女又者、縦御領内ありとも、其所を替住居仕候者有之分者、人別改之時より委細増減帳ニ書載可出之事
- 一. 他所より条り田地家屋 等相求又者、令借宅住人ニ成又者、他領より養子掣取嫁取仕候ハ、御法度之宗門ニ而無之并親族之者親類縁者等ニ毛不及承り候段、證文取之其村庄屋年寄五人組江申聞候上、大庄屋江相断且又其節当地ニ而旦那寺之請合證文宗旨奉行所江差出申候、去人別改之節増減帳ニ書出し可申候事
- 一. 他所より家ニ来之男女 留候節者、御法度之宗門類族ニ而茂無之旨證文取之差出可申事

- 一、 宗旨を替又者旦那寺を替申事有之者、庄屋年寄五人組江申談座上大庄屋方江断承り置、其上ニ而每春人別改之節宗旨奉行所江可相断事

（山根家文書）

宗門人別改帳と、五人組請判帳を照らしあわせてみるならば、農民の規制—という点から共通の意図が明らかだと思ふ。後者は、特に切支丹取締りが本来的な意味であるが、無籍者の存在をこぼみ、自由な出入を禁じていることがわかる。つまり、婚姻や、年季奉行（吉田村の場合は明らかではない）など、ある程度の出入は許されるのだが、その際は、自分の村の、庄屋、年寄などの村役人や五人組に、證文を通し、さらに、当地においても寺請證文を宗旨奉行所に差出さねばならないのである。さらに異動がなされた場合には、先にみてきたように、宗門人別帳に記載されねばならないのである。

こうしてみると、かなりの規制はあっても、ある程度の異動を含んで記載されている、宗門人別改帳の家族というものは、幕藩体制における農村の中でどのような意味を持つことになってくるのだろうか。確かに、宗門人別改帳には血縁とか夫婦とかが、そこに記されてから書きの基準になっておりその集団を一戸の家とみる立場もありうる。しかし、血縁団体を一戸の家として成立させることは、近世封建制を考える上では、問題がある。

中村吉治氏は『幕藩体制論』（山川出版社）—検地帳と宗門帳と農民家族—において、宗門人別帳の家族は、貢租収取機関であり、貢租負担者として農民の法定を行なっているとのべている。つまり「宗門帳記載のような家、血縁者集団という家は、単なる血縁、生物関係によるまとまりを記したまでのものである。そこには土地所有について、農業の実現について、なんの制約もなく、関係もない。宗門帳はそういうことには、無関係」ということなのである。結局は、実際の農民生活の土地所有の単位としての家を考えるのは、無理なのであろう。

（い）おわりに

以上、吉田村の宗門人別改帳を主な資料として、近世農村と農民家族について、やや具体的に考察してきたわけである。この過程で宗門人別改帳が果たして正しい記載がなされているか—という点について、検地帳との吟味、検討を行なわなかったことは、反省の余地はある。結局、（い）に関しては、吉田村の農業経営の面から、近世農村の変遷をみていっただけであり、不十分な点が多いと思うが、同じ日本史班の研究を参考にしてほしい。（向）についても、検地帳との関係においても、家族を考えてゆかねばならなかったのだが、これに関しては、今後、さらに研究してゆくつもりである。

（加藤 なるみ）

参 考 文 献 （第2節(4)(5)）

- ・ 中村吉治 『幕藩体制論』（山川出版社）
- ・ 山口啓二、佐々木潤之介 『体系日本の歴史—幕藩体制』（日本評論社）
- ・ 杉原荘介他 『日本史の基礎知識』（有斐閣）
- ・ 歴史学研究会 『講座日本史4 幕藩制社会』（東京大学出版会）
- ・ 古島敏雄 『日本地主制政研究』（岩波書店）

## 第 3 章 人 口 と 集 落

### 第 1 節 人口移動と過疎化の問題

#### (1) 総人口とその推移

岡山県の北東部・鳥取・兵庫県との県境に位置する山間の小村である東粟倉村の人口規模は、昭和50年(1975)の国勢調査によると1505人で、その内訳は男子723人・女子782人で世帯数は、425世帯である。

この村の総人口、並びに、世帯数の推移を表にあらわすと、表3-1-1のようになる。これを時代を追って見ていくと、明治35年(1902)12月31日には、2105人、内男子1064人、女子1041人、376戸の戸数が記載されている。そして、大正元年(1912)には2279人と言うことで、明治末期から大正初期にかけては、日本経済の発展とともに、全国的に人口が増加し、東粟倉村もその例外ではないということである。そして、大正9年(1920)以降は、国勢調査が行なわれ5年ごとの記録が充実してくる。ただ大正14年(1925)の記録にみられるように、資料により数値にばらつきがみられ、どちらをとりあげるかかなり迷ったが、ここでは原則として、長期にわたって資料のある『国勢調査』をとりあげて考察をすすめた。

大正9年以降の人口・世帯数の推移をより明確にするために、明治35年の数値を100として、以後の数値の指数を図にあらわしたものが図3-1-1である。これをみると人口の明治35年から大正元年への増加、大正元年から大正9年への減少、大正9年から昭和15年(1940)への安定が、明らかである。大正9年においてもっとも特徴的な事は、世帯数の増加と人口の減少という現象である。これは、現住戸数をとりあげた資料と世帯数をとりあげた資料による違いで生じたものかもしれないが、一世帯あたりの人数の減少により必然的におきたもの、つまり、家族のうちの一部が第一次世界大戦の好景気の中で都市部へ流出したのではないかと考えられる。

昭和15年から昭和22年(1947)にかけては急激な増加がみられる。これには、昭和16年(1941)にはじまった太平洋戦争が大きく影響している。つまり、戦争の激化とともに、疎開のために都市人口が流入したものと考えられる。その増加率は24.8%にも及び、わずか7年間で502人も人口がふえている。ただその内訳は、男子1231人、女子1292人で、これまで、明治・大正を通じ、昭和15年まで男子の人口の方が多くをしめていたものが、昭和22年のこの時点で始めて男女の構成比が逆転する。また、昭和22年から25年(1950)への100人あまりの増加は、ベビーブームの現象のあらわれと思われる。昭和22年、25年と増加しつづけた人口も昭和30年には減少傾向に入り、以後ずっと減少の一途をたどっている。昭和45年(1965)に公布された「過疎地域対策緊急措置法」によると、国勢調査の結果に照らし、過去5年間に人口が10%以上減少し、調査年度を含めて、3年間に財政力が著しく減った(財政力指数の平均40%未満)市町村を過疎地域と呼ぶというように定めているが、東粟倉村の場合は、昭和40年から45年にかけて19.8%の減少ということで、十分これに該当するのではないかと思

表 3-1-1 東栗倉村の人口変化

( )は指数

年 度	総 数	男	女	世 帯 数	一世帯当り人数
明治35年12.31	2,105 (100)	1,064	1,041	376〔現住戸数〕(100)	5.60
大正 1年12.31	2,279 (108)	1,141	1,138	392〔 “ 〕(104)	5.81
“ 9年10. 1	2,023 ( 96)	1,054	969	426〔世帯数〕(113)	4.75
“ 14年10. 1	2,010 ( 95)	1,027	983	416〔 “ 〕(110)	4.83
12.31	2,334 (111)	1,180	1,154	407〔現住戸数〕(108)	5.73
昭和 5年10. 1	2,020 ( 96)	1,036	984	408〔世帯数〕(109)	4.95
“ 10年10. 1	1,929 ( 92)	979	950	398〔 “ 〕(106)	4.85
“ 15年10. 1	2,021 ( 96)	1,053	968	392〔 “ 〕(104)	5.16
“ 22年10. 1	2,523 (120)	1,231	1,292	480〔 “ 〕(128)	5.26
“ 25年10. 1	2,628 (125)	1,293	1,335	485〔 “ 〕(129)	5.42
“ 30年10. 1	2,536 (120)	1,236	1,300	487〔 “ 〕(130)	5.21
“ 35年10. 1	2,219 (105)	1,062	1,157	460〔 “ 〕(122)	4.82
“ 40年10. 1	2,008 ( 95)	957	1,051	440〔 “ 〕(117)	4.56
“ 41年 9.30	1,945 ( 92)			446〔 “ 〕(119)	4.36
“ 42年 9.30	1,912 ( 92)			440〔 “ 〕(117)	4.35
“ 43年 9.30	1,858 ( 88)			441〔 “ 〕(117)	4.21
“ 44年 9.30	1,793 ( 85)			440〔 “ 〕(117)	4.08
“ 45年10. 1	1,610 ( 76)	757	853	430〔 “ 〕(114)	3.74
“ 46年 9.30	1,615 ( 77)			441〔 “ 〕(117)	3.66
“ 47年 9.30	1,579 ( 75)			435〔 “ 〕(116)	3.63
“ 48年 9.30	1,530 ( 72)			437〔 “ 〕(116)	3.50
“ 49年 9.30	1,530 ( 72)			437〔 “ 〕(116)	3.50
“ 50年10. 1	1,505 ( 71)	723	782	425〔 “ 〕(113)	3.54

(注)

明治35年大正1年は「岡山県統計100年史」大正14年12月31日は「統計表綴」、その他は「国勢調査報告」並びに「統計台帳」昭和41～44年、46年～49年は「流動人口」(県庁資料)より作成。

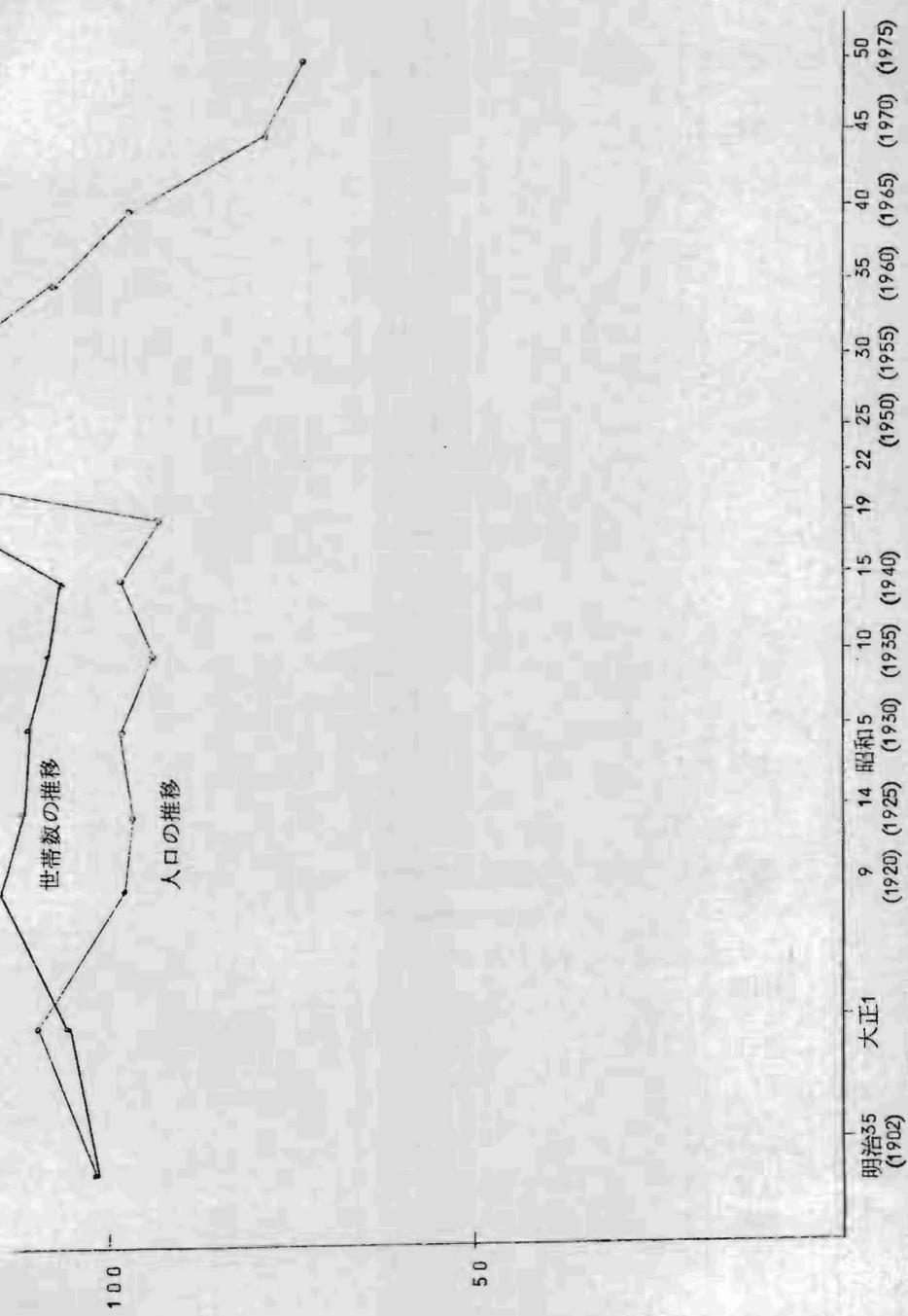


図 3-1-1 東栗倉村の人口及び世帯数の推移

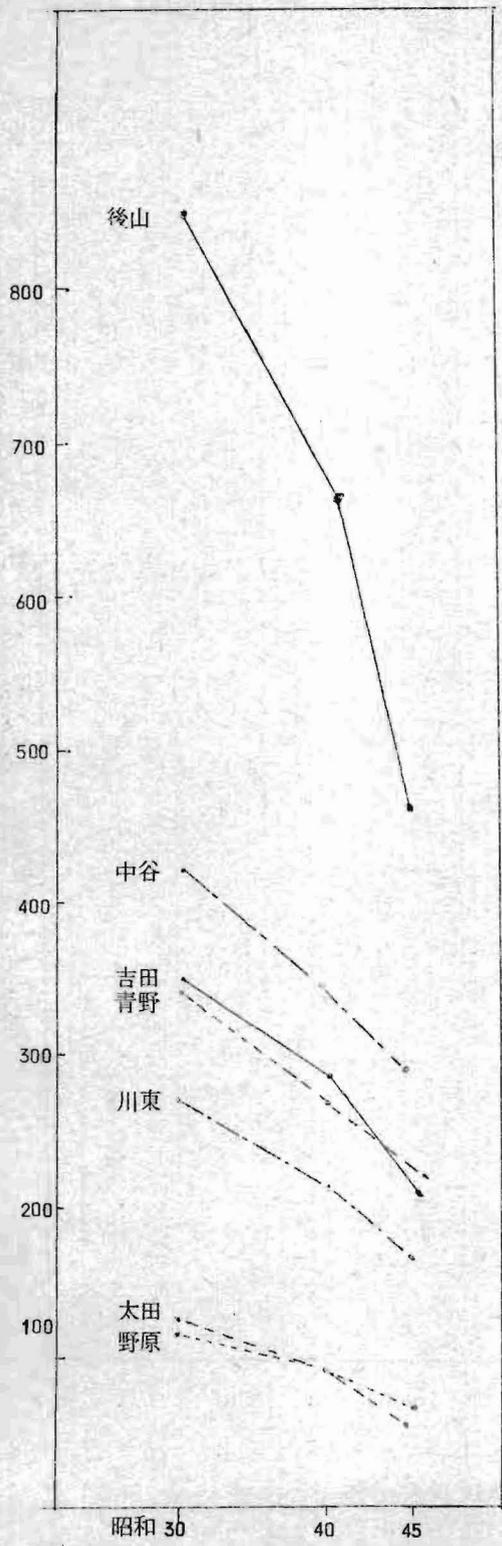


図 3-1-2 a 地区別人口の推移

世帯数

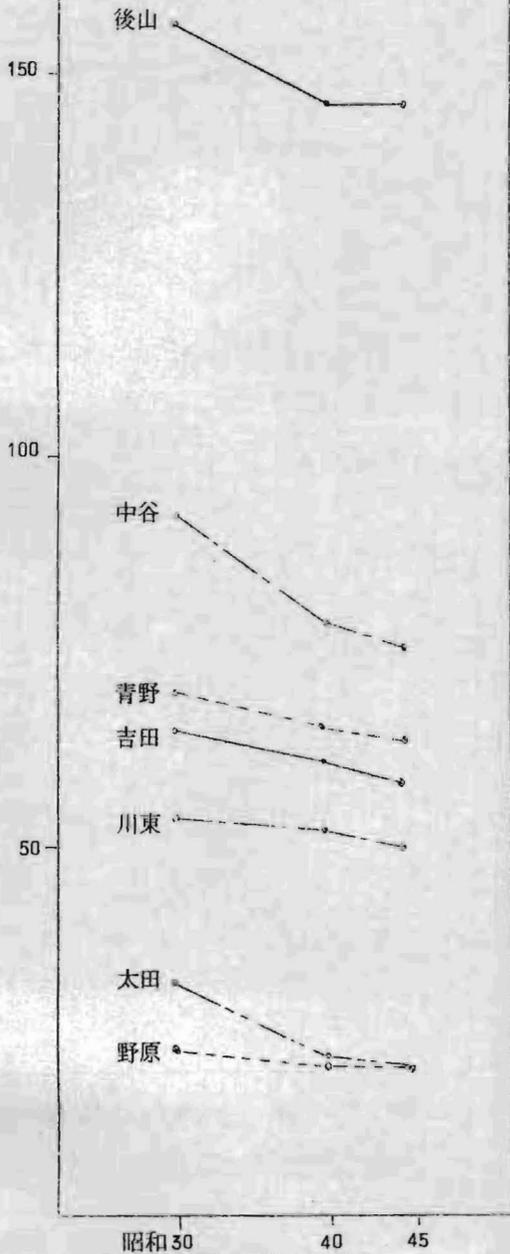


図3-1-2 b 地区別世帯数の推移

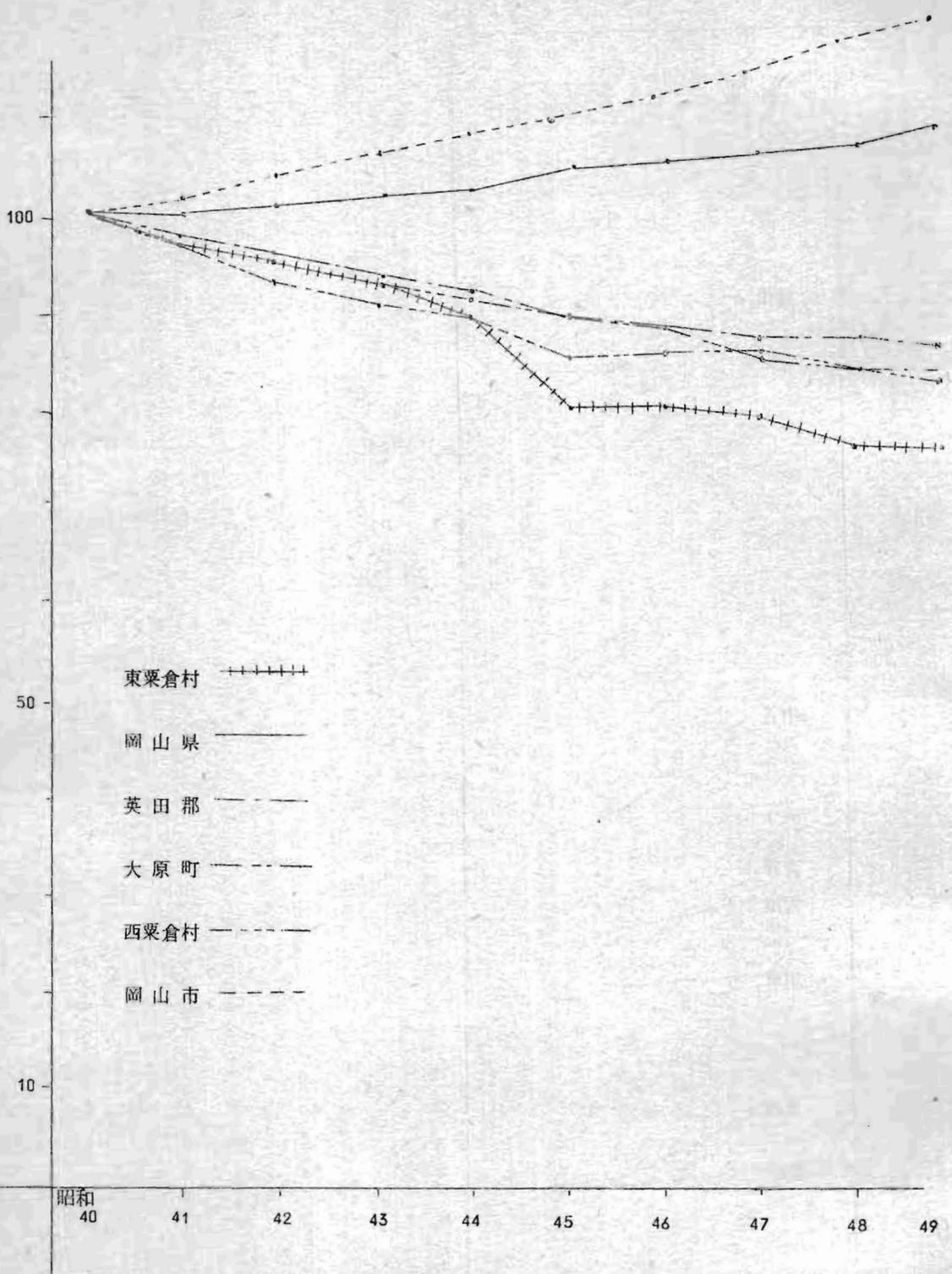


図3-1-3 東栗倉村をとりまく地域の人口変化

われる。ただ世帯数の減少と人口の減少には差がみられ、世帯数は、昭和30年をピークに以後減少の一途をたどりながらも、相対的には、明治35年の現住戸数、及び大正9年から昭和15年の世帯数を上回る数をしてている。これは、高度経済成長にともなう若年労働者の流出、及び、核家族化による一世帯当りの人数の減少、子供数の縮少のあらわれであろう。この傾向は、図3-1-2にあらわされるように、東栗倉村内のすべての地区でみられる。この中で、後山地区は世帯数の減少に比して人口の減少が著しいようにみられるが、減少の割合は、昭和40年から45年の5年間で、後山で30.5%、中谷で15.0%、青野で13.3%、太田で35.4%、野原で27%、吉田で24.2%、川東で20.6%ということで、全地区でほぼ同じような減少を示していると思なしてよいだろう。

また、東栗倉村の人口の減少傾向を岡山県下の他の地域の動向と比べると、図3-1-3のようになる。これをみると同じ英田郡の中でも特に東栗倉村の減少は著しいものである。このような減少を生んだ昭和40年以降の転出・転入及び青年、壮年層の都市部への流出にともなう人口の老齢化については、以下の節でくわしくみていきたい。

(明石 由美子)

## (2) 人口移動

### (イ) 年齢別転出・転入

転出者数、転入者数を年齢別にみていくために昭和40年、41年、42年と10年間を経て昭和50年、51年の5カ年の男女・年齢別転出転入数を表と人口ピラミッドにしてみると、以下のような考察を加えることができる。(図3-1-4～図3-1-14)

#### (a) 転出

転出者数でみていくと、多いのは男女を通じて34才以下の階層であり、その中でも特に目立つのが15才から24才の階層、つまり若年労働力の階層である。高度経済成長期といわれた時代の昭和40年には80人(77.7%)、昭和41年には84人(68.8%)、昭和42年は83人(66.9%)というように全体の転出者数に占める割合がきわめて高く、これに25才～29才の階層を加えると80%以上の高率を示す。約10年を経た昭和50年、昭和51年においても15才～24才の若年労働力の階層の割合は各々54人(55.6%)、37人(56.9%)とかなりの高率を示し、これに25才～29才の階層を加えると70%近い高率を示すことになる。しかし、年次を経るごとに転出者数においてもその割合においても少なくなってきたり注目すべきことではないだろうか。つまりここでの若年労働力の階層の転出者数とその割合が減少してきているということが示唆していることは、昭和40年～昭和42年の3年間は経済高度成長期の最中であり、

郡市部からの労働力の需要も多く、若年労働者の十分な職場のなかった当村から、労働力として最も貴重である若年層の転出となったわけである。また経済の不況期に入つた昭和50年、昭和51年の転出で転出総数とそれに占める若年労働者の割合が減少しているのは、昭和40年～昭和42年の3年間の場合の逆であり、他府県、他市町村での求職が減少してきたことを示し、転出が少なくなり、若年労働者が地元にとどまりつつあるという傾向を示しているかのように見えるかもしれないが、これはこの村にとって決して喜ばしいことではないともいえる。つまり、村の総人口、男女別年齢ピラミッドなどをみても、この2、3年で減少率がにぶってきてはいるが、これとともいせん減少しているにはかわりはないし、人口の老齢化は否定することはできない。また年次を経るにしたがって人口のピラミッドも典型的な過疎地域となっていることを示し、特に24才以下の人口の全体に占る割合は低くなってきているのである。つまり昭和50年、51年における転出の減少、または若年労働力の転出全体に占める割合の低下というのは、総人口の若年労働力の減少そのものを示しているのであるといえよう。

#### (b) 転 入

転入の男女別ピラミッドを見ると、転出の場合と同じく、若年労働者層が多い。しかし転出と比べると、総じてその割合は低くなっている。転出転入総数に占める若年労働者層の割合は、昭和40年転出77.6%、転入55.2%、昭和41年転出68.8%、転入65.5%、昭和42年転出66.9%、転入46.6%、昭和50年転出55.6%、転入41.3%、昭和51年転出56.9%、転入46.9%となっている。つまり、当村は若年労働者層の転出が転入をうまわっており、ここでも人口の老齢化現象がみられる。転入で注目すべきことは、20才～24才までの女性の占める割合が高いことである。昭和40年15人、昭和41年16人、昭和42年10人、昭和50年17人、昭和51年10人で転入全体に占める割合も、それぞれ、22.4%、26%、14%、23%、20%となり全階層の最高である。これは中学校、高等学校を卒業の後、他府県、他市町村に就職し、結婚適齢期を間近に迎え、一度帰村したものと考えられる。

(佐々木 憲 二)

表3-1-2

年次別転出転入者数

年次	転出			転入		
	男	女	総数	男	女	総数
昭和41年	41	62	103	34	33	67
41年	60	62	122	30	31	61
42年	68	56	124	42	31	73
50年	42	55	97	28	21	49
51年	38	27	65	36	39	75
計	249	262	511	170	155	325

(注) 『岡山県人口の動き』及び東粟倉村「転出転入綴」より作成。

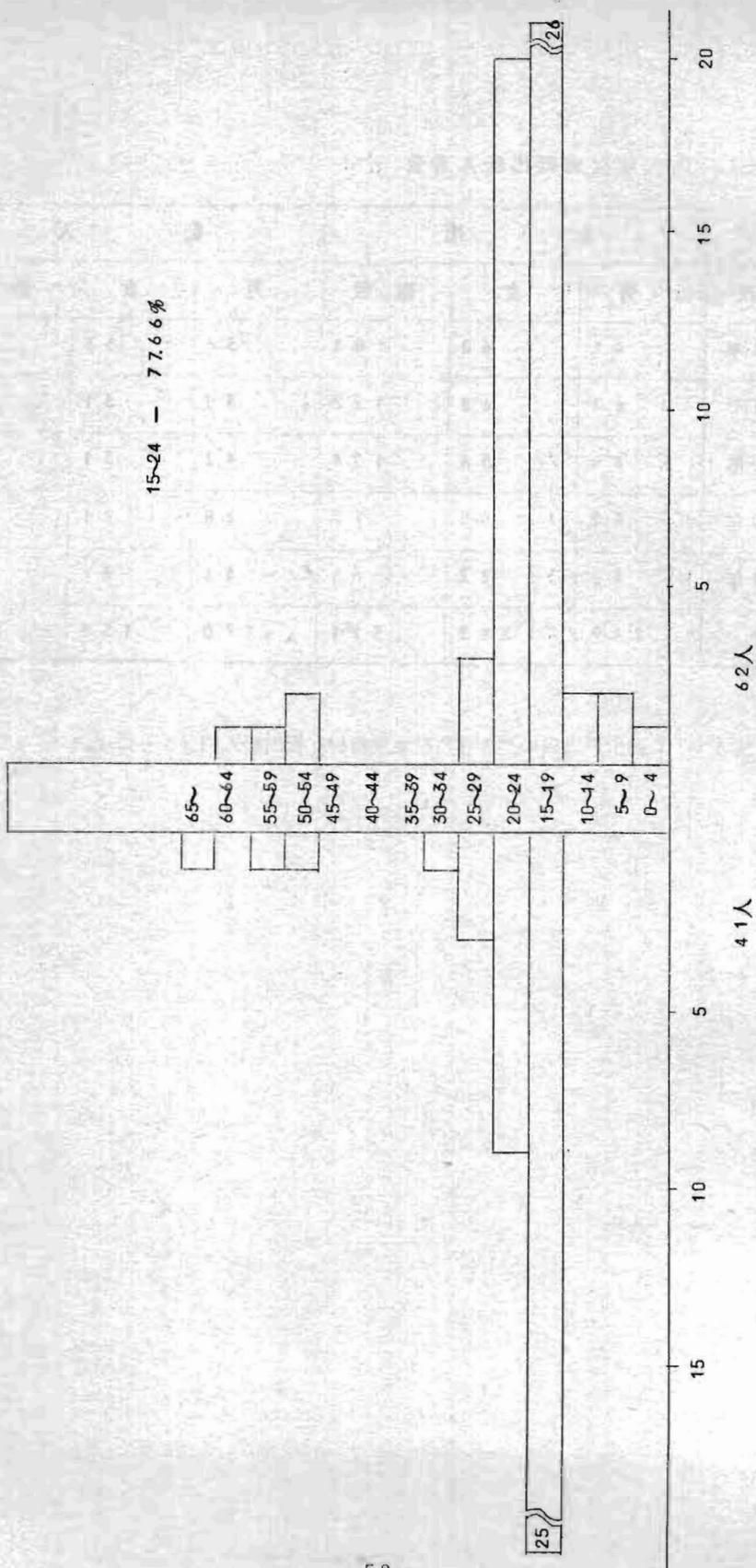
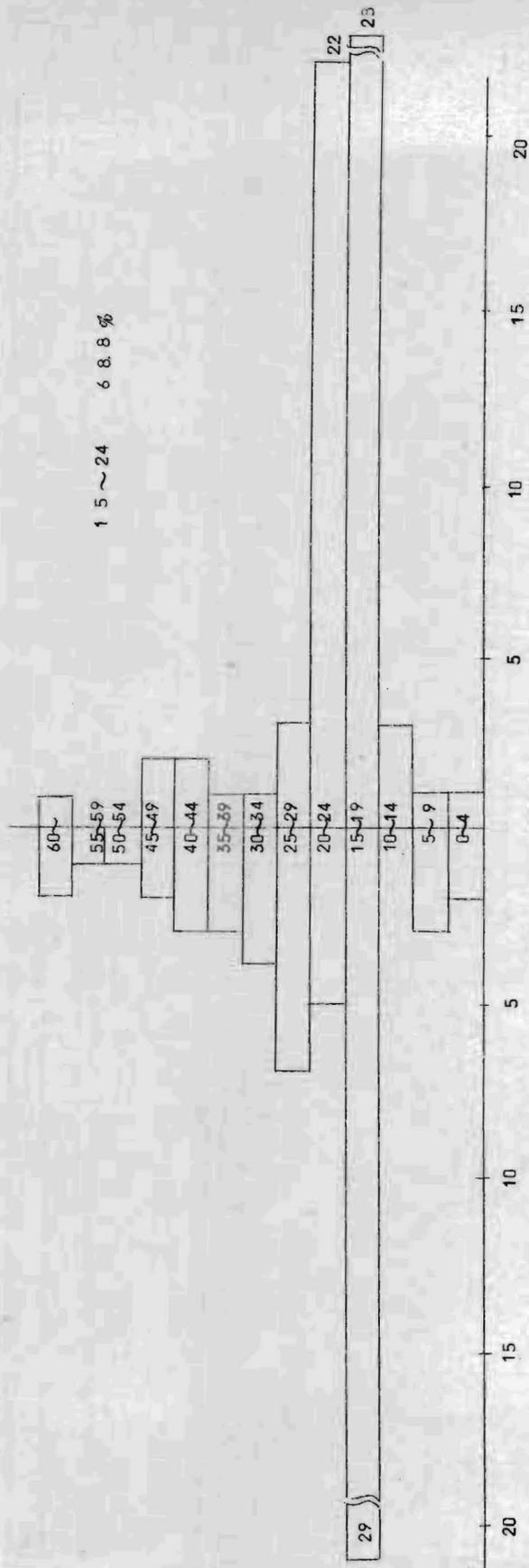


図 3 - 1 - 4 昭和 4 0 年の転出者の年齢構成

(注) 『岡山県人口の動き』(昭和 4 0 年度)より作成。

総数 122  
 男 60  
 女 62



15~24 68.8%

図3-1-5 昭和41年転出者の年齢構成

(注) 『岡山県人口の動き』(昭和41年度)より作成。

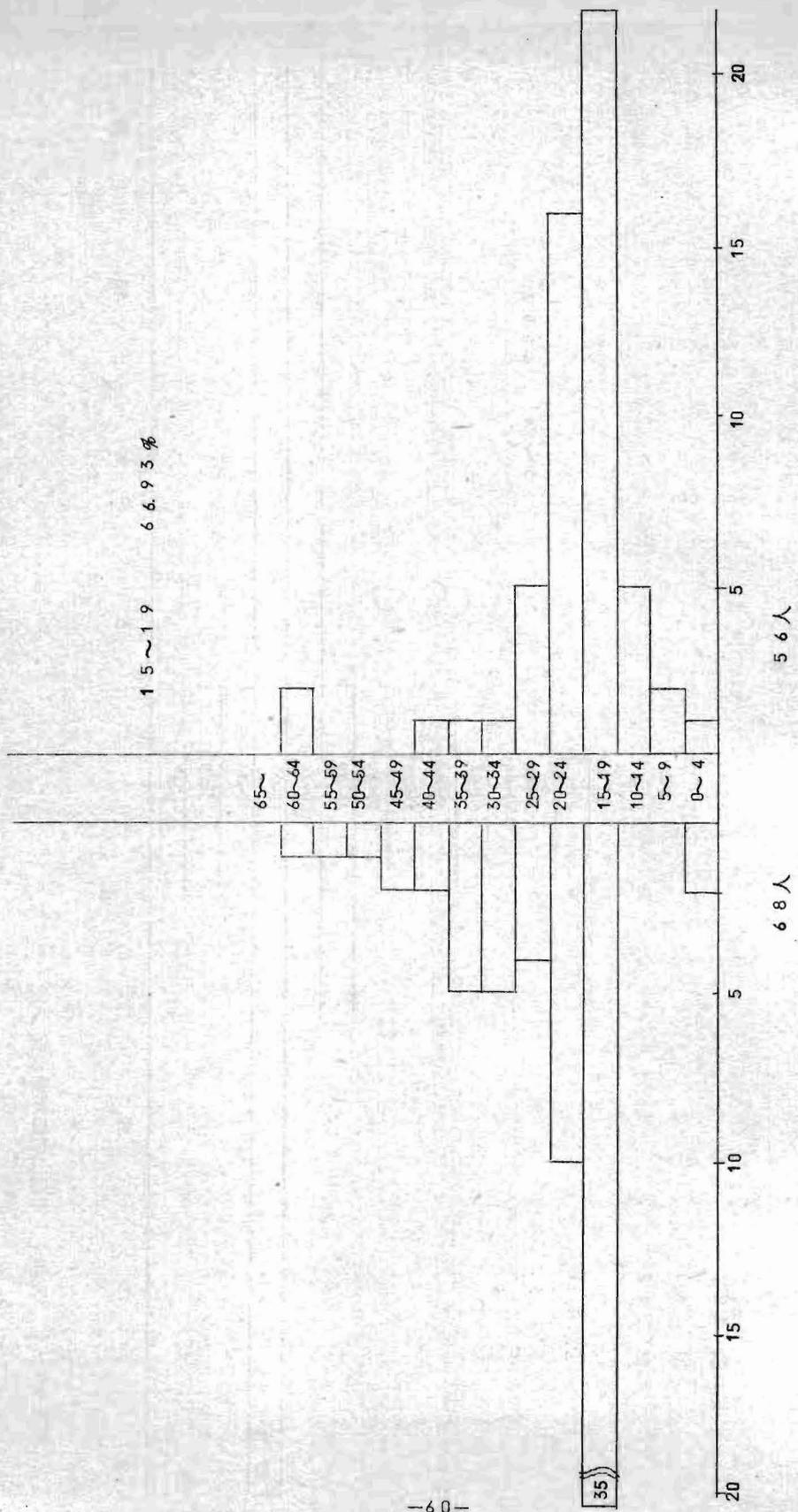


図3-1-6 昭和42年の転出者の年齢別構成

(注) 『岡山県人口の動き』(昭和42年度)より作成。

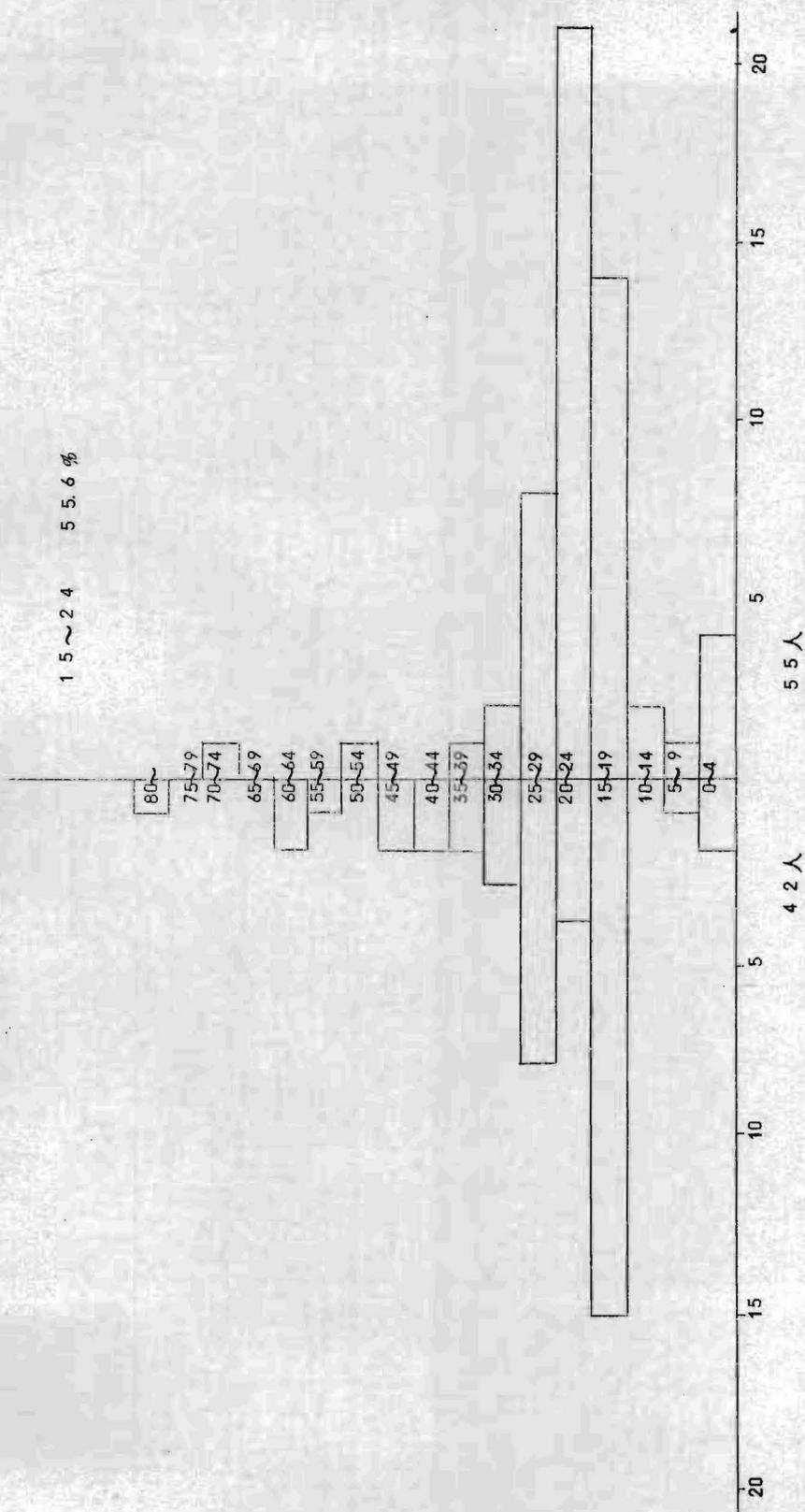


図 3-1-7 昭和 50 年の転出者の年齢別構成

(注) 東栗倉村「転出転入級」より作成。

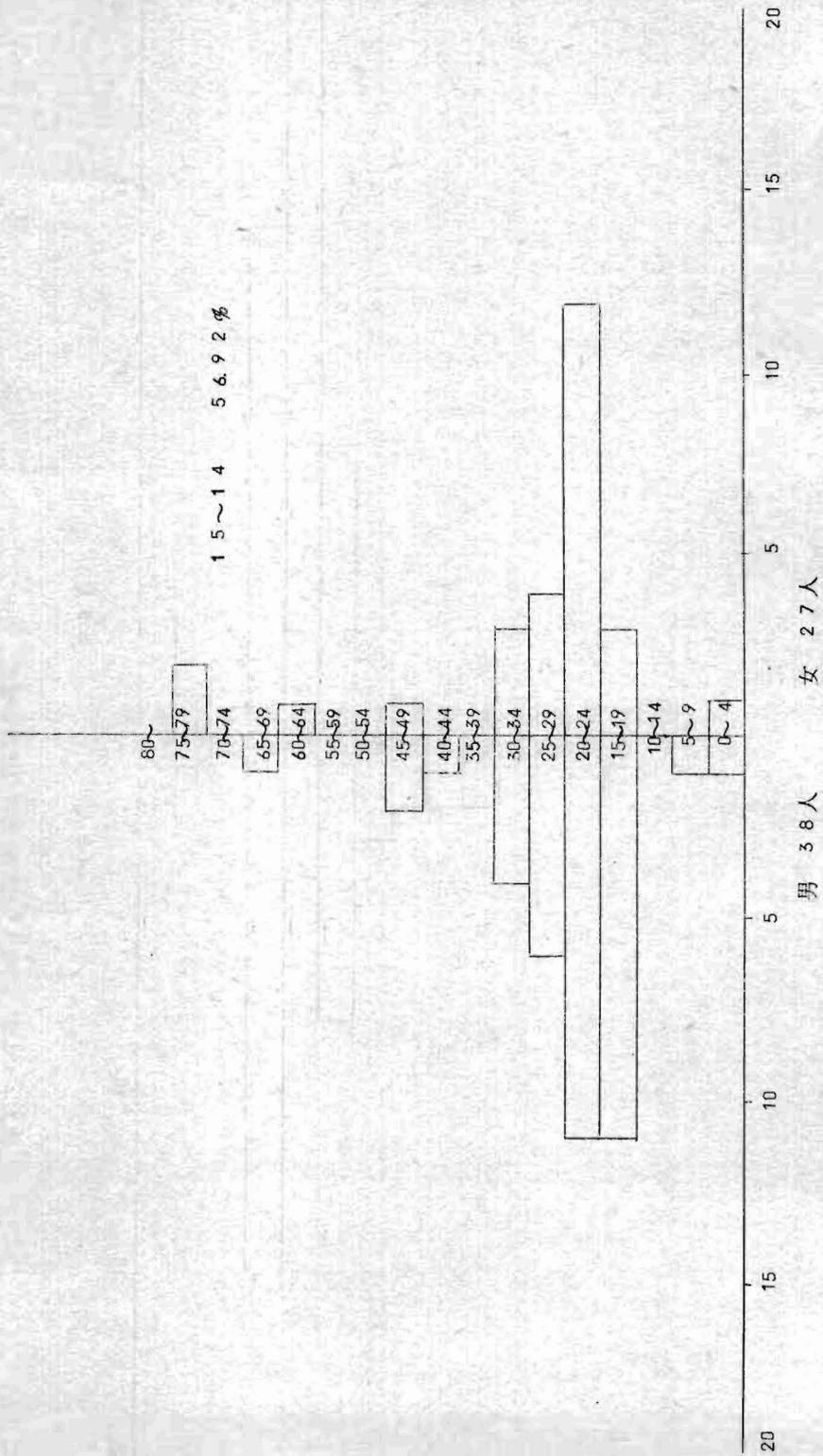


図3-1-8 昭和51年転出者の年齢構成

(注) 東栗倉村「転出転入綴」より作成。

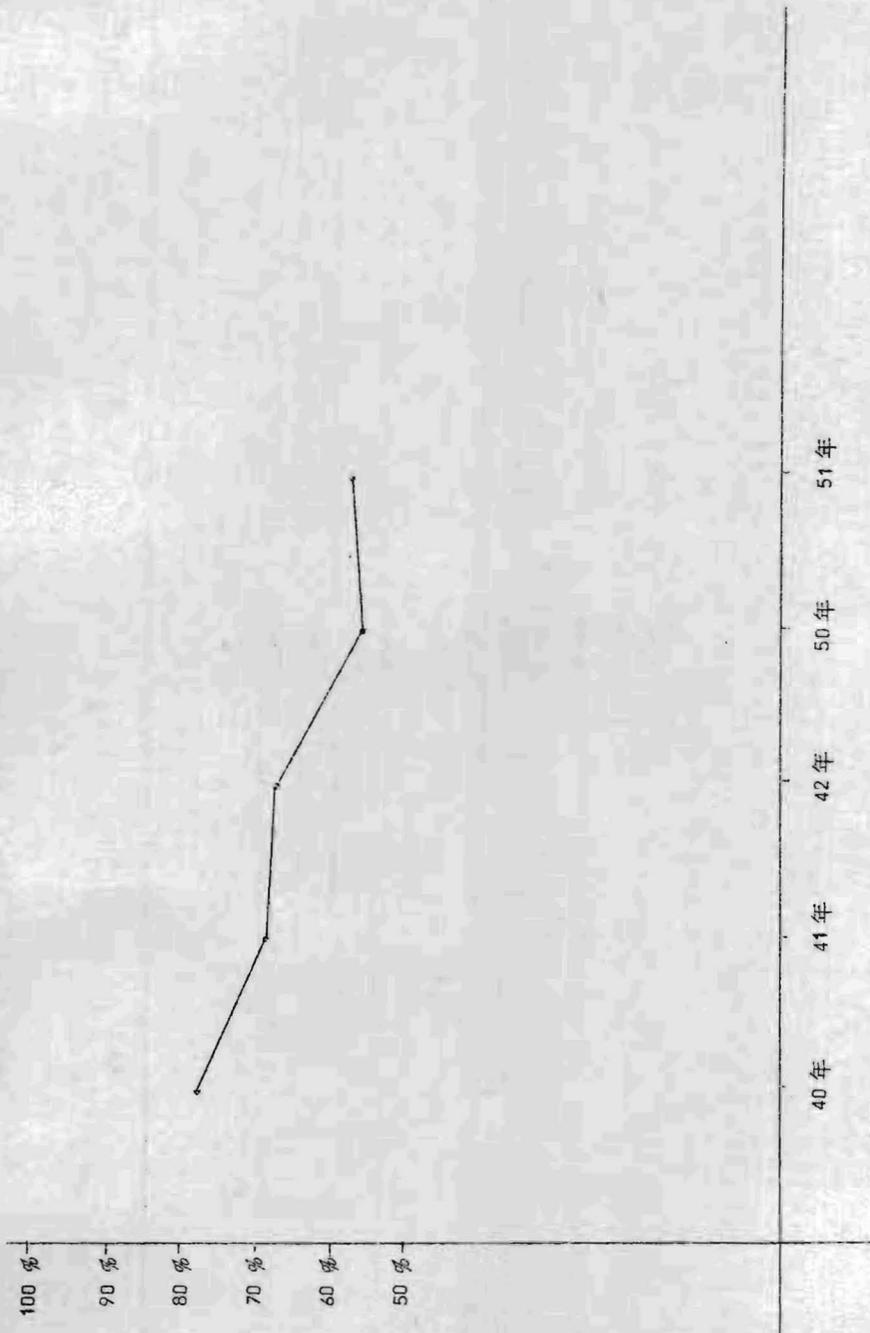


図3-1-9 転出総数に対する若年労働者層(15才~24才)の割合

(注) 『岡山県人口の動き』及び東栗倉村「転出転入表」より作成。

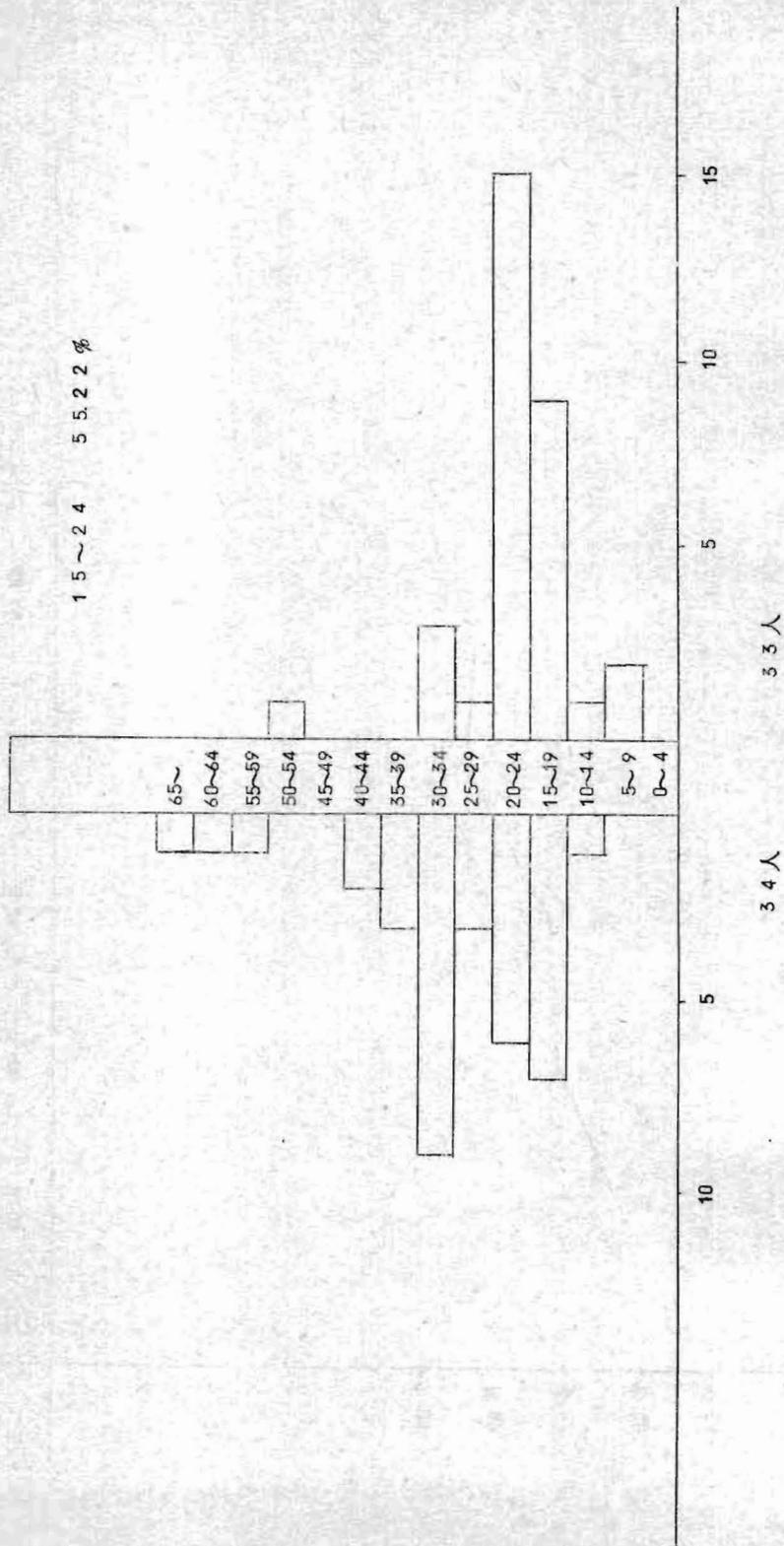


図 3-1-10 昭和 40 年転入者の年齢別構成

(注) 『岡山県人口の動き』(昭和 40 年度)より作成。

総数 61  
 男 30  
 女 31

15~24 65.5%

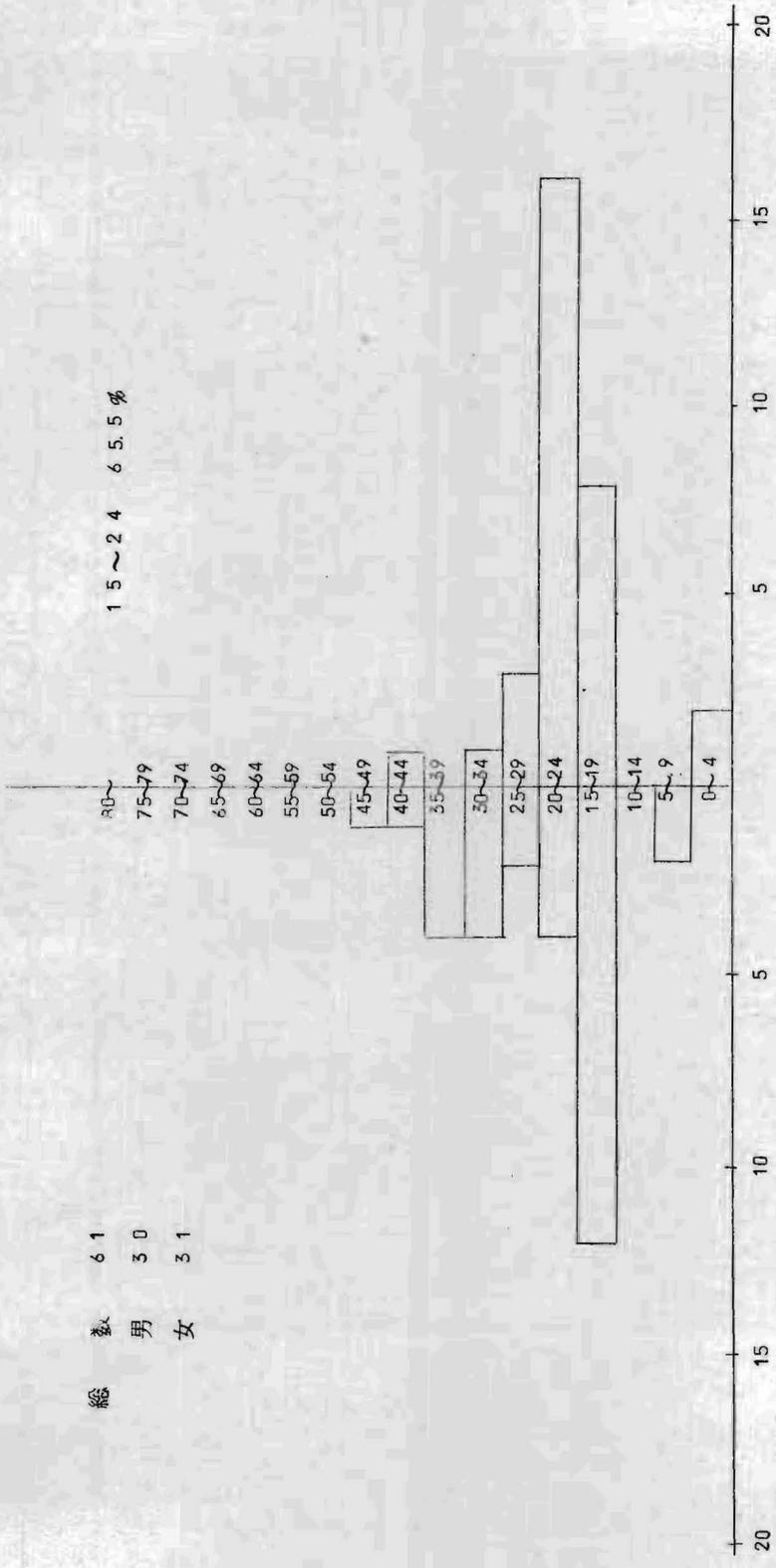


図3-1-1-1 昭和41年転入者の年齢別構成

(注) 『岡山県人口の動き』(昭和41年度)より作成。

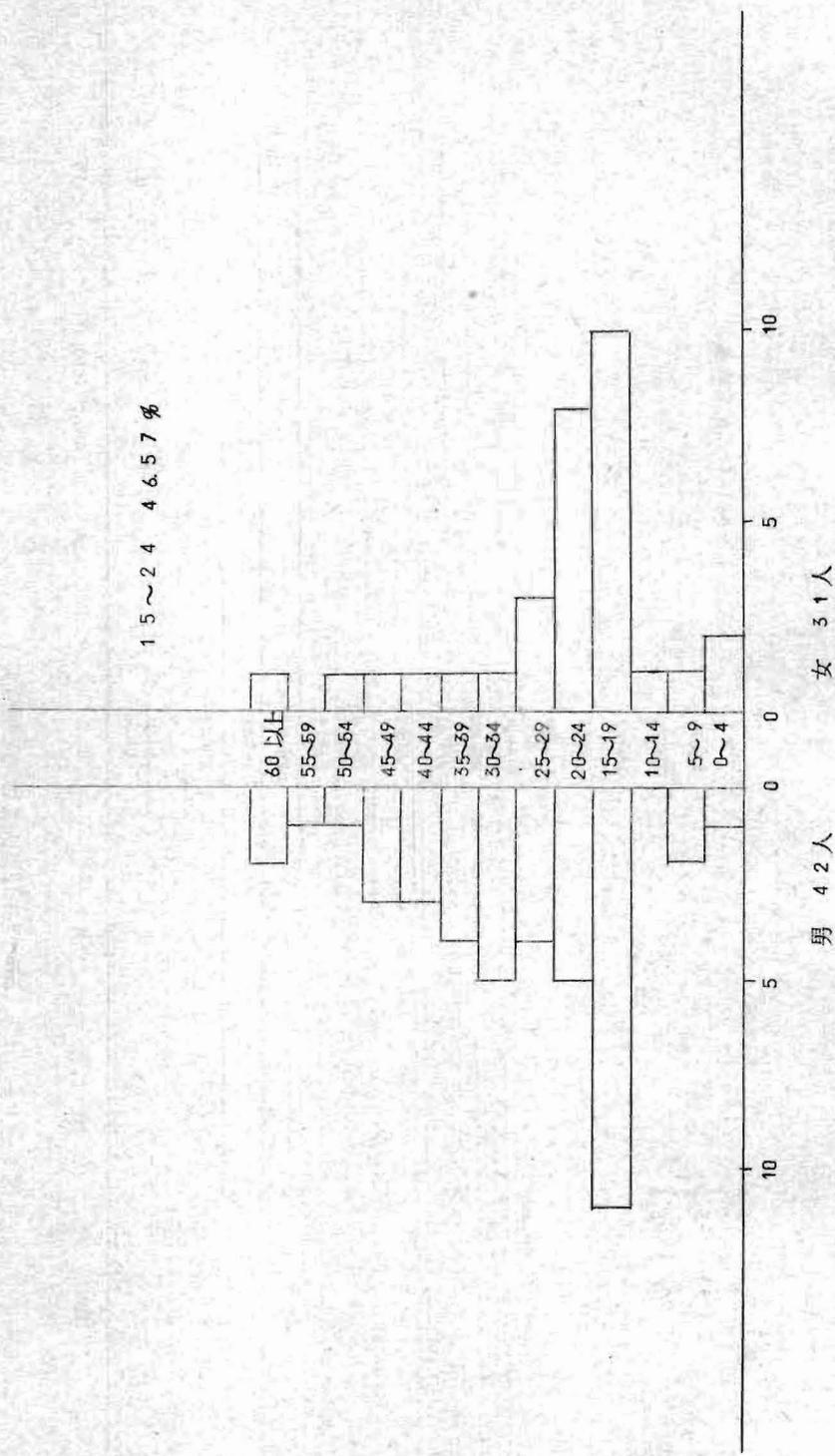


図3-1-1-2 昭和42年度年齢別転入者数

(注) 『岡山県人口の動き』(昭和42年度)より作成。

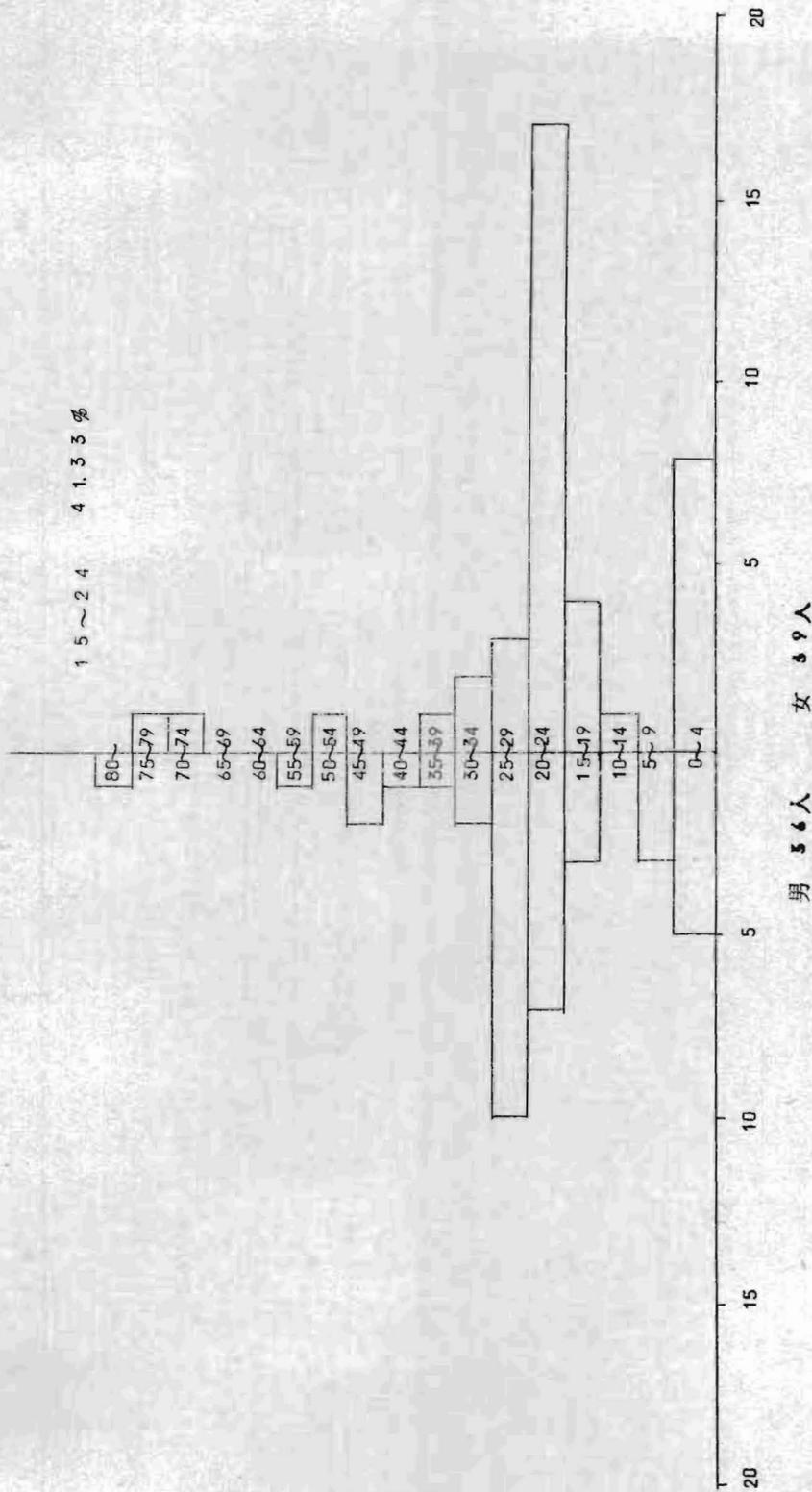


図3-1-1.3 昭和50年転入者の年齢別構成

(注) 東栗倉村「転出転入綴」より作成。

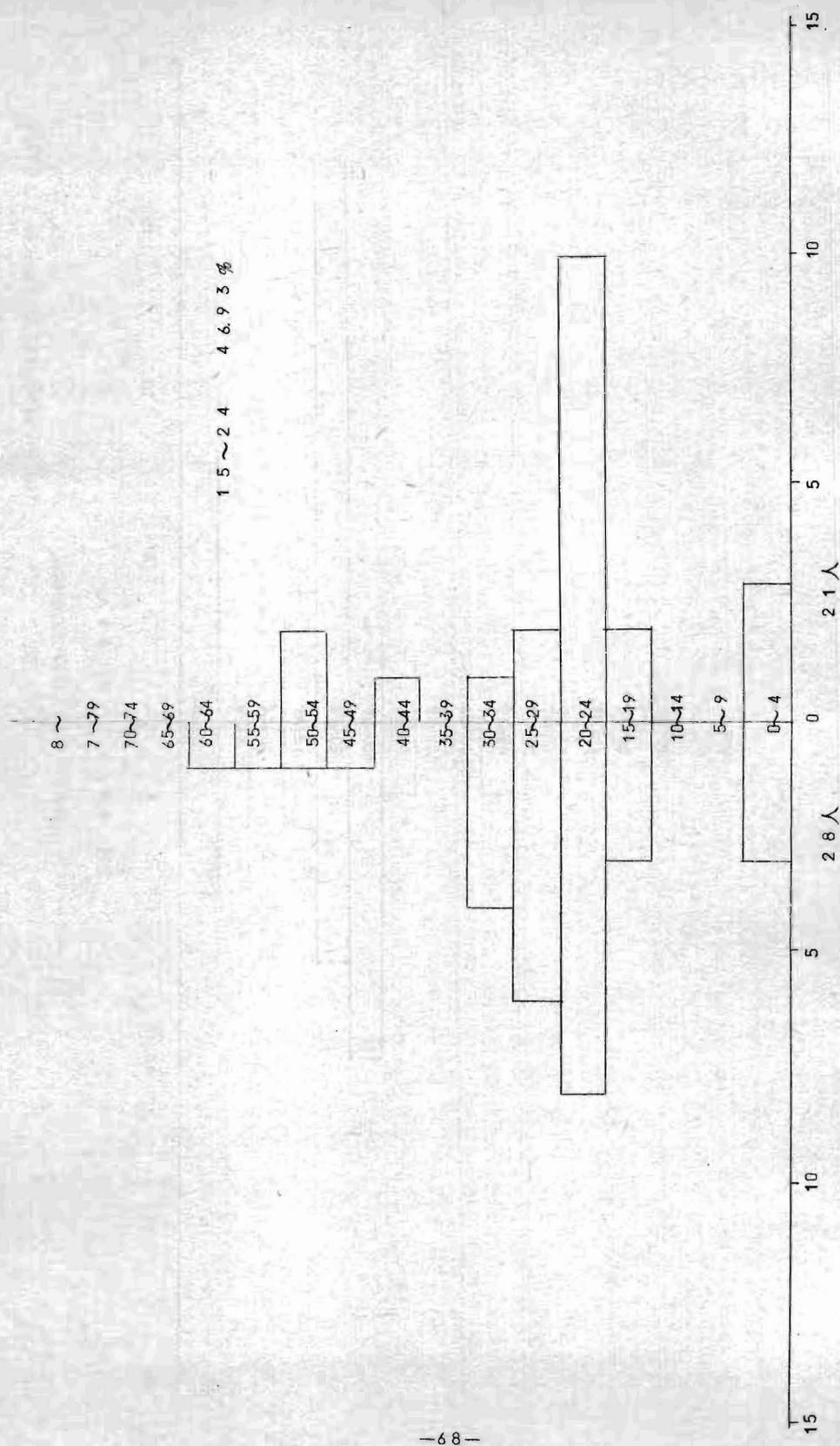


図3-1-1-4 昭和51年転入者の年齢別構成

(注) 東栗倉村「転出転入簿」より作成。

(3) 地域別にみた転出・転入

まず最初に、資料が十分手に入らず、昭和40・41・42・50・51年のものしかなかったため、戦前などとの比較考察ができなかったのは残念であった。このため考察の進め方は、昭和40～42年と同50～51年の比較によるものになる。

(イ) 転 出

東粟倉村からの転出者数は昭和40年103人、41年128人、42年116人、50年100人、51年59人と51年を除いては毎年100人以上が転出している。51年に極端に転出者が減少しているのは、不況の影響でやむなく村内にとどまった者がふえたためであろう。

この転出者数を地域別(都道府県別)にみると、まず第一に岡山、兵庫、大阪の三府県に転出が集中していることがわかる。三府県の中でも特に兵庫県へのものが岡山県内のものをしのぐことは注目すべきことである。(5年間の合計、兵庫185人、岡山156人)これは東粟倉村の位置が岡山県の最東端であり、距離、交通などを考え合わせてみても近畿圏とのつながりが強いと考えられるからであろう。

三府県の転出のうち、岡山県のものからみてみよう。転出者総数と全体に占める割合は次のとおりである。

表3-1-3 県内への転出者の年次別変化

年度	昭和40	41	42	50	51
県内への転出者数(人)	27	41	34	38	16
転出全体に占める割合(%)	26.2	32.0	29.3	38.0	27.1

岡山県内への転出には二つの類型が考えられる。一つは大原町、美作町、津山市などへの比較的近距离のもので、これには結婚によるものが含まれるため女子の割合が高い。もう一つは岡山市など県南への転出であり、都市部への出稼ぎ、挙家離村等が含まれている。

兵庫県への転出は三つに分けられる。第一には佐用町など近距离の転出で、大原町への転出と同様の傾向がみられる。第二は姫路市周辺への転出である。東粟倉村からの直線距離をみると岡山市まで約80km、これに対して姫路市までは約50kmである。比較的大きな都市への転出先として、岡山市よりも近距离に兵庫県の都市がある。ここに兵庫県への転出が最も多い最大の原因があると思われる。転出の型態としては岡山市周辺へのものと大体同じと考えられるが、人数的にはこちらの方が多と思われる。第三には神戸市周辺への転出であるが、これは阪神圏への就職、進学あるいは出稼ぎのための転出と考えられる。以上が兵庫県への転出型態であるが、転出者総数と全体に占める割合は次のとおりである。

表3-1-4 兵庫県への転出者の年次別変化

年度	昭和40	41	42	50	51
兵庫県への転出者数(人)	37	54	43	32	19
転出全体に占める割合(%)	35.9	42.2	37.1	32.0	32.2

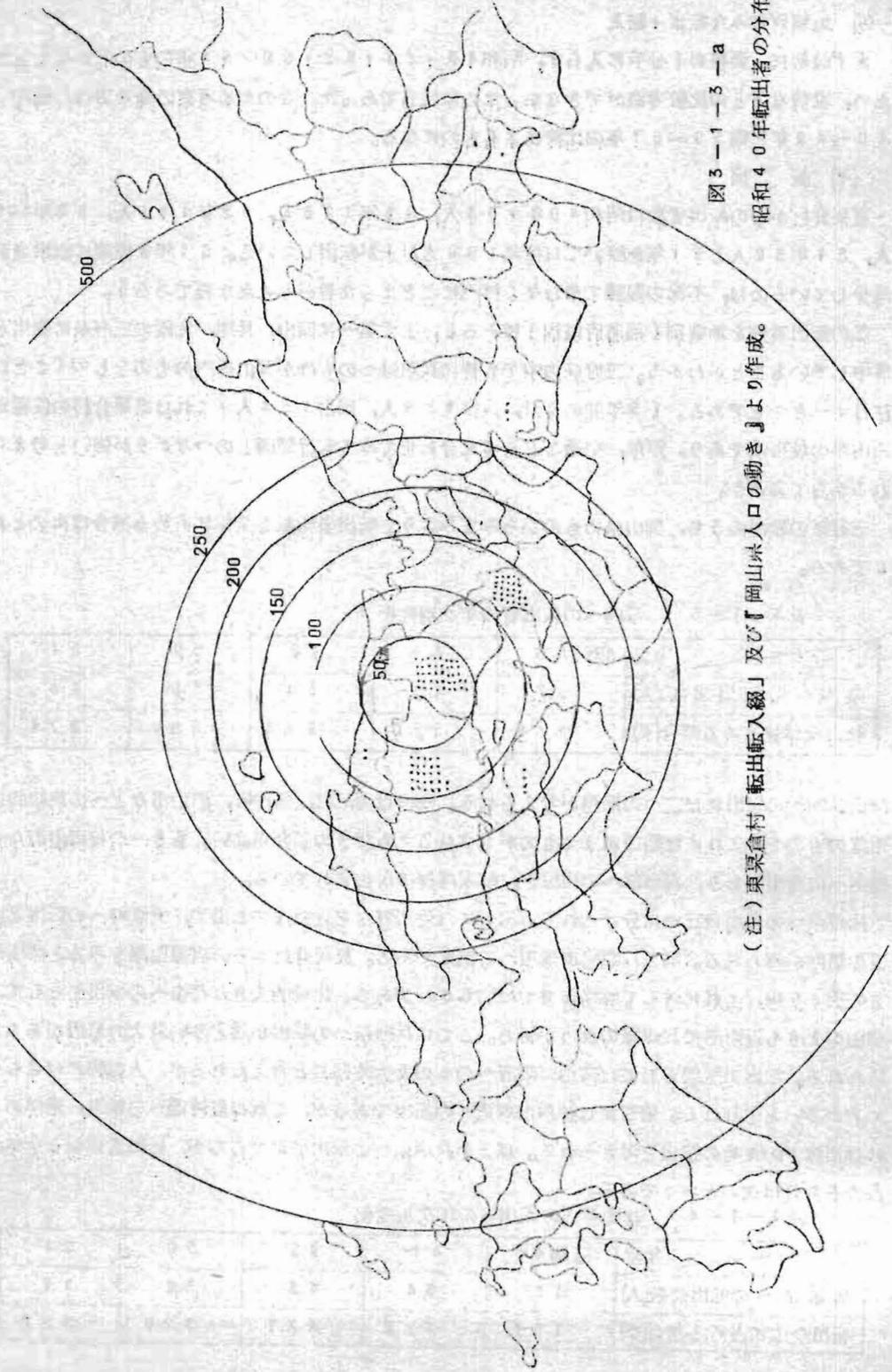


図3-1-3-a

昭和40年転出者の分布

(注) 東京圏「転出転入級」及び『岡山県人口の動き』より作成。

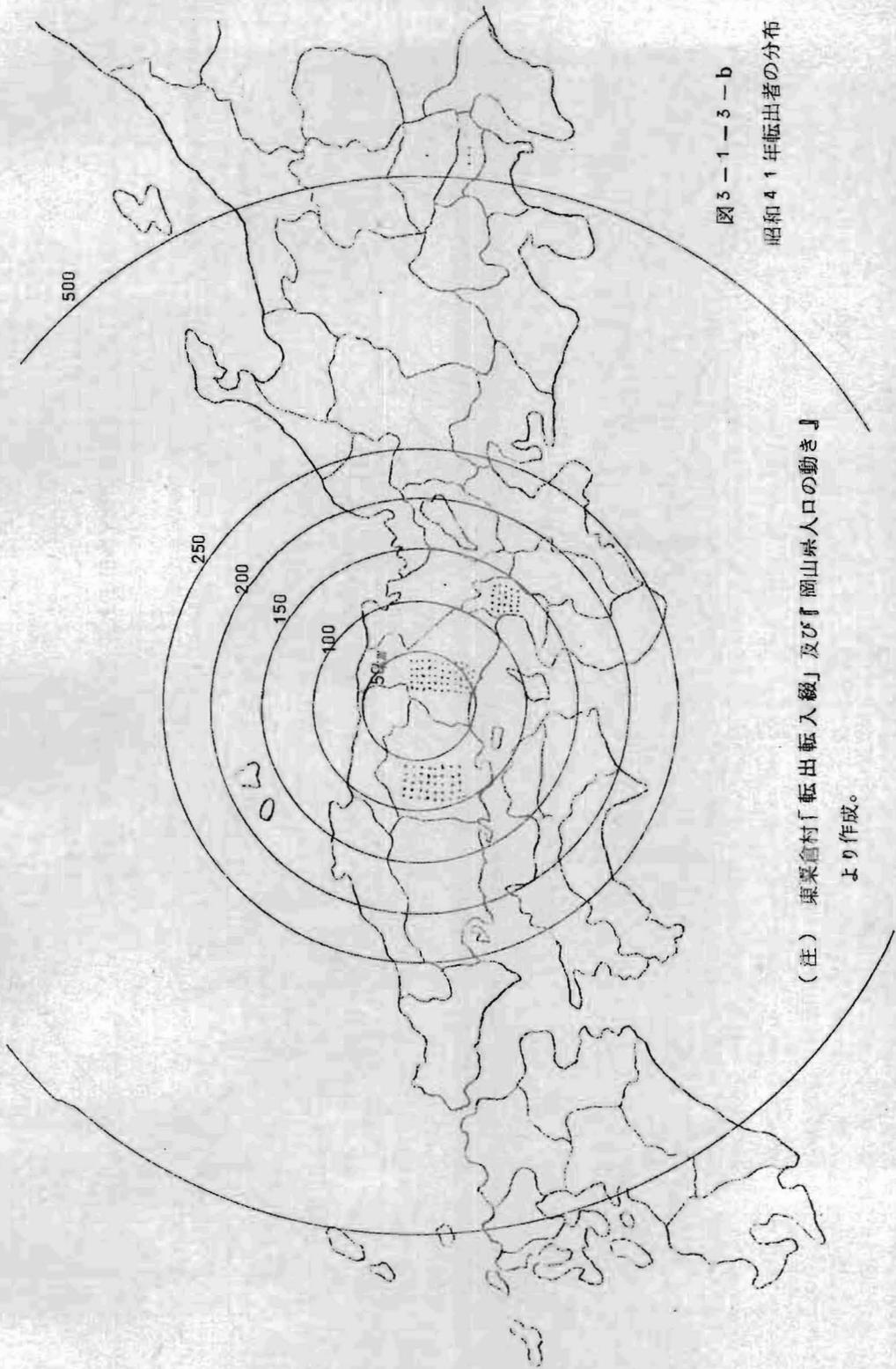


図3-1-3-b

昭和41年転出者の分布

(注) 東菜倉村「転出転入級」及び「岡山県人口の動き」

より作成。

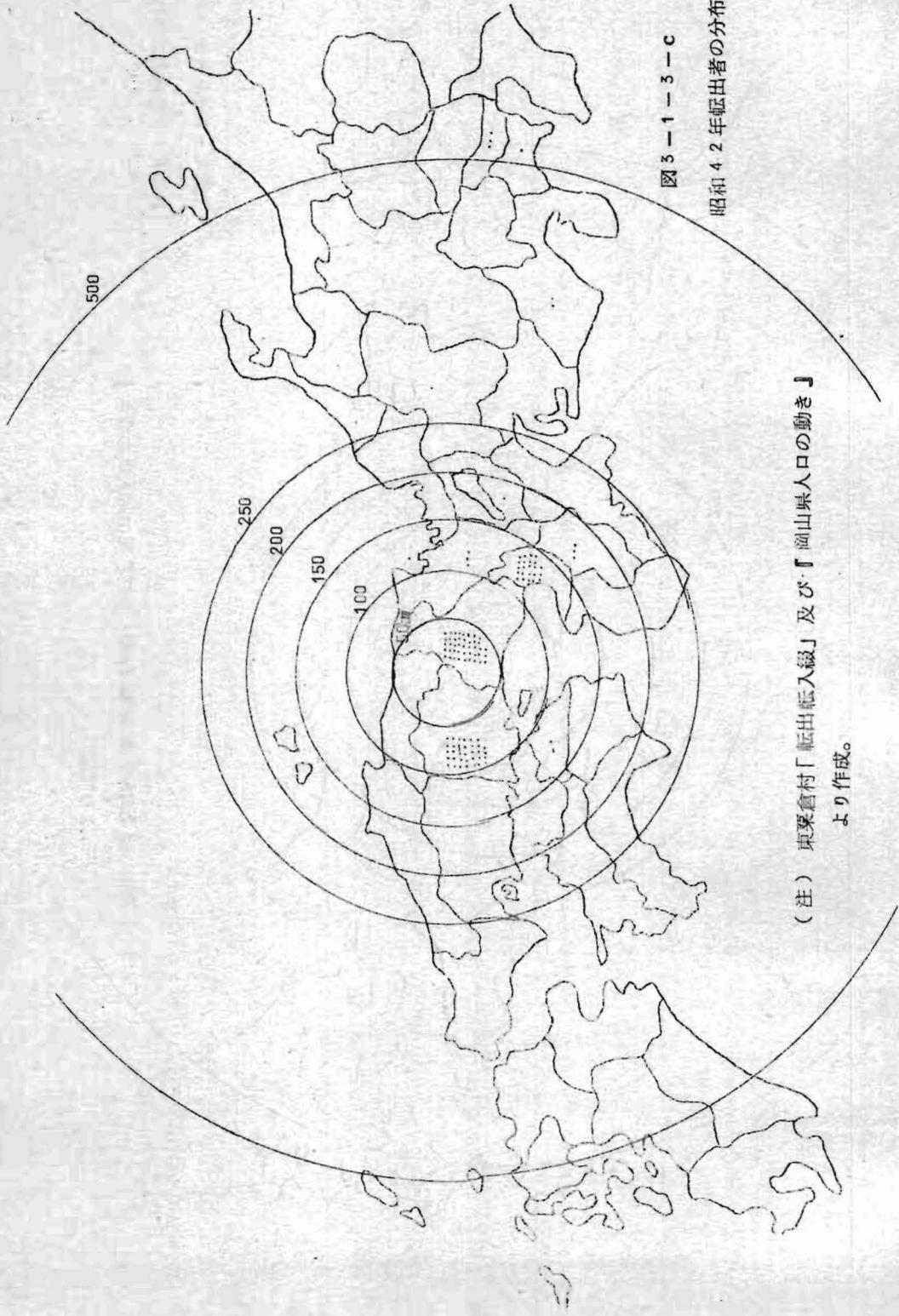


図 3-1-3-C

昭和 4 2 年転出者の分布

(注) 東栗倉村「転出転入級」及び「岡山県人口の動き」

より作成。

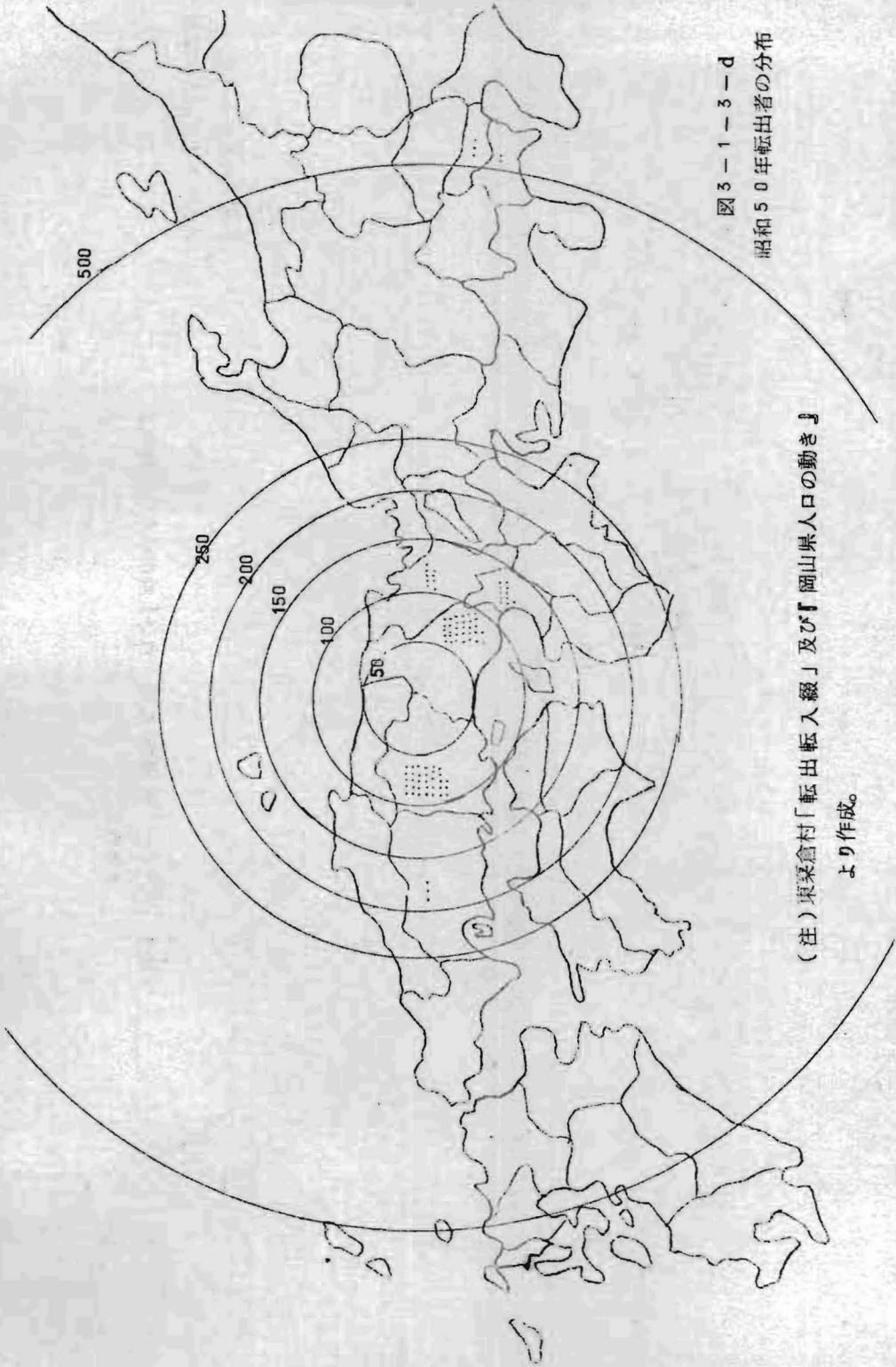


図 3-1-3-d  
昭和 50 年転出者の分布

(注) 東葉倉村「転出転入綴」及び「岡山県人口の動き」  
より作成。

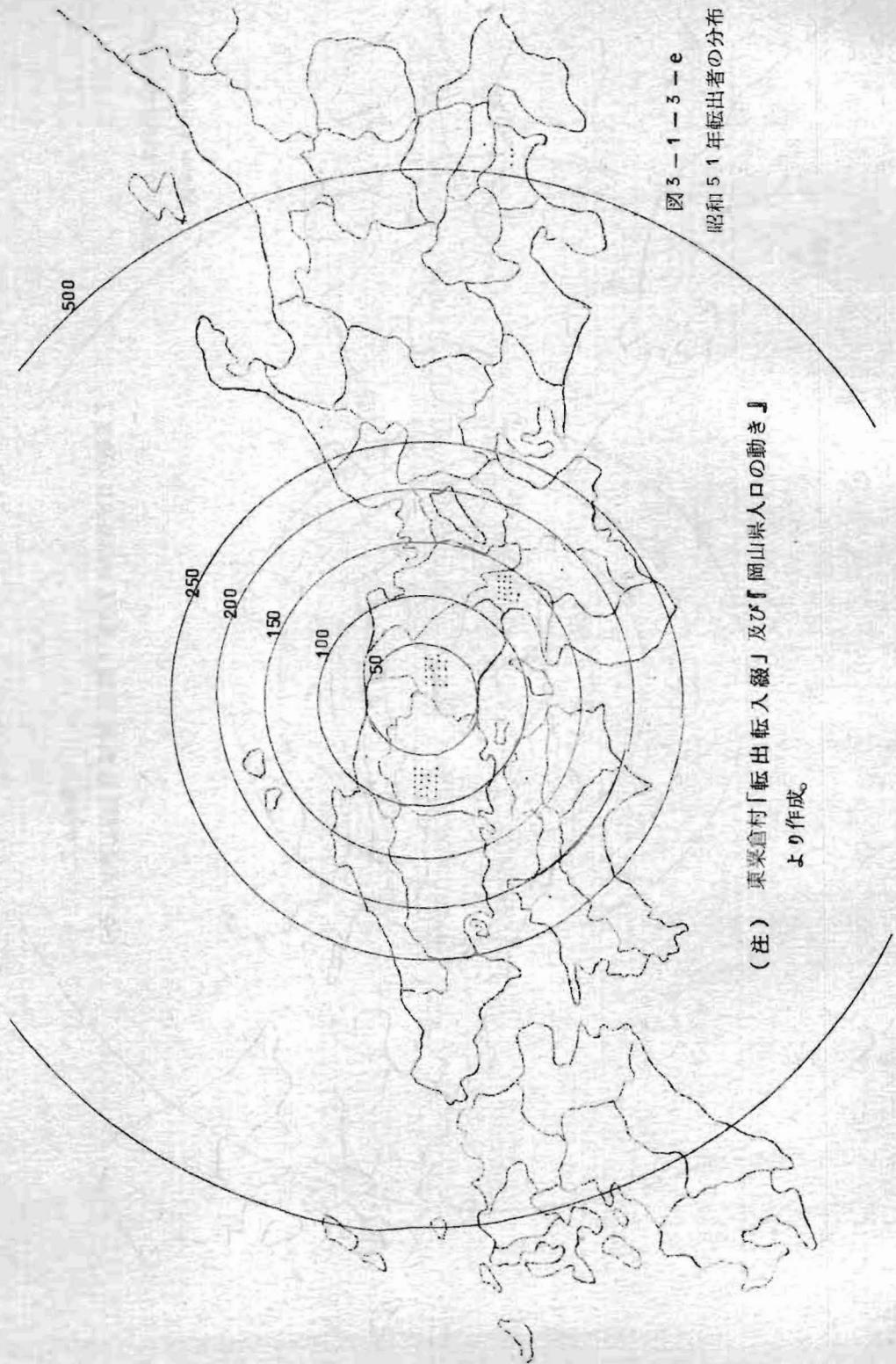


図3-1-3-e

昭和51年転出者の分布

(注) 東栗倉村「転出転入級」及び「岡山県人口の動き」より作成。

特に昭和41年の54人(42.2%)が注目される。

大阪府への転出は神戸市周辺への転出と同じ意味を持ち、就職のため単独で、あるいは挙家で転出するものが多数を占めていると思われる。大阪府への転出の場合、この他の類型(すなわち、大原町、佐用町等への結婚等による転出)はみられない。その分だけ転出数は少なく、兵庫、岡山に次いで第3位にあるのである。転出者数と全体に占める割合は次のとおりである。

表3-1-5 大阪府への転出者の年次別変化

年度	昭和40	41	42	50	51
大阪府への転出者数(人)	27	25	23	11(6)	14(5)
転出全体に占める割合(%)	26.2	19.5	19.8	11.0(6.0)	23.7(8.5)

(注) ( )内は大阪市

以上、岡山、兵庫、大阪への転出をみたわけであるが、この三府県への割合を合計してみると、昭和40年88.3%、41年93.7%、42年86.2%、50年81.0%、51年83.0%、と各年80%を越えている。これをみてもいかにこの三府県に集中しているかがわかる。ただ40～42年と50・51年を比較してみると40～42年は85%以上、50・51年は80～85%とわずかに率が減少している。総数が多くないことと資料不足な点からはっきりしたことは言えないが、以前ほどの三府県への指向がなくなり転出先が多少広域化しているのかもしれない。

前出の三府県より他の道府県への転出は全く重要性は低い。京浜地区へは各年4～5人の転出がみられ、進学または就職のための転出と思われる。比較的距離が近い鳥取県や香川県への転出は極少数であり、また広島県以西のものもほとんどみられない。これは、主要な転出先として、岡山、兵庫、大阪という大きな要素を持つため、その他の地域へ転出する必要性が認められないという結果であると思われる。

これが東粟倉村からの転出状況であるが、最後にまとめてみると、類型としては婚姻等によるものと、出稼ぎや就職によるものの2つに分けられ、前者は周辺の市町村への転出が多く、後者は姫路を含めた阪神地域に多くが転出しており、大都市地域への転出の傾向が強く現われている。転出先として、岡山、兵庫、大阪の三府県が8割以上を占め、現在までのことを考えるとこの傾向はこれからも続くことはほぼ間違いないと思われる。

(甲) 転入

東栗倉村への転入者数は昭和40年67人、41年62人、42年73人、50年66人、51年71人となっており、人数の増減としての傾向はみられない。これは東栗倉自体が人口が少なく、これといった産業もないので、きわだった特徴が現われないのだと思われる。

次に転入者を地域別(都道府県別)にみると、転出の場合と同様岡山・兵庫・大阪の三府県に集中している。また兵庫県からのものが岡山県内のものをしのぐことも転出の場合と同様である。

まず岡山県内からの転入をみると、次に示すとおりである。

表3-1-6 県内からの転入者の年次別変化

年度	昭和40	41	42	50	51
県内からの転入者数(人)	18	24	16	34	22
転入全体に占める割合(%)	26.9	38.7	21.9	51.1	31.0

割合は各年転出の場合と大体同じ比率を示しているが、昭和50年だけ転出の38.0%に対して51.5%と10%以上高い比率を示していることが注目される。また51年も27.1%に対して31.0%と転入のほうが高い比率となっている。類型としては婚姻などによる比較的近距離のものと、県南の都市または都市周辺からのUターンによるものとの二類型に分けることができるであろう。このうち前者では女子の比率が高く、後者では逆に男子の比率が高いことが予想される。

兵庫県からの転入は先述したように岡山県内のものよりも多く最も多数を占めている。人数及び全体に占める割合は次のとおりである。

表3-1-7 兵庫県からの転入者の年次別変化

年度	昭和40	41	42	50	52
兵庫県からの転入者数(人)	25	23	34	16	24
転入者全体に占める割合(%)	37.3	37.1	46.6	24.2	33.8

各年30%以上と高い比率を示しているが、50年だけは岡山県内のものが多く割合も少なくなっている。その他の年は岡山よりも多少多くなっている。兵庫県からの転入の類型には岡山県内のものと同様2つの類型が考えられる。佐用町やその周辺の近距離のものには婚姻によるものが多く女子の比率が高いと考えられ、姫路及び神戸周辺からのものには男子の比率が高いと考えられる。兵庫県からの転入を男女別にみると、男子69人、女子53人であり男子が16人多い。このことから考えて兵庫県からの転入には神戸や姫路周辺から転入つまり都市からのUターンによるものが多いといえる。

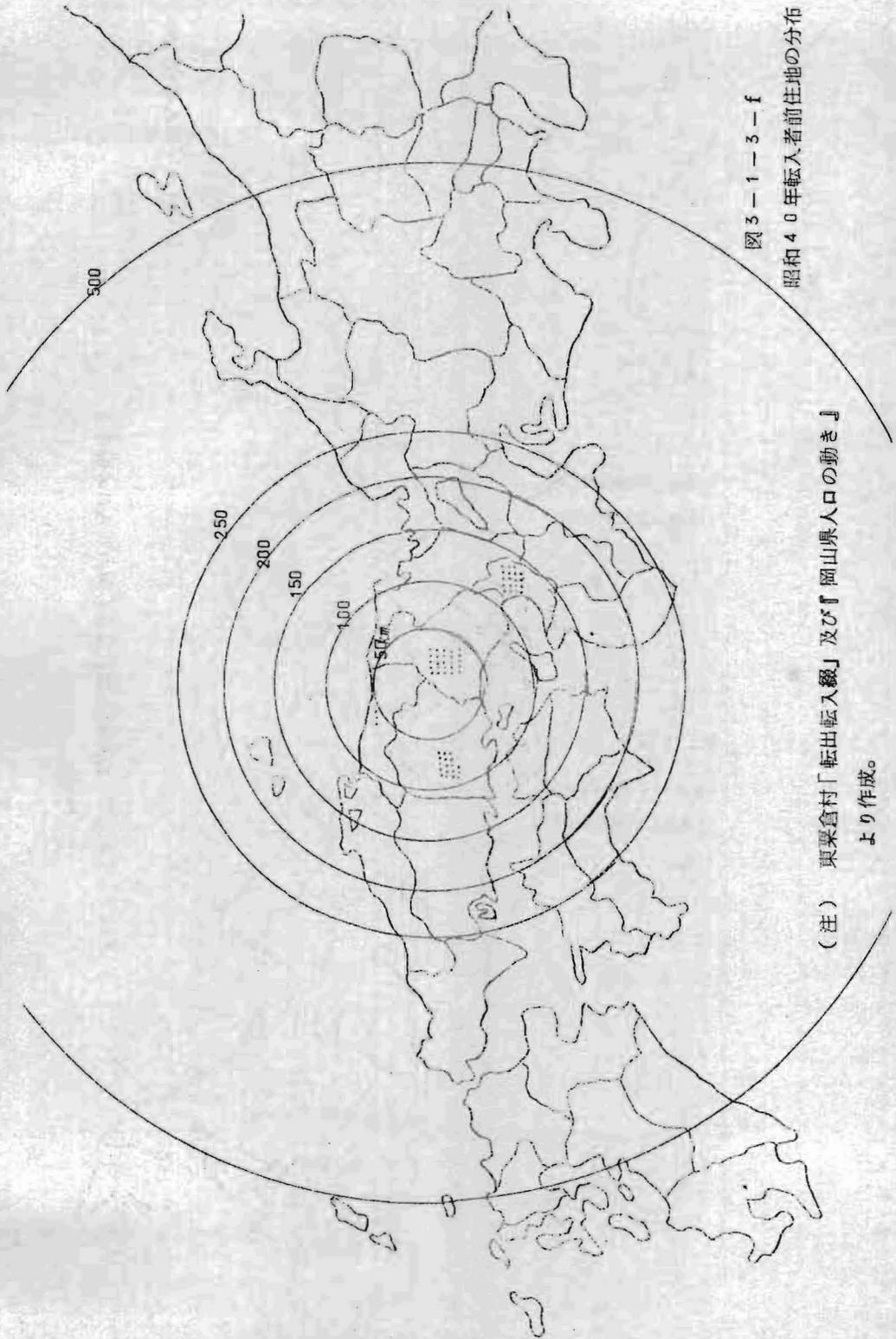


図3-1-3-f

昭和40年転入者前住地の分布

(注) 東栗倉村「転出転入級」及び「岡山県人口の動き」より作成。

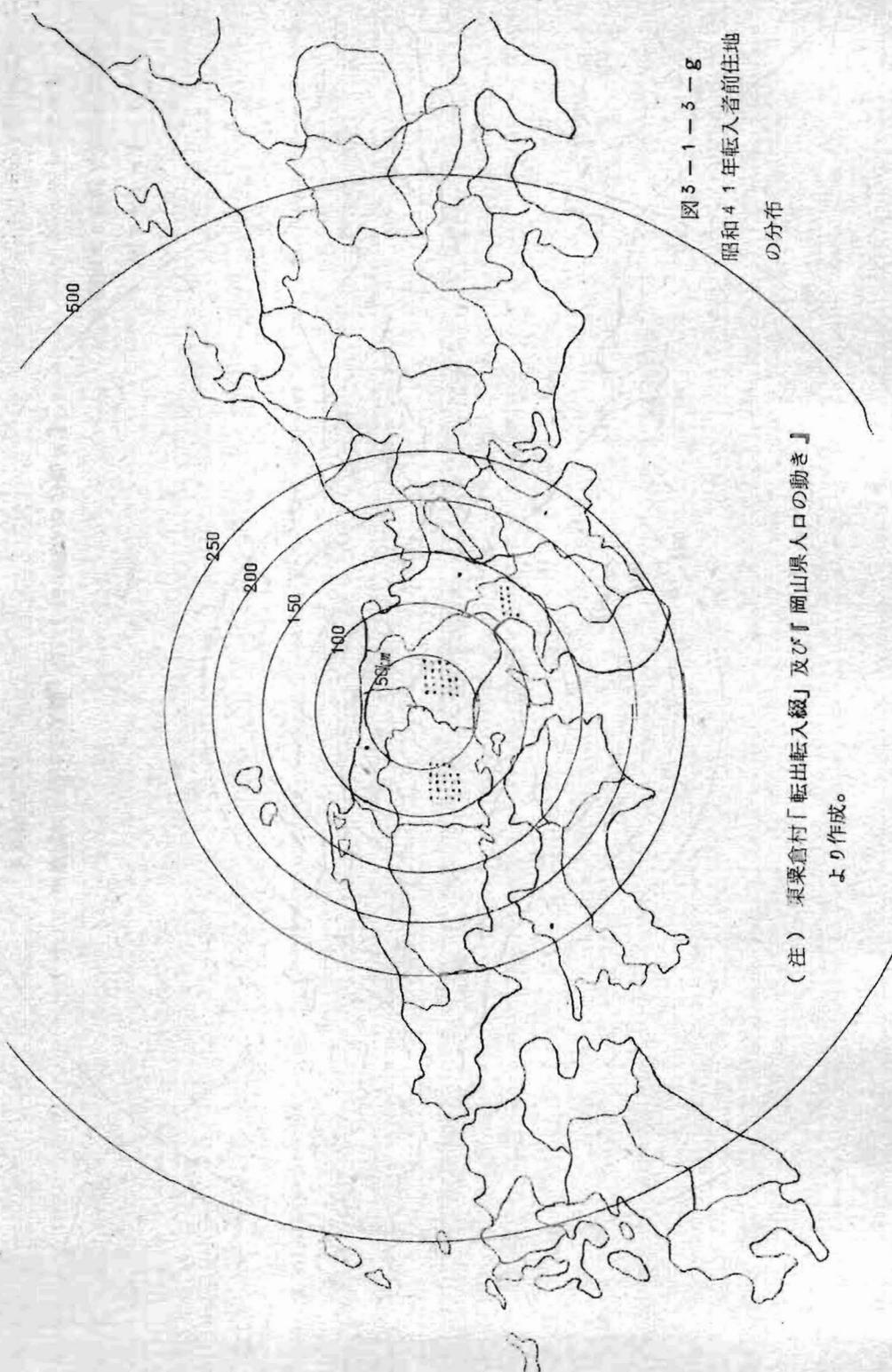


図3-1-3-g  
昭和41年転入者前住地の分布

(注) 東葉倉村「転出転入額」及び「岡山県人口の動き」より作成。

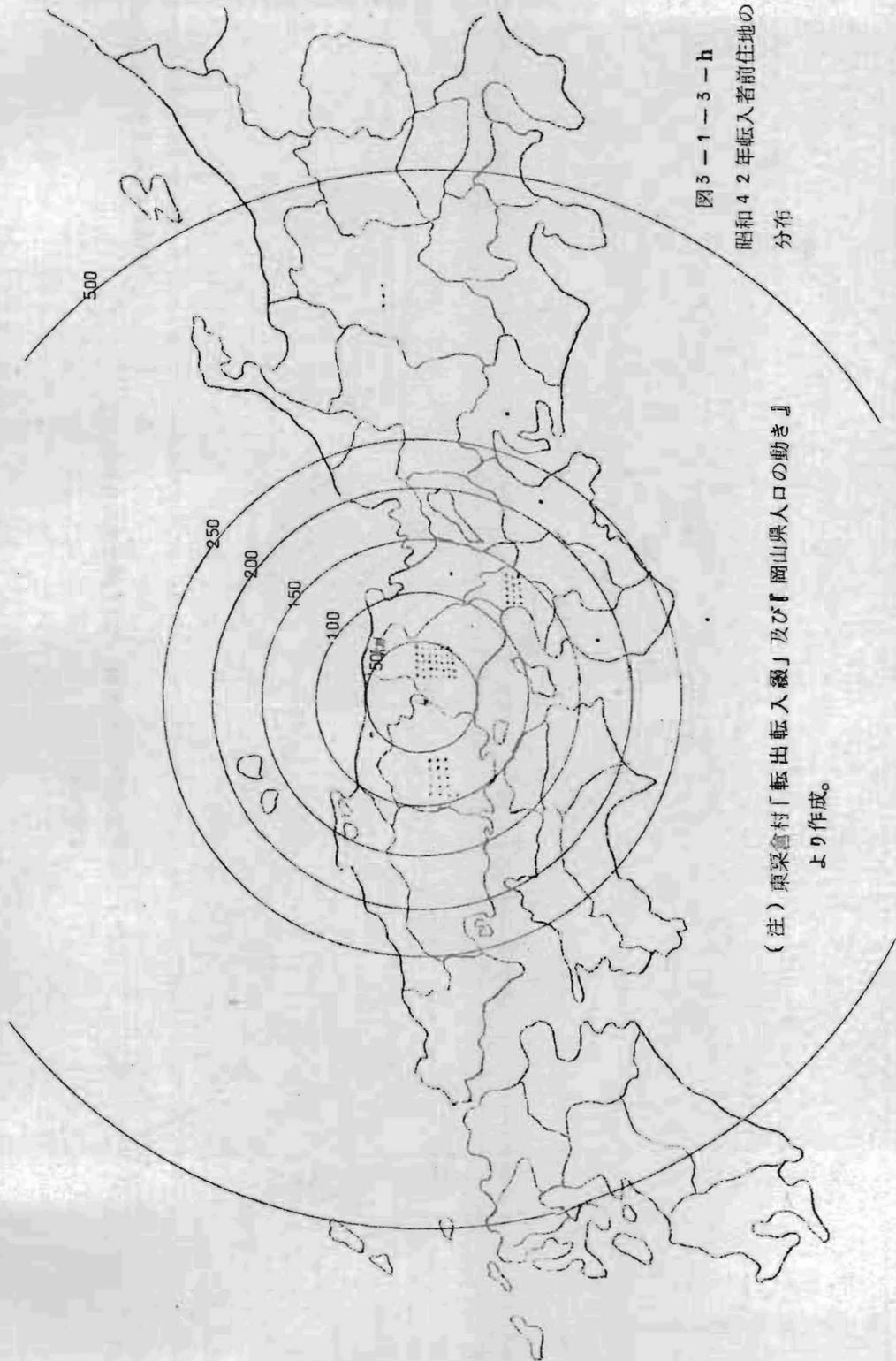


図3-1-3-h

昭和42年転入者前住地の  
分布

(注) 東采倉村「転出転入綴」及び『岡山県人口の動き』

より作成。

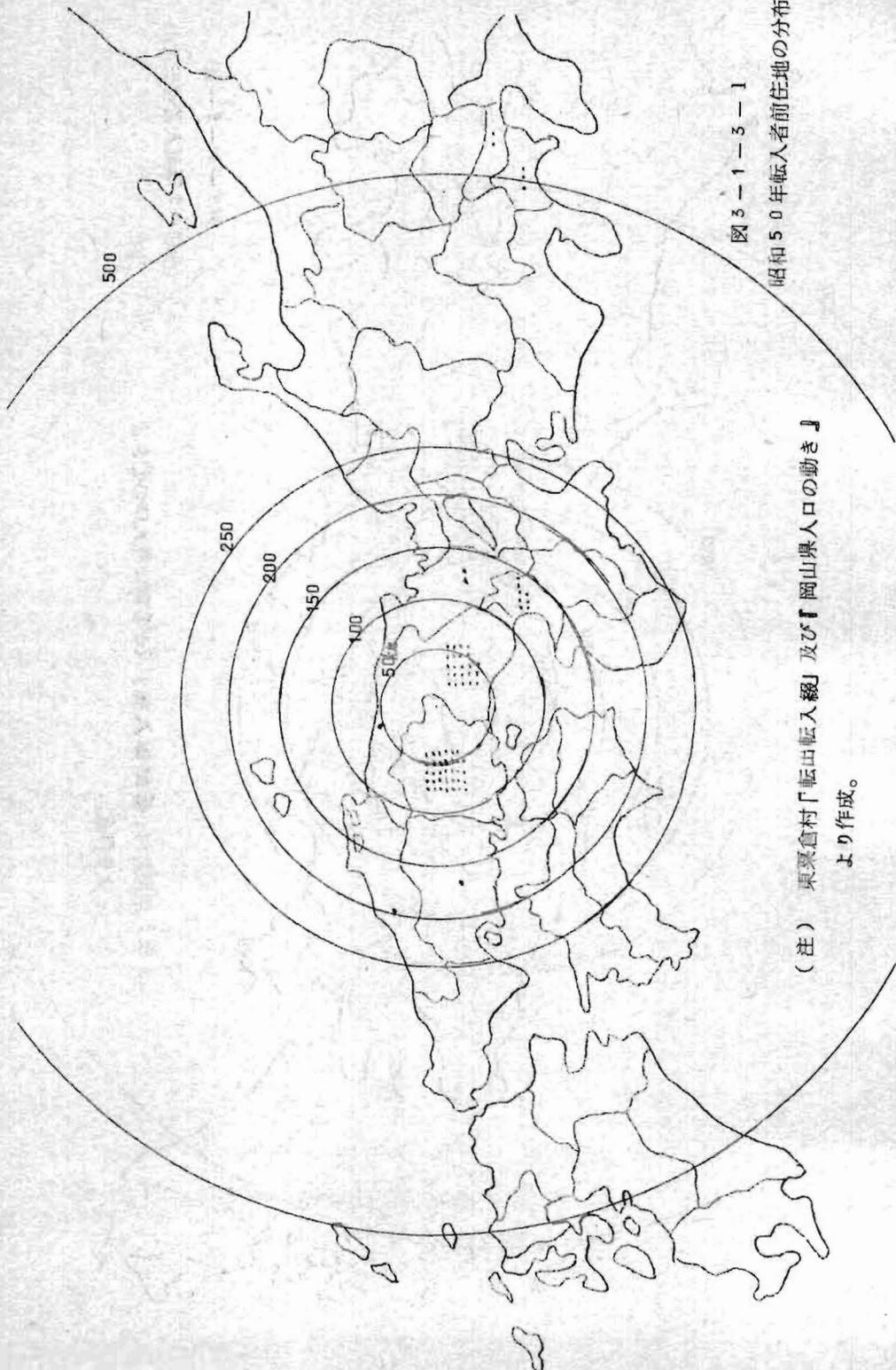


図 3-1-3-1

昭和 50 年転入者前住地の分布

(注) 東原倉村「転出転入総」及び「岡山県人口の動き」

より作成。

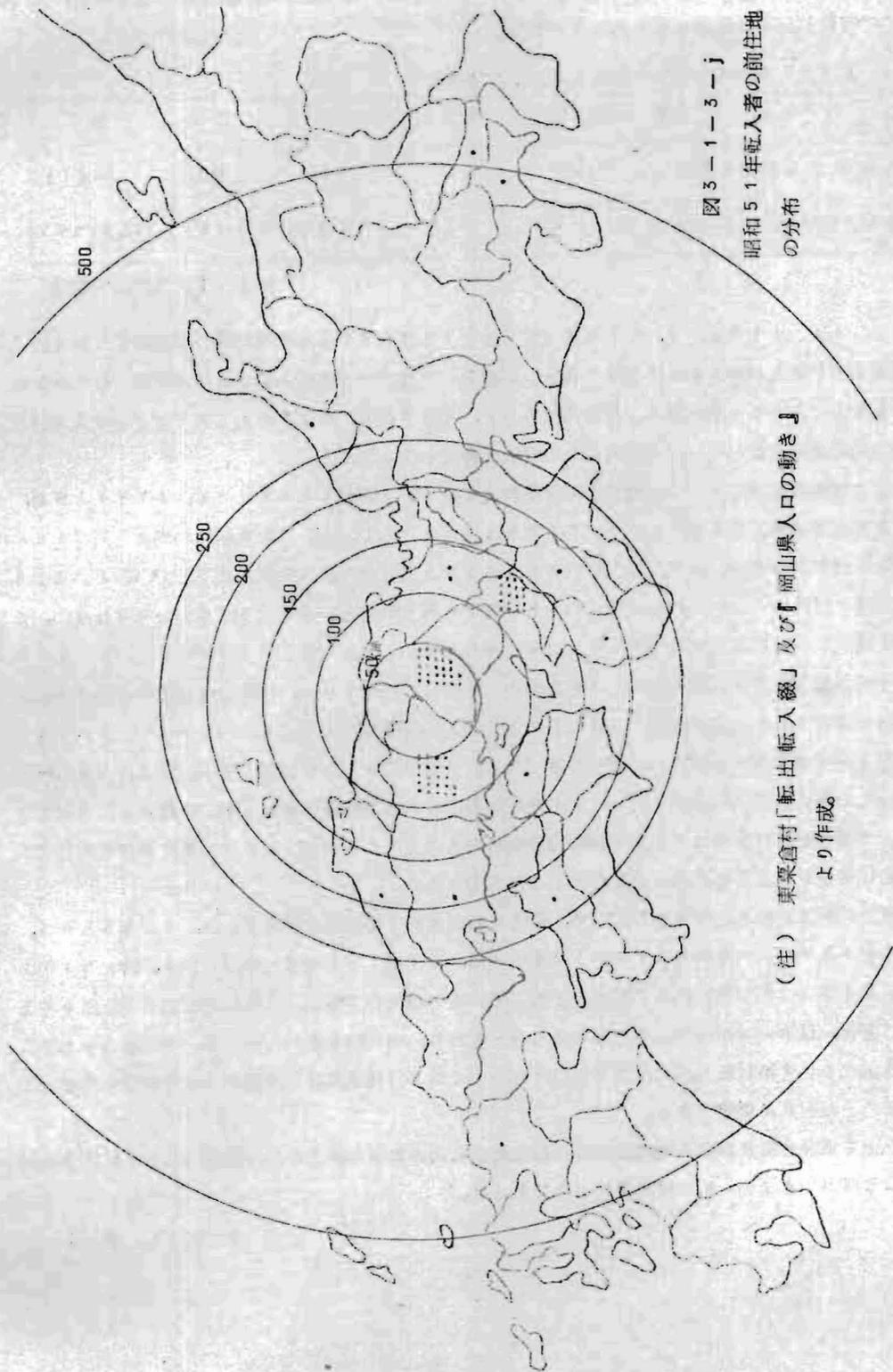


図3-1-3-j  
昭和51年転入者の前住地の分布

(注) 東栗倉村「転出転入綴」及び「岡山県人口の動き」より作成。

次に大阪府からの転入であるが、総数で64人と岡山、兵庫両県の6割足らずとなっている。各年の総数及び割合は次に示すとおりである。

表3-18 大阪府からの転入者の年次別変化

区分	年度	昭和40	41	42	50	51
大阪府からの転入者数(人)		19	11	15	6(2)	13(7)
転入者全体に占める割合(%)		28.4	17.7	20.5	9.1(3.0)	18.3(9.9)

(注) ( )内は大阪市

40, 41, 42年と50, 51年を比較すると50年の9.1%が極端に低い値を示しており、大阪府からの転入は比率が低下気味である。類型としては神戸や姫路からのものと同様、Uターンによるものであらうと思われる。男女別にみると、男子28人、女子36人であり女子が8人多いことは兵庫県の場合と違い、大阪府よりの転入の特徴となっている。

ここで転出と同じように三府県の割合を加えてみると、昭和40年92.5%, 41年93.5%, 42年89.0%, 50年84.8%, 51年83.1%となっている。これも転出の場合と同様40~42年は90%前後、50, 51年は80%あまりと三府県への集中度は低下しているといえよう。

三府県以外からの転入は地域別にみると少数でもあり傾向といえるようなものはみられない。ただ京浜圏からの転入は40~42年には全くみられなかったのに対し、50年に2人、51年に5人と増加傾向にある。転出においても京浜圏の比重は増加しており、三府県への集中度の低下とも合わせて考えると、交通機関の発達などにより転入の前住地が広域化しているといえることができる。

以上が東粟倉村への転入の地域的考察である。全体の傾向としては岡山県内、兵庫、大阪の三府県からの転入が圧倒的多数を占め、他の地域からのものは増加傾向はあるが、絶対数としては少ない。類型としては婚姻などによる比較的近距離のものと、50km以上離れた大都市及びその周辺からのUターンによるものの2つに分けることができる。

最後に転出と転入の関係を見るため、転入の転出に対する比率を計算すると、40年65.0%, 41年48.4%, 42年62.9%, 50年66%, 51年120.3%となっており、特に51年の120.3%とこの年だけ転入が転出を上回っているのが注目される。これは不況により転出を控えたことと、Uターンが増加したためであらうと思われ、継続的なものではなく、一時的なものであらう。残りの各年は転入が転出の7割以下となっており過疎化現象の原因に大きな影響を及ぼしていることは容易に想像できる。

以上で東粟倉村における地域別にみた転出及び転入の考察を終えるが、資料の入手不足により明確な考察ができなかったのは非常に残念であった。

(高木宏幸)

## 第2節 人口構成—老齡化—

人口現象の中で最も基本的な人口構成は、男女別構成と年齢別構成であるが、ここでは年齢別構成に重点をおいてみていきたい。

大正14年(1925)12月31日、昭和25年(1950)、35年(1960)、45年(1970)、50(1975)10月1日の人口ピラミッドを作ると図3-2-1のようになる。大正14年のものはほぼ富士山型を示し、総人口の中で14才以下のしめる割合は41.0%、65才以上のしめる割合は5.5%ということで人口増加を促す発展的な構成であるとみてよい。

昭和25年になると、男子1,293人、女子1,335人で男子の数が減少し、特に25才から45才の階級の人口の減少が目につくが、これは明らかに戦争による影響のあらわれである。また0から4才の階級が多いのはベビーブームの現象のあらわれである。ちなみにこの時の、14才以下のしめる割合は36.2%、65才以上のしめる割合は6.3%である。

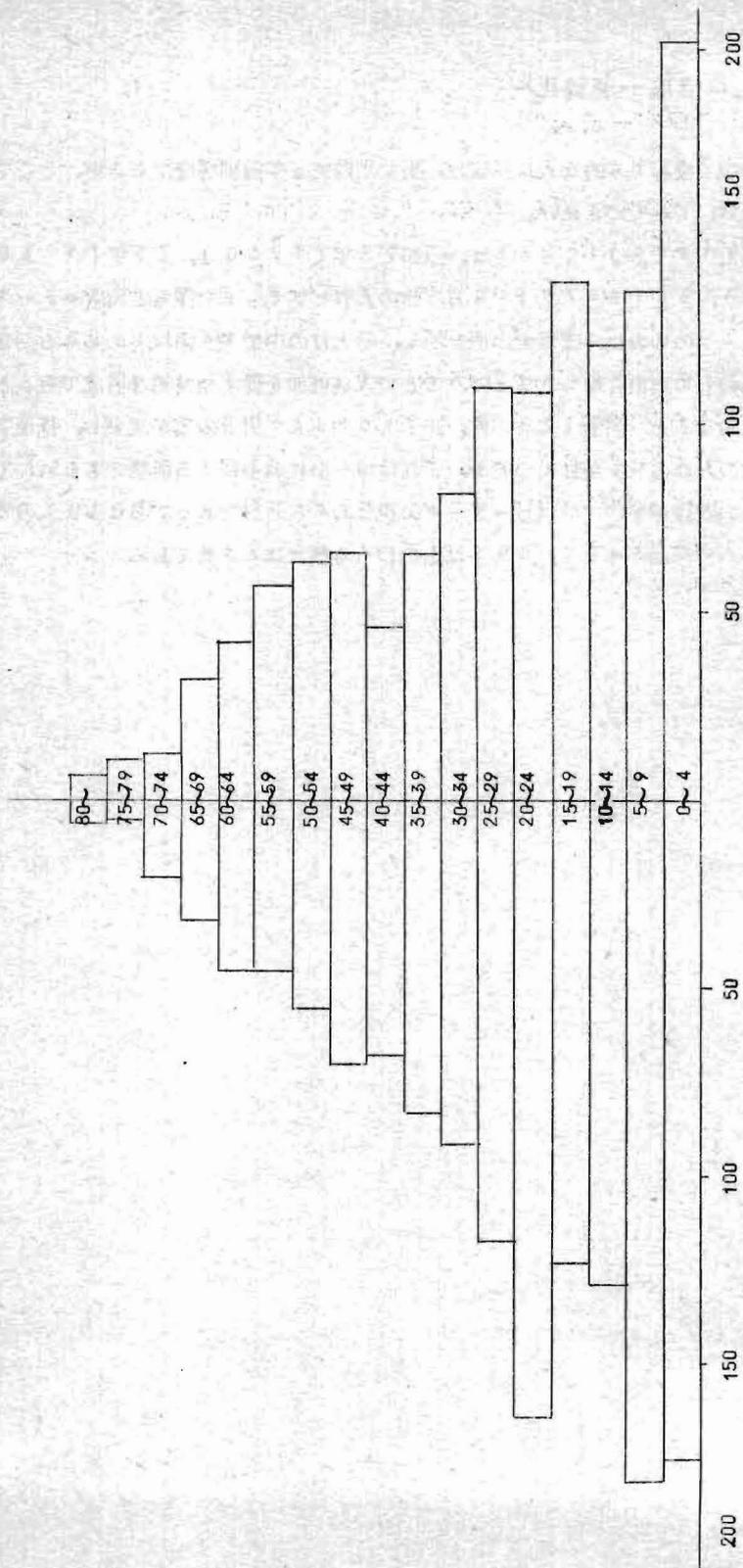


図 3-2-1 a 東栗倉村男女別年齢階級別人口（大正 14 年 1 月 2 日 3 日 現在）

（注）「統計表綴」より作成。

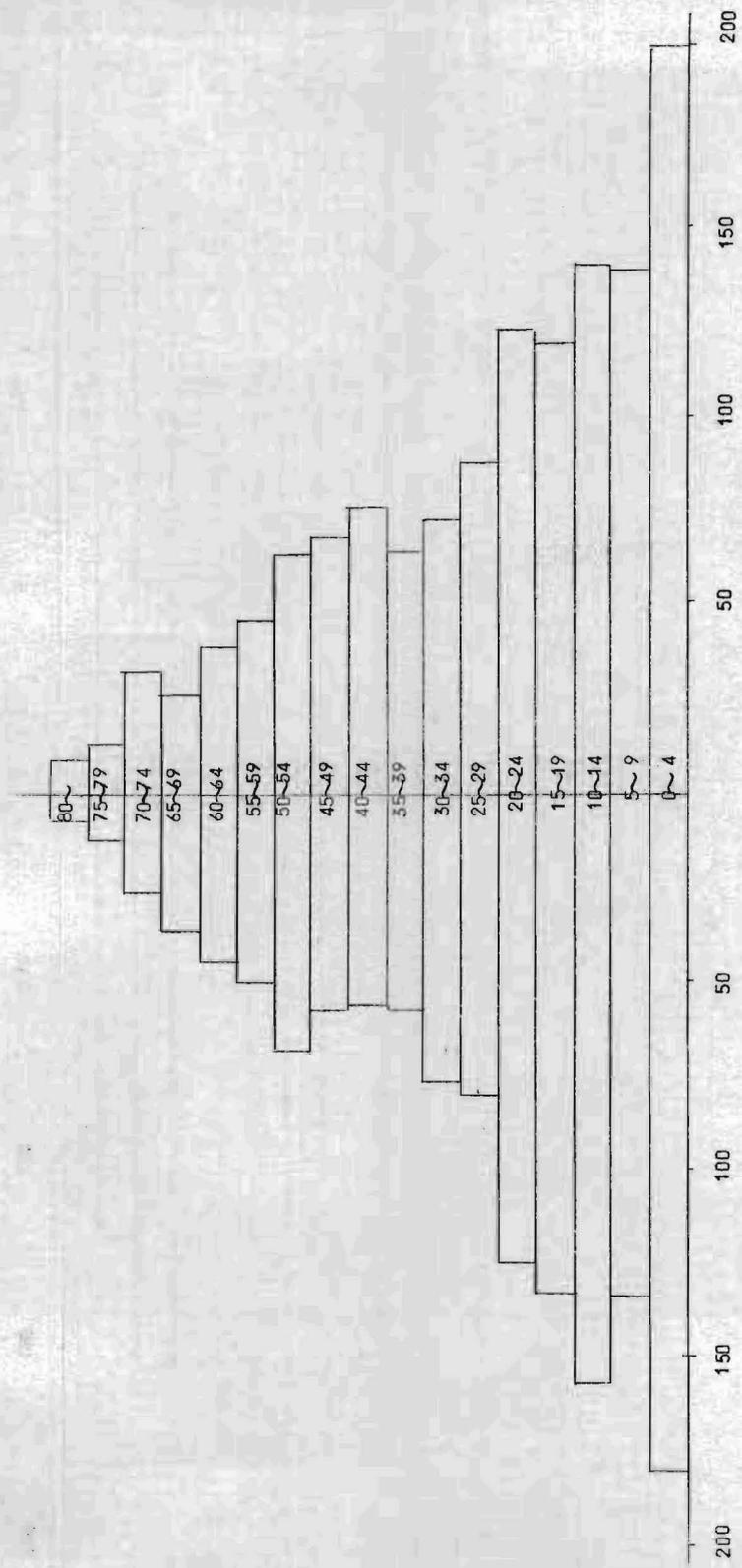


図3-2-1b 東栗倉村男女別年齢階級別人口（昭和25年10月1日現在）

（注）「国勢調査報告」より作成。

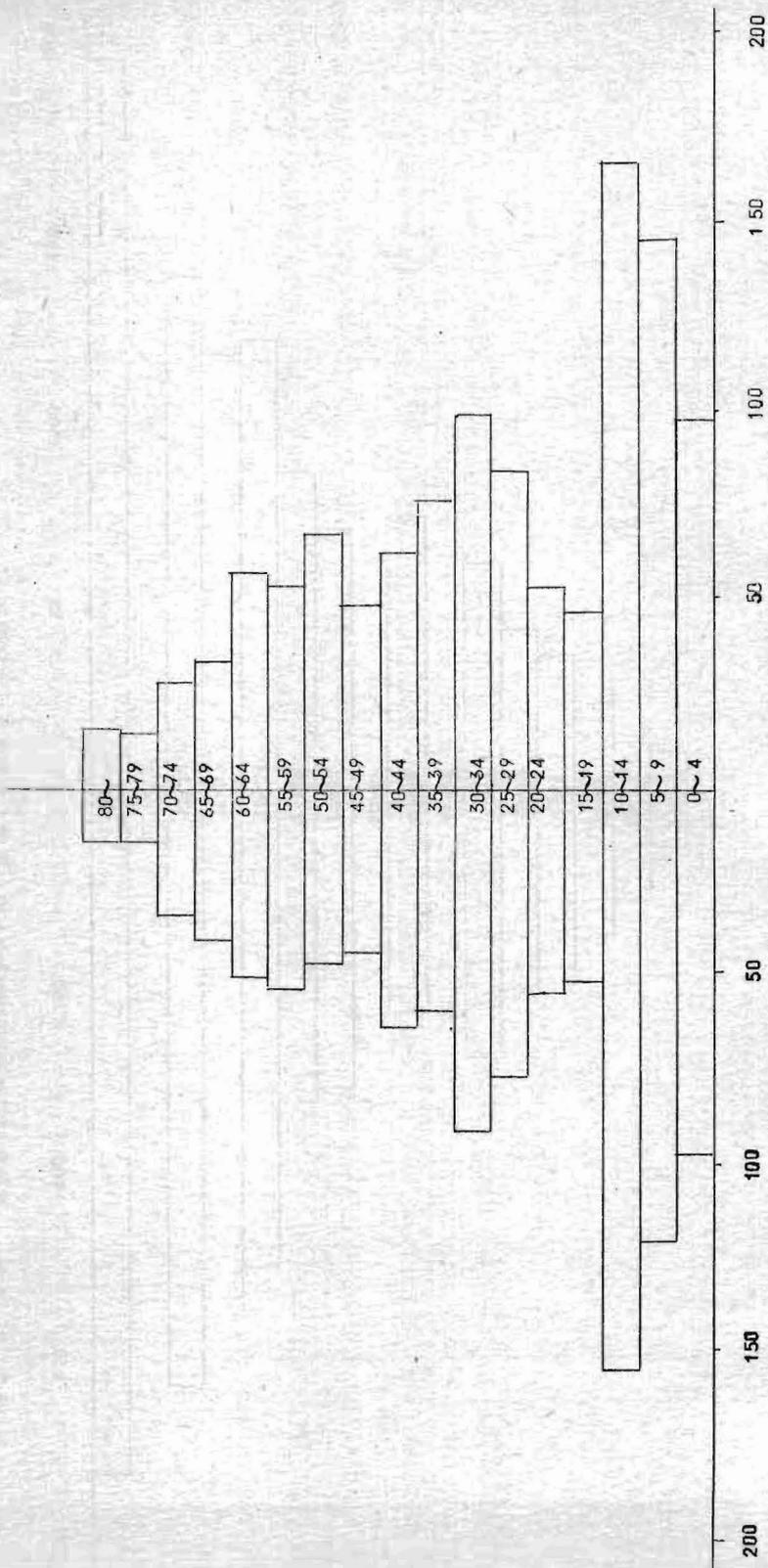


図 3-2-1-0 東栗倉村男女別年齢階級別人口（昭和 35 年 10 月 1 日現在）

（注）「国勢調査報告」より作成。

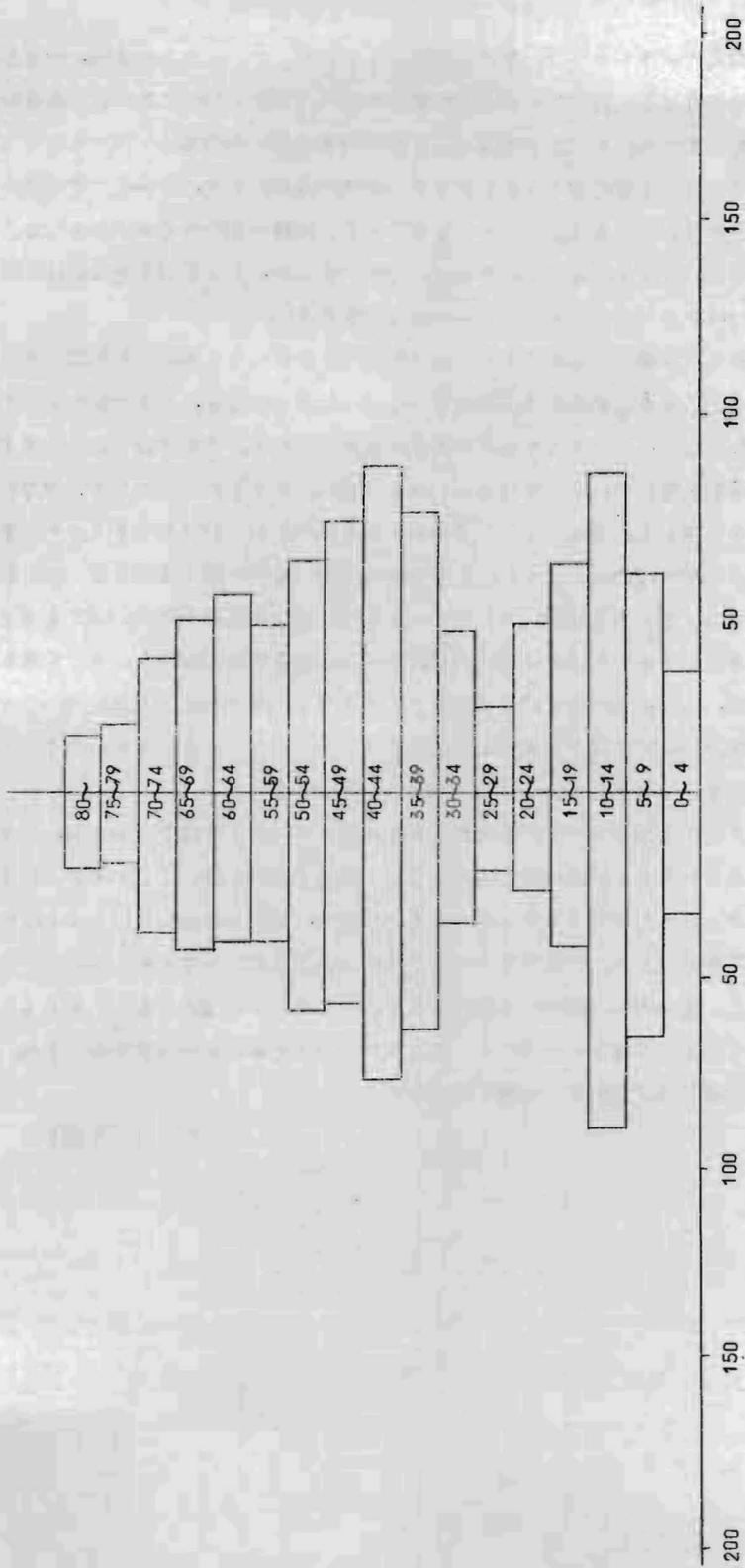


図 3-2-1 d 東栗倉村の男女別年齢階級別人口（昭和 45 年 10 月 1 日現在）

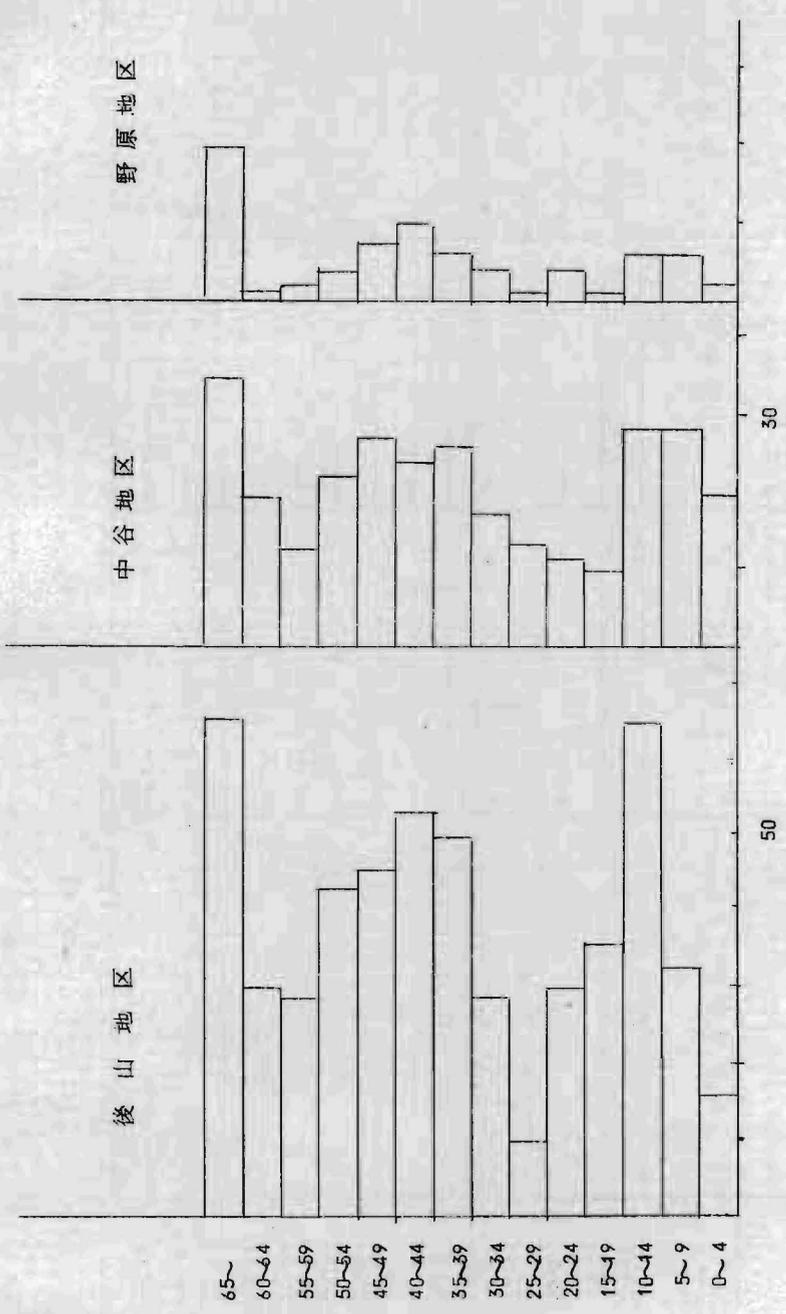
（注）「国勢調査報告」より作成。

昭和35年の人口ピラミッドは、奇妙な形態をしている。このような形態は、一見してわかるように、高度経済成長下においての農山村の都市への人口流出を如実に表わした典型的なものである。特に男女の15から19才の階級は、若年労働者の都市への流出を示すものとして減少している。そしてこれらの階級と20から25才の階級の減少により、0から4才の階級も減少し、村人口の老齢化が進みつつある。ただ10から14才の階級が先のベビーブームのなごりで他の階級よりも群をぬいて多くになっているために、全体的にみた、14才以下の割合は35.4%、65才以上の割合は8.8%ということ、10年前と大差がない。

昭和25年から35年の10年間と比べると昭和35年から45年の10年間は大層な変わり具合である。まず、総人口の中で14才以下のしめる割合をみると、35.4%から22.4%に、単純に人口を比べると、785人から361人に減少しており、14才以下の人口は半分以下に減っている。これに反して、65才以上のしめる割合は、8.8%から14.5%に増加している。人口ピラミッドをみると、男女とも25才から29才の階級のくびれがひどく、40才から49才の階級はある程度の救いあることから、生産年齢者の中でも青年層の流出が著しい、変形的なひょうたん型である。また男女比は、100:113で昭和35年の100:108よりまた差がひらいている。図3-2-2のように地区別に、年齢別人口を出してみると、どこも青年層の減少は変わらないが、田島面積のせまい野原地区が65才以上の割合が27.3%と高いこと、役場などがあり比較的メーンに位置する太田地区が65才以上の割合が10.9%と低いことなどは、全国の縮図をみるようでおもしろい。

昭和50年になると昭和45年の傾向がより助長されて、14才以下の割合は、18.3%、65才以上の割合は16.9%とほぼ同数、人口にして20人ぐらゐの違いにしかすぎなくなる。人口ピラミッドはひょうたん型で20才から34才の階級は、わずかに総人口の11.6%をしめるにすぎず、人口の半分以上が、中高年者ということになる。これは生産年齢人口、年少人口の流出が激しいためと、医薬衛生の画期的進歩による死亡率の低下に起因するものと考えられるが、このような中でどのように魅力ある農村として生まれかわり老齢化を阻止するか、また、老齢者のための福祉施設などはこれからの問題であると思う。

(明石由美子)



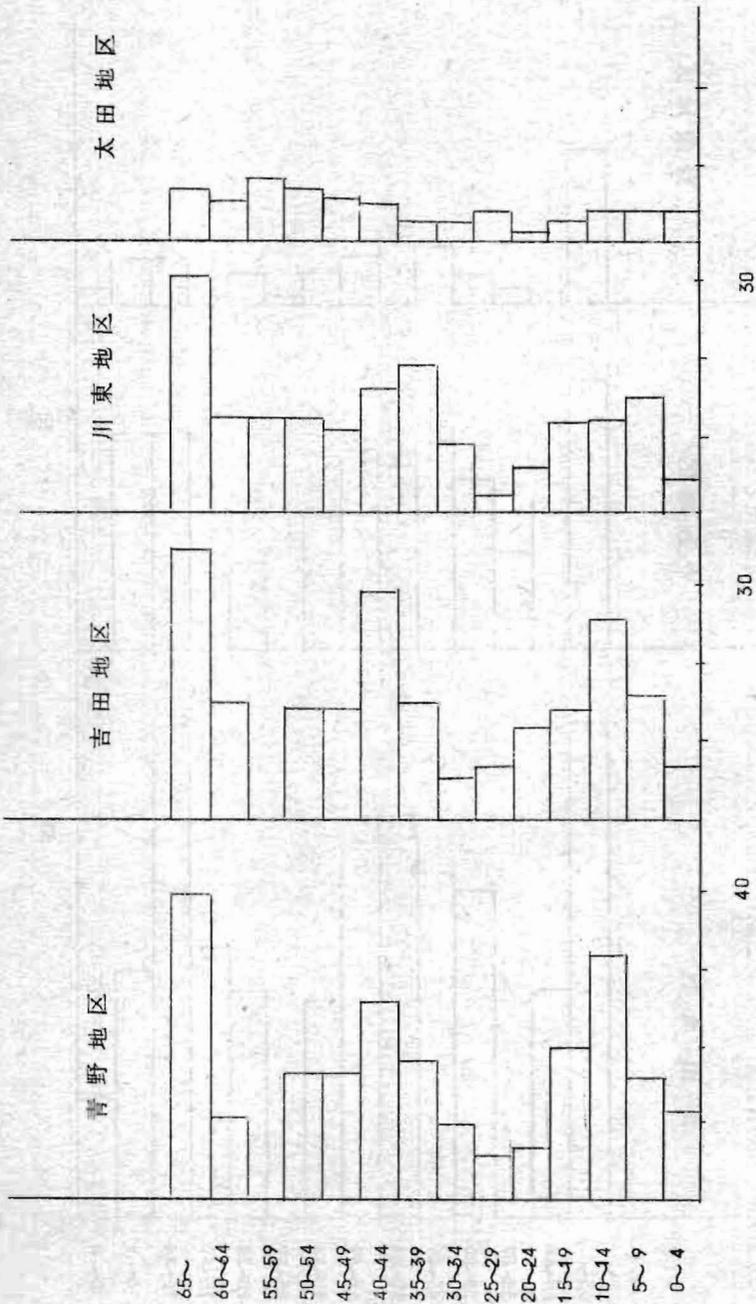


図3-2-2 地区別の年齢別人口

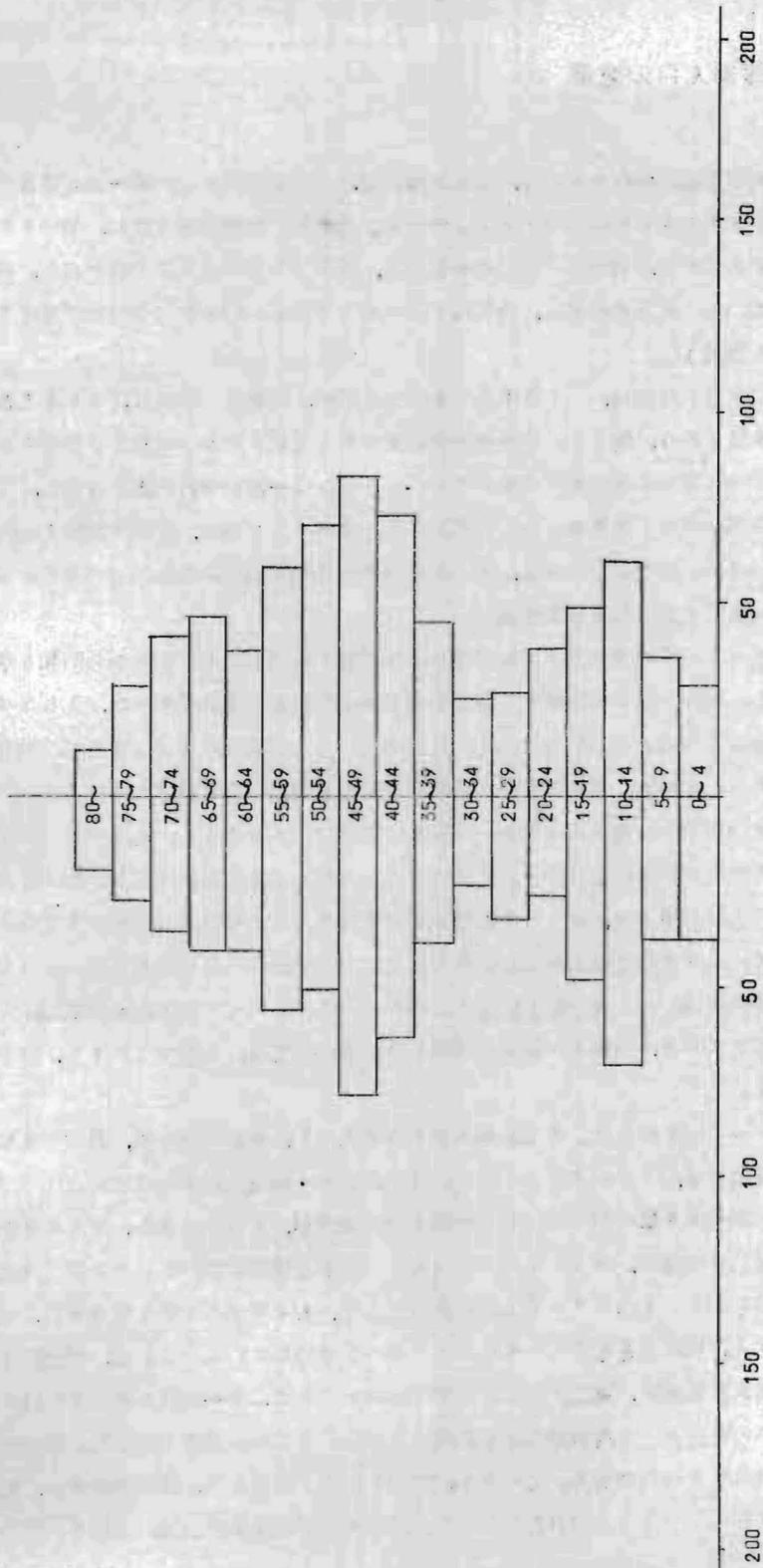


図3-2-1 e 東栗倉村の男女別年齢階級別人口（昭和50年10月1日現在）

（注）「国勢調査報告」より作成。

### 第3節 職業別人口の変遷

まず、産業別就業者の推移をみると、大正9年には、1,033人もいた第一次産業就業者も昭和50年には、381人と2分の一以下に減っている。次に第二次産業就業者は、昭和35年までは200人以下であったが、昭和40年ごろから増え、昭和50年では307人となり、第一次産業に近づいてきている。第三次産業は、絶対数ではあまり変化がないが少しづつのびてきている。

(表3-3-1参照)

全就業者は、大正9年には、1,131人であったものが、昭和50年には、843人となり、減少率は、25.4%であり、同じく、第一次産業の減少率を大正9年から昭和50年でみると、63.1%であり、第一次産業の減少率が大きいことがわかる。第一次産業の内訳をみると、林業・狩猟業等は第一次産業のうち5%前後しかしめておらず、漁業・水産業は、昭和5年に1人いたにすぎず、ほとんどいない。以上のことより、第一次産業の就業者数減は、ほとんど農業就業者の減少であると考えられる。(表3-3-1参照)

ここで、図3-3-1により第一次産業者の推移を見てみると、大正9年から昭和5年まではほぼ安定している。昭和5年から昭和25年までの第一次産業就業者の増加率は、18.5%で、この間の人口増加率は3.0%となっているので、外に出ていた人が終戦後もどってきて、農業に従事したものと思われる。その後、昭和25年から昭和35年までは、ほぼ安定しているが、昭和35年には、961人いた第一次産業就業者が、昭和40年には、603人と、人数にして358人、率にして37.2%の減少率を示している。これは、人口ピラミッドを参照すると、15才から29才の若年労働者の人口が減った、ひょうたん型を示しており、この年齢層が高度経済成長のため、村外へ働きに出ていったものと思われる。参考としてこの5年間の人口減少率をあげると9.0%であり、世帯数の減少率は、4.3%である。また、昭和40年から昭和45年にかけては、人数で、121人、率で2.0%、昭和45年から昭和50年にかけては、人数で101人、率で2.0%の減少率である。

ここで、図3-3-2により、産業別構成比をみてみると、大正9年から、昭和35年までは、第一次産業の構成比が、80~90%と高く、第二次産業・第三次産業の構成比は低くなっている。昭和35年から昭和40年にかけて、第一次産業の構成比が、83.4%から、61.8%と、21.6%と減少し、第二次産業は、5%から24.4%と19.4%と増加している。この第二次産業の内訳をみると、建設業が39人から160人、構成比として、3.4%から16.4%増加し、製造業が、16人から78人、構成比として1.4%から8.0%へと増加している。これは、第一次産業従事者の大幅減と、総人口の減少、第二次産業従事者の増加からみて、第一次産業従事者の村外転出、及び第二次産業への転職という点が原因として考えられる。ここで、農業と建設業の構成比の推移を示したのが、図3-3-3である。これより、昭和35年を境にして、農業就業者が、減少し、建設業従事者が増加していることが明らかである。第三次産業の就業者数は、大幅なのびではないが、

表 3-3-1 産業別就業者数の推移 (東栗倉村)

産業別	大正 9 年		昭和 5 年		昭和 25 年		昭和 30 年		昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	就業者数	構成比(%)	就業者数	構成比(%)	就業者数	構成比(%)	就業者数	構成比(%)	就業者数	構成比(%)	就業者数	構成比(%)	就業者数	構成比(%)	就業者数	構成比(%)
農 業	1033	91.3	934	90.0	1,078	80.2	941	77.8	929	80.6	592	60.7	437	47.5	363	43.1
林 業・狩猟業	-	-	-	-	70	5.2	91	7.5	32	2.8	11	1.1	45	4.9	18	2.1
漁業・水産養殖業	-	-	1	0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小 計	1033	91.3	934	90.0	1,148	85.4	1,032	85.3	961	83.4	603	61.8	482	52.4	381	45.2
鉱 業	2	0.2	-	-	23	1.7	1	0.1	3	0.2	-	-	-	-	-	-
建 設 業	45	4.0	20	1.9	37	2.8	33	2.7	39	3.4	160	16.4	139	15.1	150	17.8
製 造 業	47	4.2	27	2.6	26	1.9	19	1.6	16	1.4	78	8.0	163	17.7	157	18.6
小 計	47	4.2	27	2.6	86	6.4	53	4.4	58	5.0	238	24.4	302	32.8	307	36.4
卸売業・小売業	32	2.8	18	1.7	31	2.3	38	3.2	40	3.5	35	3.6	28	3.0	40	4.7
金融・保健・不動産業	-	-	-	-	1	0.1	4	0.3	1	0.1	7	0.7	3	0.3	2	0.2
運 輸 通 信 業	4	0.4	6	0.6	18	1.3	16	1.3	14	1.2	21	2.2	23	2.5	21	2.5
電 気 ガ ス 水 道 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.1	-	-
サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	44	3.3	50	4.1	64	5.5	56	5.7	61	6.6	61	7.2
公 務	15	1.3	27	2.6	16	1.2	17	1.4	14	1.2	15	1.5	20	2.2	28	3.3
小 計	51	4.5	27	2.6	110	8.2	125	10.3	133	11.5	134	13.7	136	14.8	152	18.0
分 類 不 能	-	-	5	0.5	-	-	-	-	1	0.1	-	-	-	-	3	0.4
合 計	1131	100.0	1,038	100.0	1,344	100.0	1,210	100.0	1,153	100.0	975	100.0	920	100.0	843	100.0

(注) 大正9年は『国勢調査報告』府県の部第32巻岡山県(内閣統計局)より、昭和5年は『岡山県統計100年史』(昭和45年)より昭和25・30年は『岡山県市町村勢要覧』(昭和30, 33年)より、昭和35・40・45年は『岡山県統計年報』(昭和38, 43, 48年)より作成。

2000  
1800  
1600  
1400  
1200  
1000  
800  
600  
400  
200  
0

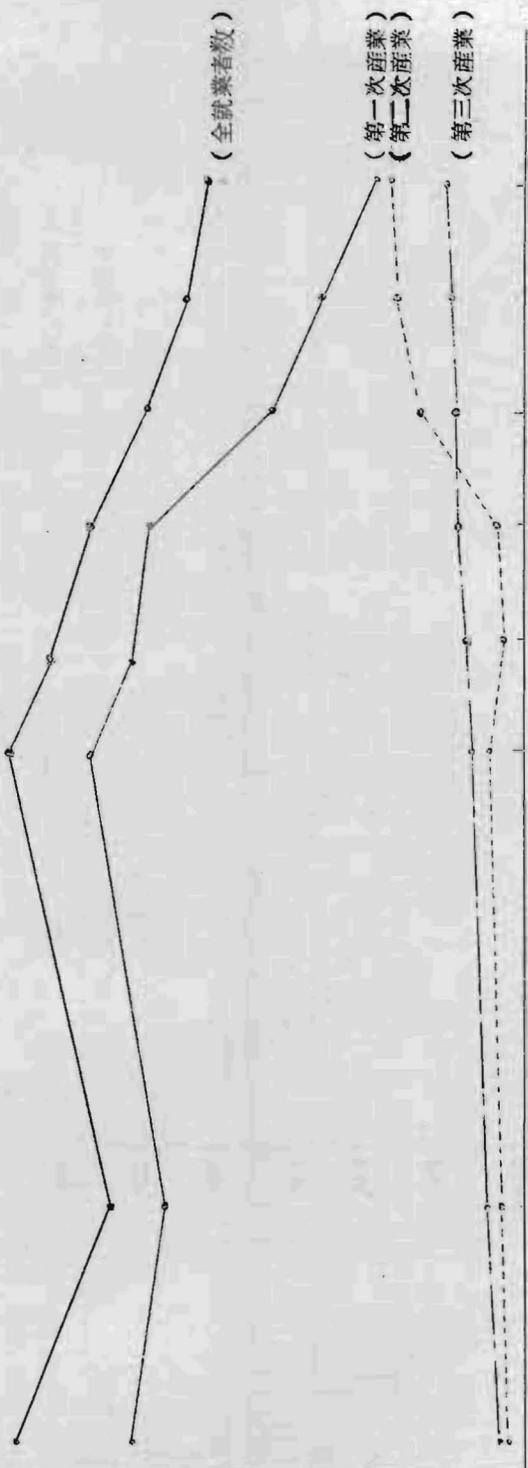


図3-3-1-a 産業別就業者数の推移(東栗倉村) (注) 表3-3-1と同様

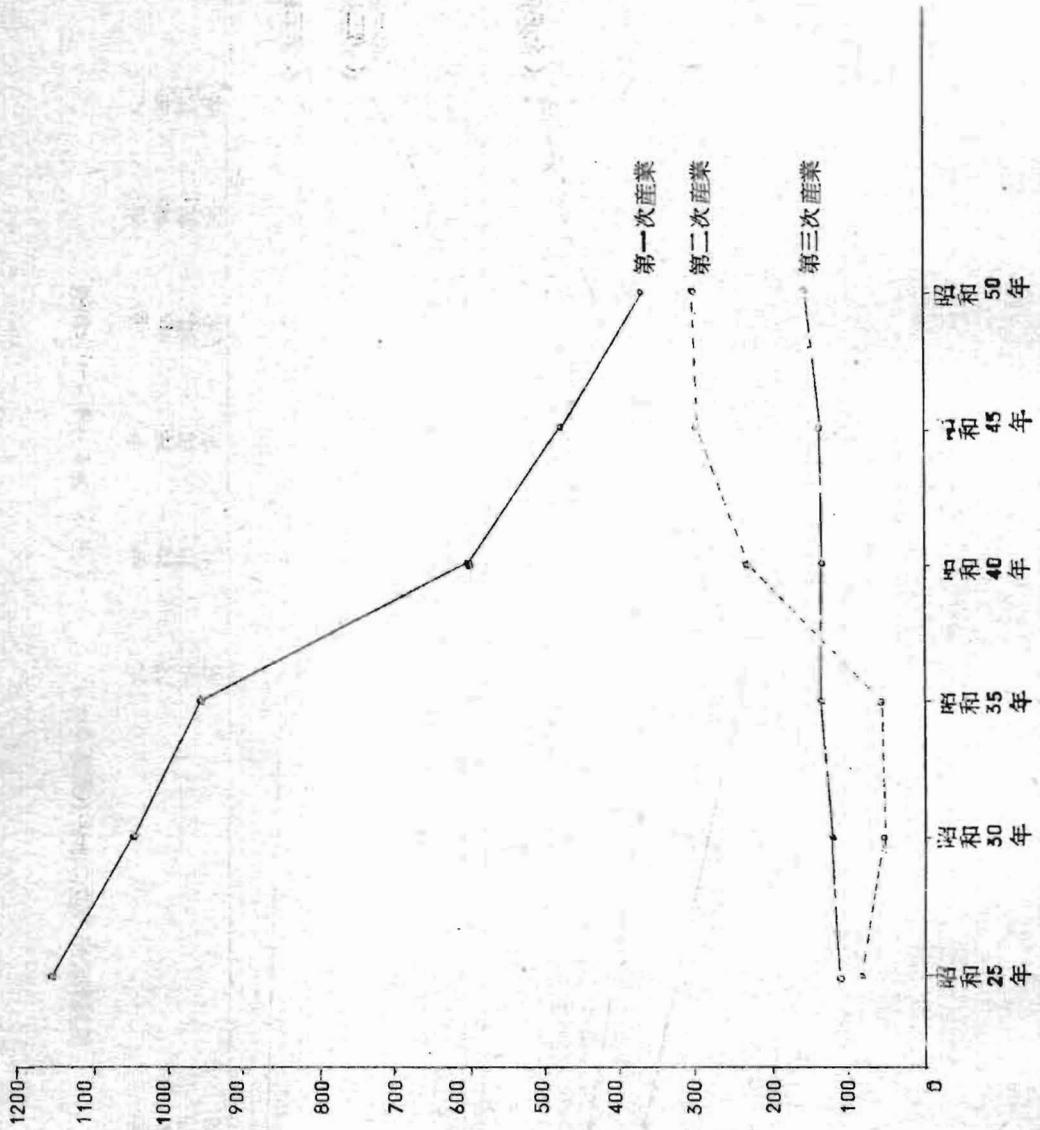


図3-3-1-b 産業別就業者数の推移 (東栗倉村) (注) 表3-3-1と同様

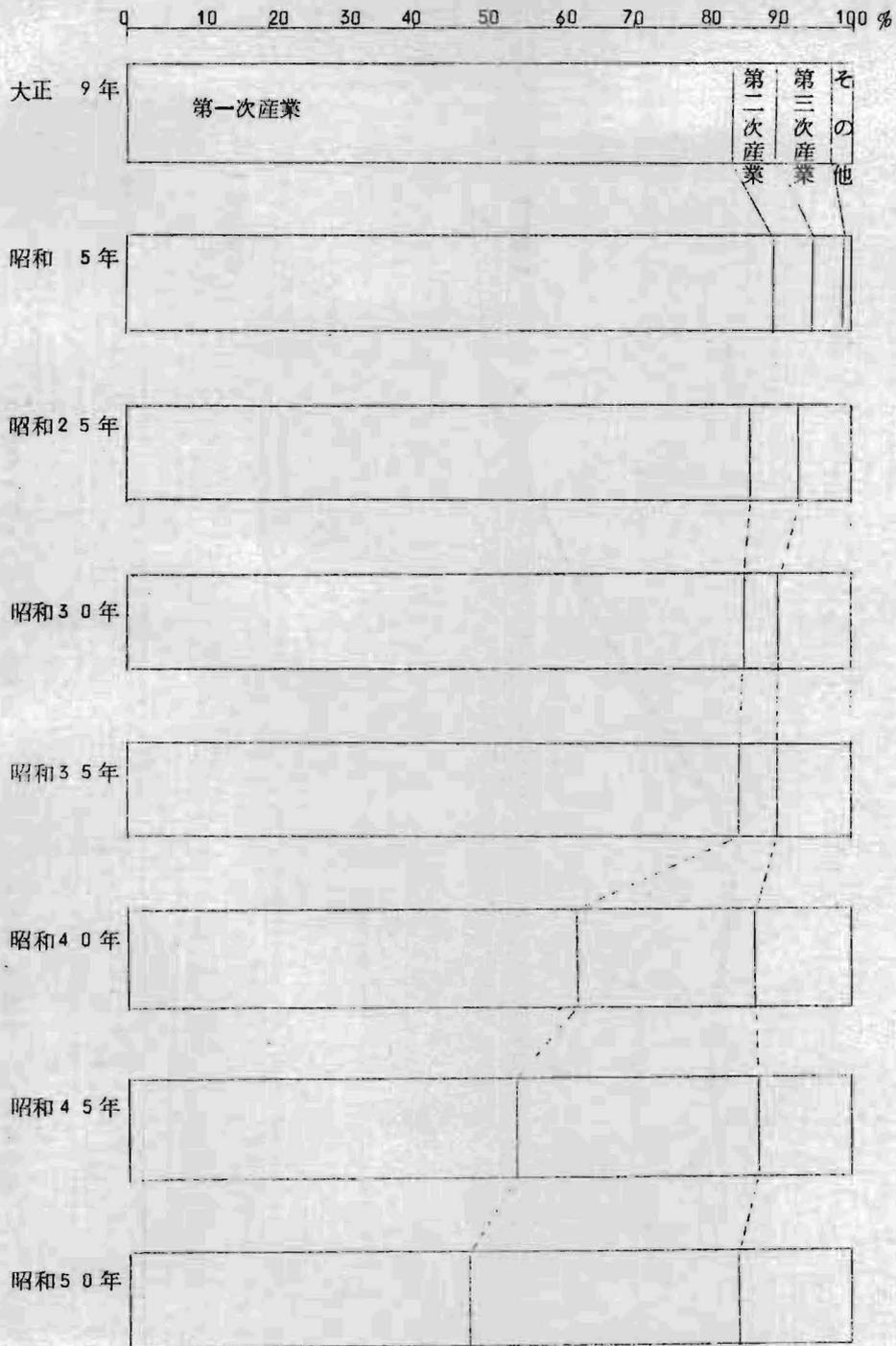
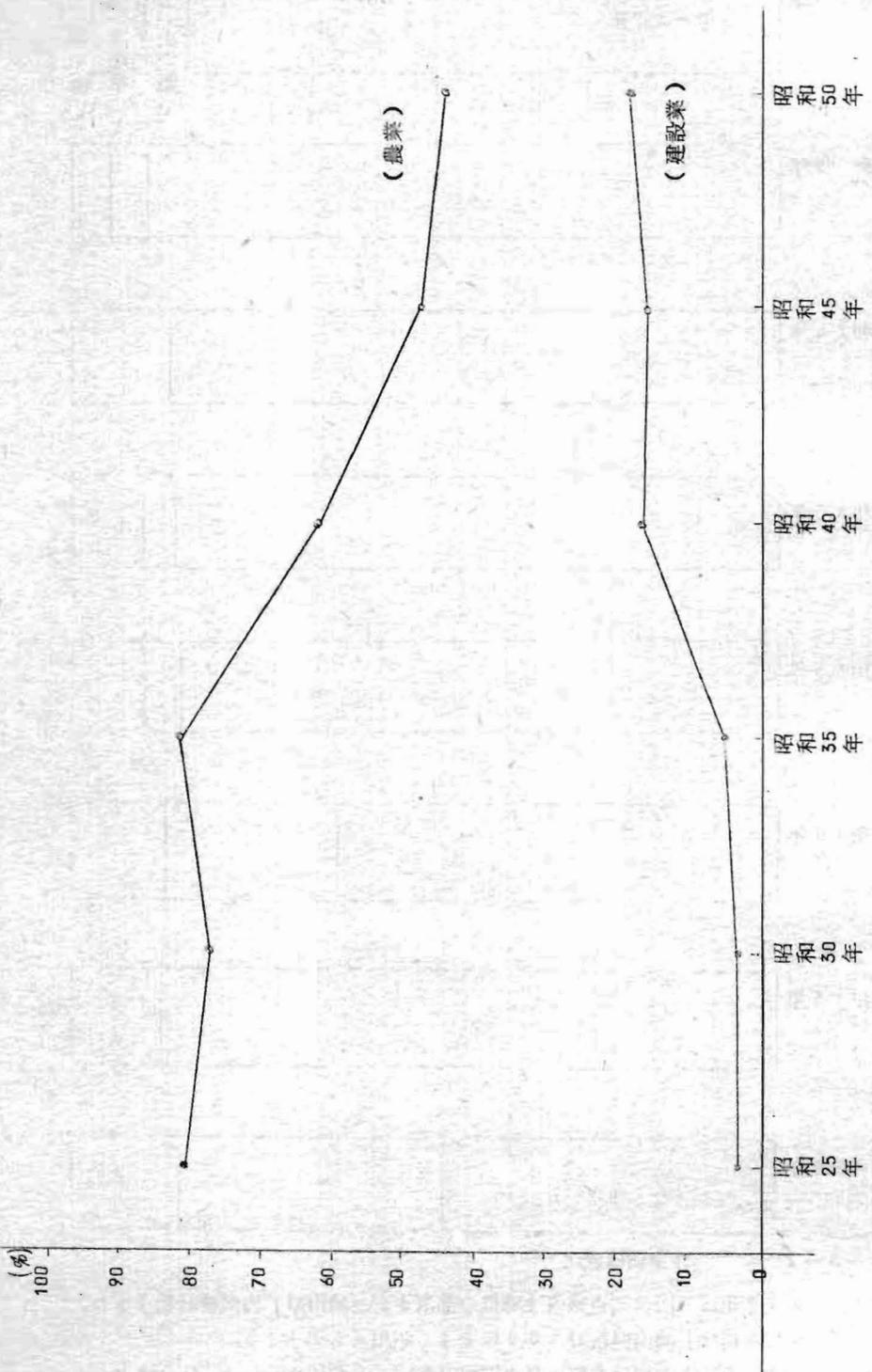


図 3-3-2 産業別構成比

(注) 大正9年は『国勢調査報告』府県の部第32巻岡山県(内閣統計局)より、  
 昭和5年は『岡山県統計100年史』(昭和45年)より、  
 昭和25, 30年は『岡山県市町村勢要覧』(昭和30, 33年)より、  
 昭和35, 40, 45年は『岡山県統計年報』(昭和38, 43, 48年)  
 より作成。



(注) 表3-3-1と同様

産業別構成比 (農業, 製造業)

図3-3-3

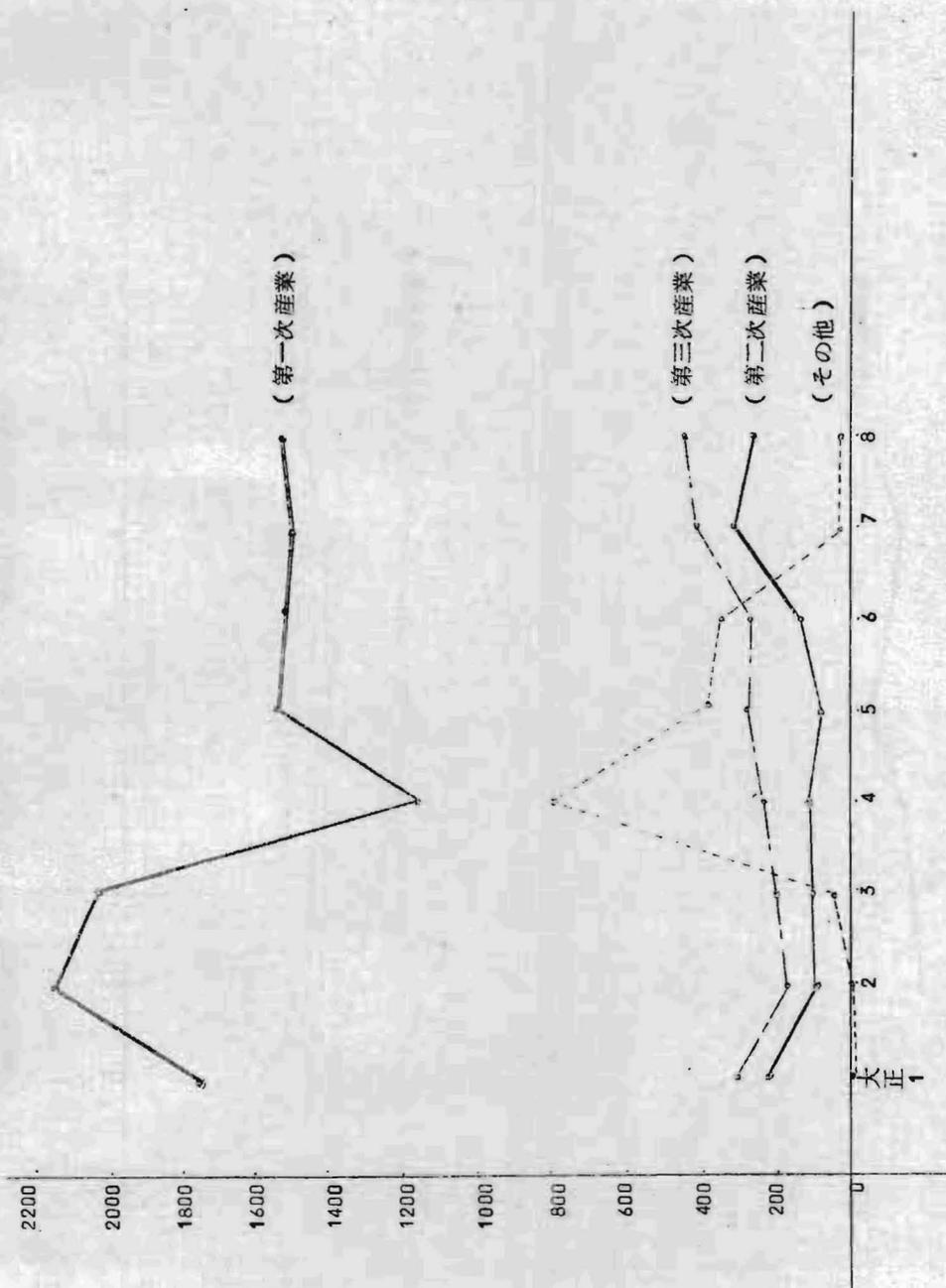


図 3-3-4 現在人口産業別人口推移

(注) 東京倉村「現勢調査簿」より作成。子供まで含む。

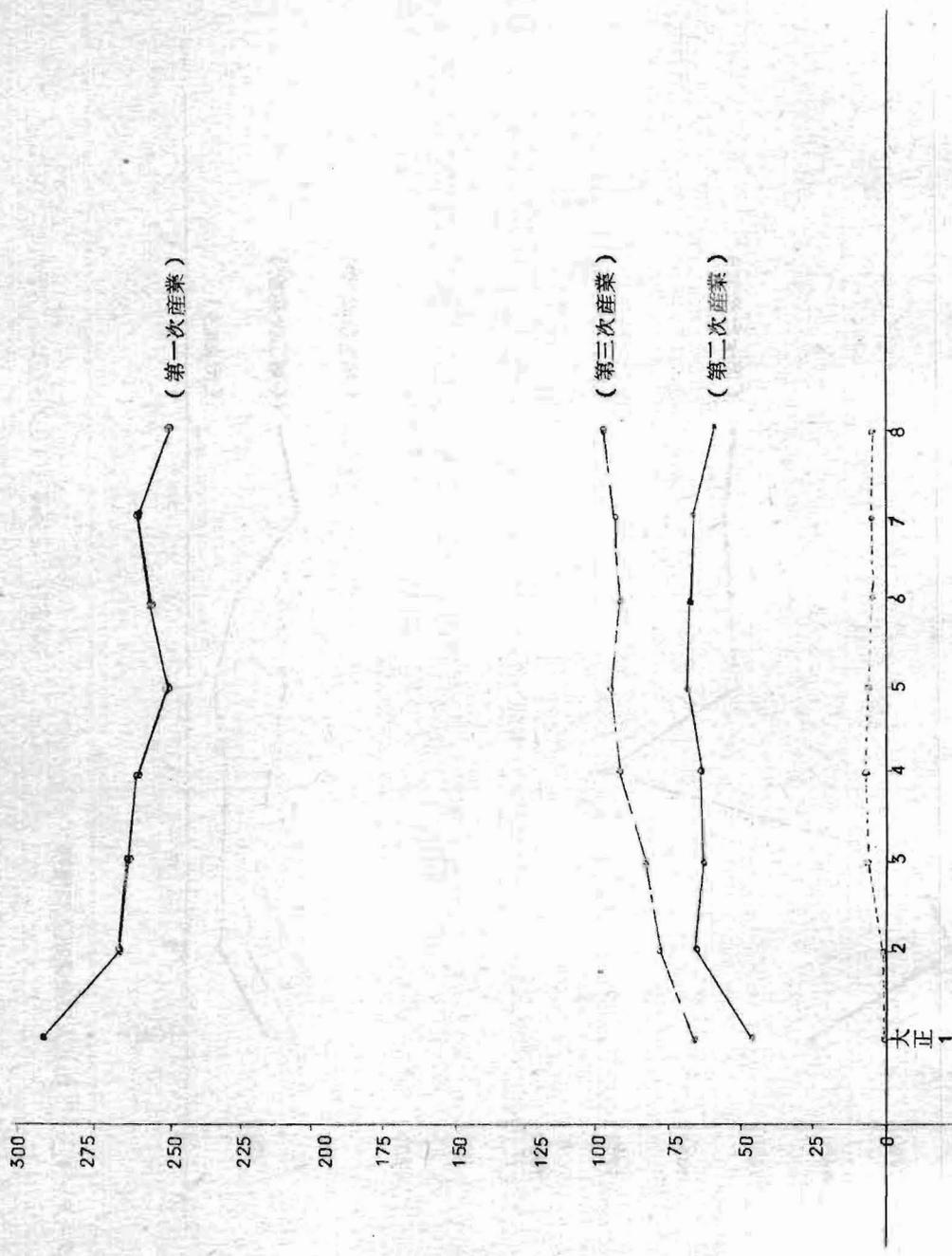


図 3 - 3 - 5

現住戸数産業別現住戸数の推移 (注) 東栗倉村「現勢調査簿」により作成。

就業者数、構成比とも少しづつ伸びを示している。

ここで、大正1年から8年までの現住人口職業別と現住戸数職業別のグラフを示したのが、図3-3-5と図3-3-6である。これは就業者数ではなく、家族も含めた数であるので比較はできないが、第一次産業が、人口をみても戸数をみても多いことがわかる。また第三次産業が第二次産業をうわまわっているということが、人口をみても戸数をみてもわかる。また戸数だけについてみると、あまり大きな変化はなくほぼ安定しているといえる。

( 井 上 正 義 )

## 第 4 章 交 通 ・ 通 信

### 第 1 節 交通手段と交通路の変遷

#### (1) 交通手段の変遷

##### (イ) 諸車台数の推移

表 4-1-1 及び表 4-1-2, 表 4-1-3 より, 諸車台数の推移を考察してみる。概観してみると, 岡山県全体の傾向と東粟倉村とは大差はないと思われる。馬車についてみると, 県の統計では乗用馬車は明治 13 年から昭和 3 年まで漸次減少し, 昭和 4 年から使われなくなったと思われる。荷積用については, 明治 27 年から大正 13 年にかけて増加し, 大正 13 年をピークとしてその後漸次減少している。東粟倉村については, 馬車は使われていない。牛車は県統計によると, 明治 27 年から急に使用され始め, 昭和 4 年から 14 年にかけて徐々に減少し, 一時増加したがその後なくなったと思われる。東粟倉村の場合, 牛車についての資料は乏しいので考察はできない。自転車は手軽な交通機関として明治末より増加の一途をたどった。しかしながら最近では, 原動機付自転車, 自動二輪車の普及によって, 横ばい状態である。最後に, 自動車の推移を見ると馬車, 牛車の漸次減少に伴って徐々に増加し, 特に昭和 40 年代より急激に増加している。これは産業, 交通の発達及び生活の向上によるものである。

表 4-1-1 岡山県における交通手段の変遷 (明治 13 年～昭和 16 年)

年度	馬 車		牛 車	荷 車	自 動 車		人力車	自 動 車		その他
	乗用	荷積用			乗 用	荷 積 用		自動	通 常	
明治										
13 年	14	—	—	5327	—	—	4353	—	—	—
14	12	—	—	7533	—	—	4656	—	—	—
15	10	—	—	9619	—	—	4809	—	—	—
16	11	—	1	8888	—	—	4855	—	—	—
17	10	—	—	12590	—	—	4154	—	—	—
18	9	—	1	12905	—	—	4324	—	—	—
19	9	—	—	10025	—	—	4651	—	—	—
20	8	—	—	—	—	—	4854	—	—	—
21	2	—	—	—	—	—	3978	—	—	—
22	1	—	—	—	—	—	4060	—	—	—
23	1	—	—	—	—	—	4153	—	—	—
24	—	—	—	—	—	—	4496	—	—	—
25	2	—	—	—	—	—	4519	—	—	—
26	—	—	—	—	—	—	4477	—	—	—
27	—	8	186	21,235	—	—	3696	—	—	—
28	—	28	331	28,447	—	—	4709	—	—	—
29	—	31	468	31,965	—	—	5037	—	—	—
30	—	62	785	38,704	—	—	5626	—	—	—
31	2	66	943	39,566	—	—	5359	—	—	—
32	4	74	1,108	38,882	—	—	5378	—	—	—

年度	馬車		牛車	荷車	自動車		人力車	自動車		その他
	乗用	荷積用			乗用	荷積用		自動	通常	
明治										
33年	10	115	1,303	37,946	—	—	5,362	—	—	—
34	9	156	1,271	37,944	—	—	5,335	—	—	—
35	9	220	1,341	37,168	—	—	5,354	—	—	—
36	10	266	1,371	37,593	—	—	5,220	985	—	—
37	7	335	1,453	37,233	—	—	4,893	1,477	—	—
38	11	471	847	29,803	—	—	4,497	2,044	—	—
39	8	637	1,195	33,273	—	—	4,497	2,860	—	—
40	13	802	1,170	37,335	—	—	4,848	3,673	—	—
41	21	1,149	1,348	40,184	—	—	4,917	5,084	—	—
42	25	1,355	1,060	43,258	—	—	5,248	6,610	—	—
43	49	1,529	1,266	45,722	—	—	5,163	8,733	—	—
44	50	1,764	1,236	47,745	—	—	4,862	10,685	—	—
45	44	2,020	1,125	49,645	—	—	4,787	15,691	—	—
大正2年	43	2,355	875	51,680	—	—	4,452	20,176	3	—
3	32	2,219	1,119	53,508	3	—	4,223	26,070	64	—
4	38	2,439	1,041	53,474	—	—	4,196	22	29,913	115
5	42	2,405	1,064	53,424	—	—	4,044	34	31,986	120
6	52	2,800	922	54,290	1	—	3,900	45	41,454	28
7	44	2,686	1,082	55,814	20	1	3,718	42	47,728	20
8	30	2,942	1,133	56,823	42	—	3,746	46	54,380	5
9	18	3,017	1,212	58,019	58	1	3,565	44	62,740	31
10	10	3,097	1,277	57,458	102	17	3,417	46	75,788	1
11	9	3,267	1,638	56,222	113	24	3,285	62	82,048	130
12	10	3,429	1,519	54,783	175	23	3,039	113	98,868	119
13	7	3,472	1,522	44,127	220	44	2,685	183	108,276	118
14	21	3,029	1,565	34,605	281	72	2,567	260	116,884	572
15	7	3,131	1,230	32,400	365	123	2,158	287	126,612	2,196
昭和2年	14	2,951	1,339	31,585	473	195	1,758	379	133,481	2,287
3	2	2,882	1,273	30,521	610	254	1,490	473	140,113	2,832
4	—	2,705	1,676	29,201	696	348	1,265	479	148,756	4,299
5	—	2,680	1,303	27,163	890	438	983	500	152,725	5,440
6	—	2,420	1,257	24,478	897	505	815	489	153,277	11,084
7	—	2,044	930	16,969	(10) 956	609	610	506	160,383	8,558
8	—	2,106	977	16,054	(11) 1,011	(3) 636	490	571	167,923	11,388
9	—	2,013	940	14,475	(12) 1,125	(2) 789	540	570	176,523	15,143
10	—	1,922	934	13,543	(13) 1,212	(2) 931	404	528	189,591	13,990
11	—	1,864	851	13,725	(14) 1,292	(4) 990	349	482	199,265	14,587
12	—	1,547	716	13,191	—	—	237	488	204,660	15,716
13	—	1,513	738	13,731	—	—	228	445	211,378	19,461
14	—	1,808	826	15,382	—	—	184	416	223,065	21,681
15	3	1,891	1,406	18,093	—	—	165	330	239,276	22,096
16	5	2,356	1,617	19,126	—	—	158	235	248,948	23,329

(注) 『岡山県統計100年史』により作成。

表4-1-2 岡山県における自動車数の変遷（昭和20～44年）

年次	総数	普通貨物	小型貨物	乗合	普通乗用	小型乗用	特殊	消防	軽自動車
		自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	
昭和20年	3,033	937	1295	182	298	304	13	34	—
21	3,548	1,105	1,502	194	317	352	17	61	—
22	4,242	1,341	1,843	198	382	384	24	70	—
23	4,974	1,606	2,125	223	415	494	37	74	—
24	6,064	1,880	2,624	323	294	387	25	98	—
25	10,862	1,880	4,058	316	3,923	448	107	130	—
26	—	1,842	3,688	411	297	594	—	—	2,291
27	12,072	2,016	3,660	456	458	336	120	142	4,884
28	19,699	2,074	6,445	544	503	1,139	302	74	8,618

年次	総数	貨物用				乗合 自動車	乗用		特殊 用途
		普通用	小型四輪	小型三輪	けん引 けん引車		普通車	小型車	
昭和29年	22,486	2,173	868	6,322	27	582	589	623	379
30	27,057	2,213	1,029	7,537	31	646	650	770	464
31	26,041	2,199	1,130	8,585	56	696	631	1,003	556
32	30,727	2,372	1,535	9,793	80	815	603	1,351	667
33	34,740	2,530	2,139	10,553	102	887	585	1,748	779
34	39,117	2,572	2,882	10,837	110	953	566	2,056	873
35	44,904	2,690	3,825	10,837	120	921	520	2,488	947
36	53,334	2,894	4,923	10,457	147	1,089	426	3,383	1,012
37	67,780	3,360	6,663	10,046	151	1,224	401	4,833	1,196
38	81,841	3,701	8,918	9,405	101	1,356	395	6,965	1,316
39	93,720	4,401	12,036	8,952	106	1,485	405	10,466	1,482
40	110,050	5,131	16,427	8,179	129	1,675	389	15,873	1,687
41	129,188	5,936	22,412	7,373	143	1,828	348	21,829	1,955
42	157,485	7,492	30,004	6,690	160	2,086	365	30,665	2,231
43	198,876	9,451	38,347	5,836	193	2,461	366	43,472	2,685
44	247,348	11,059	45,087	4,973	242	2,682	402	60,045	3,133

年次	特殊車	自動車	軽自動車	
		二輪車	二輪車	三、四輪車その他
昭和29年	28	691	10,204	
30	32	1,028	12,657	
31	36	1,006	10,135	
32	46	1,150	12,315	
33	61	1,299	13,961	96
34	74	1,301	16,607	286
35	97	1,348	19,027	2014
36	74	1,346	20,868	6,715
37	117	1,428	22,537	15,824
38	163	1,528	22,537	25,056
39	237	1,624	21,889	30,637
40	299	1,533	19,300	39,428
41	381	1,580	16,452	48,951
42	485	1,642	13,910	61,855
43	661	1,624	11,555	82,225
44	872	1,650	9,933	107,270

（注）『岡山県統計100年史』により作成。

表 4-1-3 東粟倉村における交通手段の変遷 (大正11年~昭和45年)

年度	自動車		馬車		牛車	荷車	人力車	自転車			自転車 附属車	その他	合計
	乗用	荷積用	乗用	荷積用				自動	二輪	三輪			
大正11	—	—	—	—	18	3	1	—	121	—	—	—	143
12	—	—	—	—	20	2	1	—	137	—	—	—	160
13	—	—	—	—	14	2	1	—	144	—	—	—	161
14	1	—	—	—	12	1	1	—	159	—	—	—	173
15	—	—	—	—	9	3	—	—	157	—	—	—	169
昭和2	—	—	—	—	10	4	—	—	158	—	—	—	172
3	—	—	—	—	16	2	—	—	157	—	—	—	175
4	—	—	—	—	15	3	—	—	155	—	—	—	173

年度	貨物車		乗合車	乗用車		特殊用途	軽自動車	自転車	荷車	原付	自動二輪
	普通	小型		普通	小型						
28	1	—	—	—	—	—	—	440	200	—	—
30	—	3	—	1	—	—	7	460	204	—	—
31	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—
32	—	—	—	1	—	—	6	473	228	40	—
33	—	—	—	1	—	—	7	503	—	40	—
43	(5)	(666)	(51)	(203)	(818)	(45)	92	—	—	414	(338)
44	(245)	(1069)	(61)	(6)	(1203)	(56)	89	—	—	442	6
45	(243)	(1,156)	(68)	(6)	(1,575)	(75)	131	—	—	421	—

- (注) 1. ( )内の数字は英田郡  
 2. 『岡山市町村勢要覧』より作成。

参考：東栗倉村に至るまでの交通機関の概略

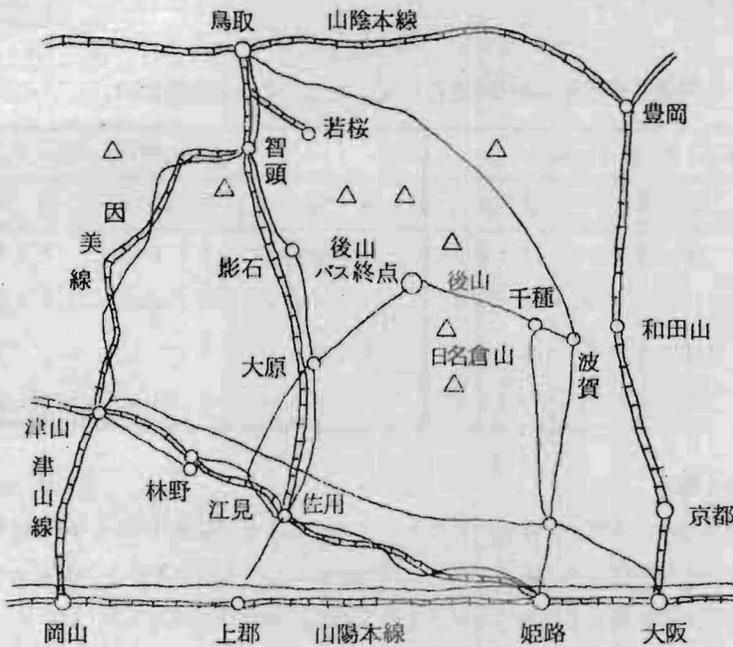


図 4-1-1 東栗倉村に至るまでの交通機関の概略

(2) 神姫バスの利用状況の推移 (大原～後山線)

昭和33年4月以降、東栗倉村内県道にバスの乗り入れを要望する運動が展開された。村執行部及び村議会が神姫バス当局、陸運局に再三再四陳情した結果、村に乗り入れ態勢整備を要求されたが、そのほとんどが道路狹隘個所の拡幅であった。村では該当箇所を拡幅・修理するなど安全運転を可能にするための配慮をして更に強く要請した結果、昭和34年6月15日に試運転が行なわれ同年8月15日から1日3往復の乗り入れが実現した。その後陳情して1日4往復となったのは、昭和36年9月29日以降のことである。

運行開始当初は、朝晩のバスははみ出すほど多勢をきわめたが(約50人、生徒が中心)4~5年前より生徒の減少とともに、また自家用車の普及もあつたりして徐々に利用者が減っていき現在では(51年7月現在)20人(中学生がほとんど)程度である。2本目、3本目の定期バスは開通当時より利用者は少なく、大原病院に通う老人5~6人だけであった。これは現在もあまり変わっていない。この区間の定期利用は大原中学校の女子生徒がほとんどであるが(約20人)冬期は、普段自転車通学の男子生徒も利用するため多少増える。なお高校生は男女ともほとんどが単車通学であり、バス利用者はあまりないと思われる。最近では後山、日名倉山キャンプ場の学生客や、行者堂への訪問者が増えたが観光バスの利用がほとんどで定期バスの利用はあまり変わっていない。ま



朝来大原線の発達をながめる場合、昭和36年7月17日公布され、同時に実施された車輛制限令（政令第265号）の影響を見逃すわけにはいかない。この車輛制限令は、車輛の幅を制限することにより、道路の改良に指針を与える結果ともなったのである。すなわち3.5m以下の道路については、大型車輛の通行を禁止することになったため、どうしても乗合いバスなど大型車輛を通す必要があれば、規定通りの道路を作らねばならなくなった。前述したように、東粟倉村においても大原～後山間を神姫バスが通っており、また農作物や材木の輸送に大型車輛を欠くことができないため、幅改良等に随分努力したのである。しかしながら、獅子期間の締め切りである昭和37年2月1日が到来しても、まだまだ車輛制限令に適合しない幅員の箇所がすくぶる多かった。結局、この時は全国的にもこの状況が余りにも多すぎ、全国町村会という全国組織による延期運動が大いに力をふるったため、車輛制限令の実施は昭和40年7月末まで延期されることになった。この当時の村議会議事録を見ると東粟倉村の朝来大原線に対する見方がよく表われているので抜粋してみる。

「併し茲で考えねばならない事柄は、此際3.5mを最低限に大型車輛並びバス路線300m毎に、待避所を作ったとしても結局は、6.5mに本路改良し更に舗装を要するに拘らず、此の際3.5mに必要な僅かな土地を買い上げるのみで、其の後再び3mを買い上げるやり方は1回だけでも頗る困難である上に、2回月の3mには一網の困難が予想されるので、此の際少しでも買い上げを要する箇所は思い切って買い上げておこうではないかと云う井上村長の提案に、議会も之を全面的に了承した。

爾后、概ね土木委員、役場係員等が、前記基本計画に基き、個々の地権者に納得を得て用地の買収は一応結末がつき、村は、買い上げ交渉のまとまったものについては全部立ち替え払いを了し、将来県の基準評価の高騰した価格差については之を必ず地権者に交付すること、6.5mに改良する迄の間は従来の地権者に於て無償使用出来ることを約し、此の際は差し当り、車輛制限令施行に支障なからしむるための改良待避所の増設等に、土木事務所共々全力を尽し、……」

（『東粟倉村誌』（草稿）より）

これからもわかるように、村としても朝来大原線の重要性を十二分にも認めていたわけで、昭和40年7月末までに、車輛制限令実施に差し支えない様、必要な事業は完全に完了させたのである。ところで、車輛制限令は前回と同様な理由により、再び実施延期が決まり、昭和41年8月からの施行となった。したがって東粟倉村も、一時期、主要林道、農道の幅改良工事（3.5m）に力を入れたのであるが、昭和42年度から本格的に、朝来大原線の幅改良の段取りとなった。

朝来大原線は、昭和40年4月1日付で主要県道に格上されており、老朽化した野末橋の架替により、大原町境から後山のバス終点までの間、全部永久橋になり、面目を一新していた。したがって昭和42年以後も、道路の幅、舗装等について著しく有利に展開した。そして、最近に至っても、特殊改良第一種事業として、昭和50年より幅改良工事が行なわれるなど、朝来大原線はますますその重要性を認められている。その工事の一環として、昭和53年から工事開始が予定されている菅野内の第2工区にしても、610m間を6.75m（現5.5m）幅にするという。

なお、東粟倉村は、昭和44年頃より、朝来大原線と津山大原線を一本化し、和田山まで延長して、国道として緊急整備することを要請し続けているが、次の表からもわかるように、交通量がそれほど多くないため、「国道昇格」は当分無理なように思われる。

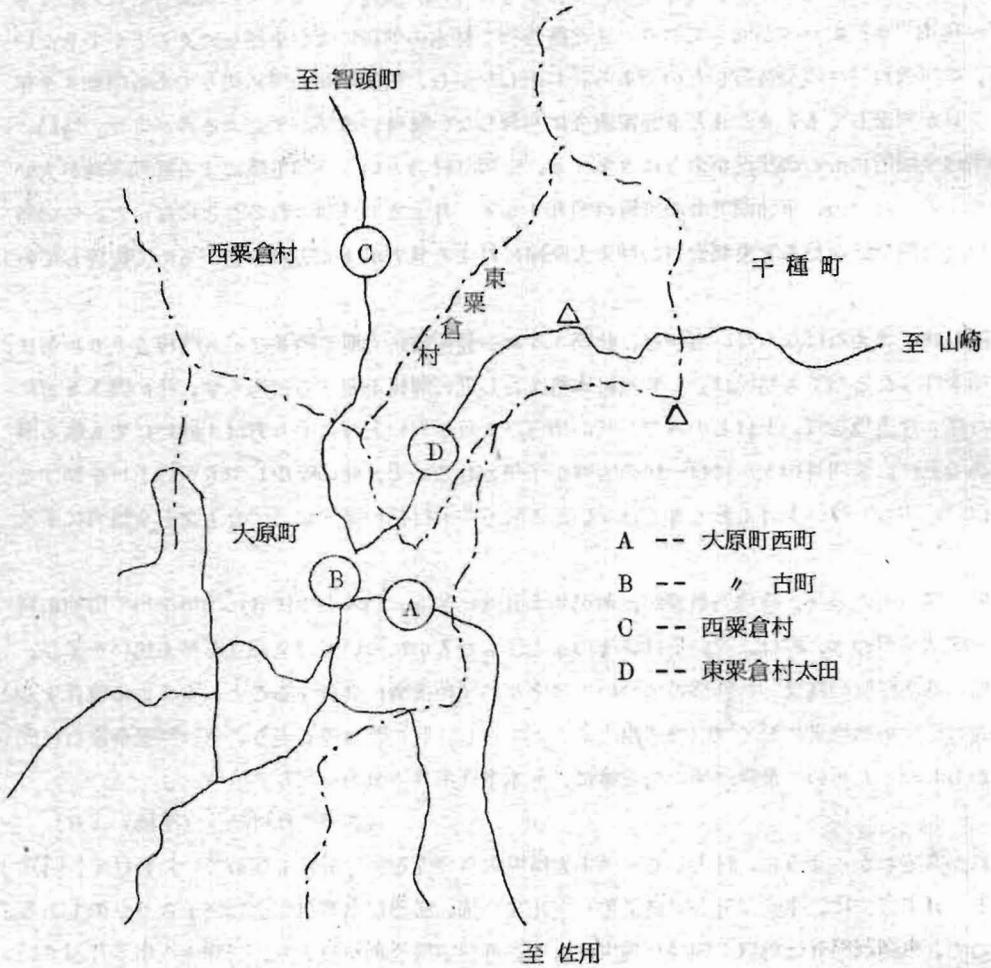


图 4-1-2 交通量調査地点图

表 4-1-1-5 交 通 量

種 類	歩 行 者 類	自 転 車 類	荷 車・牛 馬 車 類	動 力 付	自 動 車 類			貨 物 自 動 車 類					合 計	摘 要	
					乗 用 自 動 車 類			軽 貨 物	小 型 貨 物	貨 客 車	普 通 貨 物	特 殊 車			計
					軽 乗 用	乗 用	バ ス								
対 象 道 路	10	16	0	67	47	529	31	607	38	155	109	146	44	492	上り下り計
A 大原町西町 R-373															
B 大原町古町 R-373	611	638	6	556	380	1,410	63	1,853	358	458	463	269	192	1,740	3,593
C 西栗倉村 R-373	159	102	0	180	103	703	31	837	175	217	227	170	76	865	1,702
D 栗栗倉村太田 主要地方道	47	130	0	173	140	331	17	488	115	170	153	27	20	485	973

(注) 昭和52年の春秋二回午前7時~夜7時までの12時間、各地点において調べた交通量の平均

(岡山県道路建設課作成)

## (四) 林道の発達

## 林道の整備、開発

栗倉村において、林業が重要な産業であることは言うまでもない。そして、林道は単に木材搬出とか林業経営に役立つばかりでなく、一般交通に利用できるほか、観光面からも強く要請されることより、ここで林道改良新設事業を追ってみることにする。

表 4-1-6 年次別林道改良又は新設

年度別	大字	林道名	幅員(m)	延長(m)	事業費(円)	内補助金(円)	備考
昭和25年度	青野	青野宮奥	2.5	2,140			
〃	〃	杉ノ奥	2.0	570	400,000	200,000	
〃	後山	舟木	2.0	270	20,000	30,000	
26	中谷	坊ノ奥	3.0	850	450,000	225,000	
〃	後山	道仙寺	3.5	1,500	2,078,000	1,039,000	
27	〃	行者	3.0	928	840,000	420,000	
〃	〃	大谷	2.0	105	210,000	105,000	
28	吉田	小谷	3.0	2,300	780,000	390,000	
29	後山	中筋	3.0	1,954	700,000	350,000	
31	中谷	更木	2.5	395	375,000	112,500	30% 補助
32	〃	〃	2.5	310	30,000	90,000	
33	後山	奥海	3.0	354	420,000	126,000	30% 補助
34	〃	〃	3.0	273	420,000	126,000	
35	〃	〃	3.0	260	300,000	90,000	
37	中谷	中谷引谷線	3.6	426	2,780,000	126,000	山腹林道 国県補助
40	〃	〃	3.6	474	3,200,000	1,600,000	
41	〃	〃	3.6	450	3,700,000	1,884,000	

なかでも、東西粟倉村をつなぐ引谷線は昭和37年度の道路改良によって、幅2.5mの農道に接続し、東粟倉村から西粟倉村に中型車輛による交通が可能になった。

(イ) 昭和38年の大水害と改良復旧事業

昭和38年7月11日、主として勝英両郡、特に北部に局地豪雨が襲来し、大水害がもたらされた。特に、東粟倉村は法律により、激甚災害地の指定を受けたほどであり、その惨状は文字通り言語に絶し、惨憺たるものであったらしい、当然、各道路も大被害をうけたらしく、当時の記述に次のようなものがある。

「牛乳、美濃早生大根の搬出は4日間不能となり、その後は背負いで中継搬出が続いた……」

(『東粟倉村誌』より)

したがって、東粟倉村は全国でも2位、県下最高の高率災害補助(98.4%)に決定した。災害は主として、農林災と建設災(土木関係)に大別されるが、ここで注目すべきことは、建設災に対する今回の復旧は、いわゆる改良復旧事業であったため、全村内各施設はいずれも災害前のものに比し、永久的かつ近代的設計に基づくものであり、面目を全く一新してしまったことである。

表4-1-7 建設災(土木関係)復旧事業施工表

復旧年度	種別	復旧箇所数	復旧額
昭和38年	河道	16	25,565,000
	橋	7	14,728,000
	川路梁	2	1,150,000
	計	25	41,443,000
昭和39年	河道	24	10,745,700
	橋	1	473,000
	川路梁	1	1,159,600
	計	26	11,978,300
昭和40年	河道	24	6,009,900
	橋	3	2,159,000
	川路梁	1	3,028,000
	計	28	65,286,000
昭和41年	河道	27	7,122,200
	橋	11	—
	川路梁	—	—
	計	—	7,122,200
合計	河道	—	264,343,000
	橋	—	17,360,000
	川路梁	—	15,774,000
	計	—	297,477,000

表4-1-8 県道、主要農道橋梁明細

橋 梁 名	着手年月	完成年月	橋 梁 名	着手年月	完成年月
境 橋	4 1. 7	4 1. 1 0	竹 下 橋	4 0. 1 0	4 0. 1 2
中 島 橋	3 9. 1 1	4 0. 3	大 木 元 橋	4 1. 1 0	4 1. 1 2
下 の 谷 橋	3 8. 9	3 8. 1 1	広 畑 橋	4 1. 8	4 1. 1 0
寺 橋	3 9. 9	3 9. 1 2	河 洲 橋	4 1. 1 1	4 2. 2
山 路 橋	3 8. 1 0	3 9. 3	こ う ら 橋	4 1. 1 1	4 2. 3
宮 橋	3 8. 1 0	3 9. 3	行 者 橋	3 8. 9	3 8. 1 1
小 谷 橋	4 2. 2	4 2. 3	下 の 谷 橋	3 8. 7. 1 5	3 8. 7. 1 8
茅 ノ 浦 橋	4 1. 3	4 1. 3	境 橋	7. 2 0	8. 1 0
神 浦 橋	3 9. 8	3 9. 1 2	山 路 橋	7. 1 5	7. 1 8
マ シ 谷 橋	4 0. 1	4 0. 3	茅 浦 橋	7. 1 2	7. 1 2
戸 の 市 橋	4 0. 2	4 0. 4	中 島 橋	8. 1	9. 1
新 宮 橋	4 1. 1	4 1. 3	戸 の 市 橋	7. 1 5	7. 2 0
横 目 橋	4 0. 9	4 1. 1	出 合 橋	7. 1 2	7. 1 3
出 合 橋	3 9. 1	3 9. 3	高 下 橋	7. 1 2	7. 1 3
高 下 橋	3 9. 1	3 9. 3			

(二) 夢の大幹線林道

さて、これまで、朝来大原線の発達を中心に交通路の変遷をながめてきたが、最後に、昭和52年現在、村にとって最大の関心事の一つである『夢の大幹線林道』について紹介することにする。

これは、東粟倉村の志引峠付近を起点とし、西粟倉村、勝田町、那岐山麓を横断し、勝北町を経て、吉田郡に到るという壮大な計画に基づく幹線林道であり、関係者の間では、『大幹線林道美作東線』と呼ばれている。以下この幹線林道について実現までの過程を追ってみたい。

昭和36年、美作地域振興協議会の道路交通部会において、東粟倉村長井上良太郎氏は、大幹線林道美作東線（仮称）の構想を公に持ち出した。同人は、ねらいを林業並びに観光開発に大きな影響を与えることとし、実現の可能性も充分であると確信して提唱しかけたのであるが、これが大幹線林道美作東線の始まりである。

井上村長は、その後も辛抱強くこれを繰り返したが、当初、勝英二郡においても反響は鈍く、関係町村を網羅して実現推進を図るまでには程遠い感じであった。

そんな折、白島貞美西粟倉村長当選後、後山那岐山系の観光開発問題と並行熱心に、この問題と取り組む姿勢を示した。そこで、井上村長は、英田、勝田二郡を横断する大規模林道の構想を一時あきらめ、西粟倉村長と共に差し当たり、両村をつなぐ基幹林道として実現を図る事もやむなしとし、白島村長と共に、岡山県庁及び林野庁にその運動を行なったのである。

両村長は、昭和44年度で完成する美作北線（第1期工事）に続き、昭和44年度からの実施を望んだが、最も諸条件に恵まれた美作北線第2期工事に優先されたため、ちょっと矛先を折られた

感じの折柄、昭和44年10月、勝田町長和田元治氏より、井上村長の提唱による大幹線林道美作東線に勝田郡も同調する事にしたから、会合の音頭を採るように交渉があり、活気をふり返した。このような経過を経て、昭和44年11月14日、美作農村事務所に東、西粟倉、勝田、奈義、勝北の5ヶ町村長及び議会議長が参集し、「大幹線林道美作東線建設促進期成同盟会」が結成されたのである。

#### その後の促進運動

「大幹線林道美作東線建設促進同盟会」の結成後、促進方をますます強く要望した結果、昭和44年12月4日、県議会において採択決議が行なわれた。そして、45年9月11日、美作町美作会館にて総会が開かれ、従来の大幹線林道構想には採択基準に適合しない箇所がある事に反省し、大幹線林道にて開発に適合しない路線部分は、辺地債あるいは過疎債等を利用して林道工事を行ない、最終的には従来の構想に匹敵する山地縦貫路線として貫通を図る事、協議会は「勝英山地開発幹線林道速准期成会」と改称、目的達成まで存続する事が決定された。続いて同年12月、後山荘において、千種町長及び議会議長を招き、県関係ならびに東粟倉村長及び議会議長が出席し、大幹線林道計画には千種町側の協力を得る事が必要な所以を説明した結果、千種側も参画を約したので、ここに、「播美大幹線林道期成会」が結成された。

このように、大幹線林道美作東線建設促進期成同盟会は、勝英山地開発幹線林道速准期成会と改称し、一面千種町との間に、播美大幹線林道期成同盟会が誕生する等、本件に関する動きが活発に躍動しなかった折柄、林野庁の大規模林業圏構想（全国7地区）が進められ、美作一円はもちろん山口県に至る間がその圏内に包含され、指定が実現した。したがって、この計画に便乗した林道に鞍替する事こそ、着手時期は少々遅れても、より有利に取り扱われる状態も考えられるに到ったため、その方向で、新状況に対応して実現を期し、前進することになった。（昭和46年5月）

そしてその後、関係者の努力で、大規模林業圏への編入、夢の大幹線林道の実現が決まり、昭和49年、後山志引地内に、その工事が始まった。

## 第2節 現在の道路交通

### (1) 物資輸送状況

#### (イ) 概況

東粟倉村の物資輸送状況をみてみると、本村に入ってくる物資のほとんどは岡山方面からのものであり、肥料、農薬がその主なるもので、その他生活物資、農機具等がある。また、本村から他地域へ出ていくものには、夏だいこん、いんげん、粟、生しいたけ、サンショの実、漬梅、乾燥しいたけ等の農作物、米、材木などがあり、主に、京阪神地方へ出荷される。これらの物資輸送においては、朝来大原線が利用され、大原町を通過して各方面に輸送されている。

物資輸送量をあげてみると次のとおりである。

表4-2-1 東粟倉村の移出入(単位トン)

入 (岡山→東粟倉村)		出 (東粟倉村→京阪神地方)	
肥料	340.0	夏だいこん	2,230.0
農薬	15.0	いんげん	58.0
生活物資		粟	10.0
農機具		生しいたけ	2.2
		サンショの実	1.7
		漬梅	0.2
		乾燥しいたけ	0.2
		材木	不明
		米	22.2

(注) 東粟倉村農業協同組合資料により作成。

(四) 中国縦貫自動車道の影響

中国縦貫自動車道は、大阪府吹田市から下関に至る420kmを4車線で結ぶものである。東粟倉村における縦貫道の影響は、主にレジャーに関してのみである。すなわち、本村より佐用インターまで自動車で30分かかり、そこから大阪まで2時間でいけることとなったのである。物資の輸送には経費がかかるため、ほとんど使われておらず、本村から京阪神地方への輸送は姫路へ出たの2号線経由が主である。

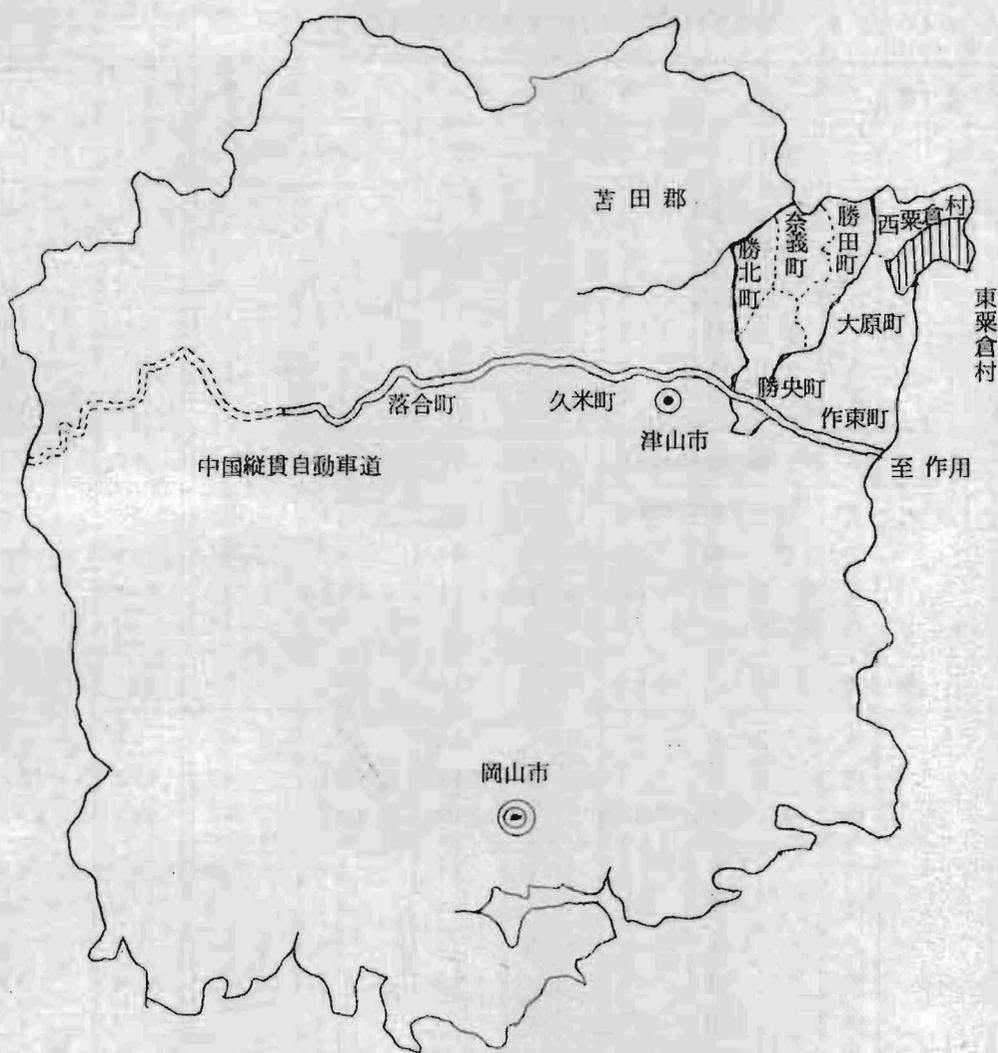


图 4-2-1 中国縦貫自動車道

## (2) 交通量調査

表4-2-2 東粟倉村発の行先別・乗用車・貨物車量

発着ゾーン		乗用車類			貨物車類			全車計
発	着	乗用	バス	計	小型貨物	普通貨物	計	
東粟倉村	鳥取市計	4	0	4	1	2	3	7
	千種町	12	0	12	7	5	12	24
	モチガセ町	0	0	0	1	0	1	1
	サジ村	0	0	0	2	2	4	4
	カクバラ町	2	0	2	0	1	1	3
	八頭郡計	4	0	14	10	8	18	32
	鳥取県計	18	0	18	11	10	21	39
	美作町	24	0	24	36	0	36	60
	大原町	83	0	83	67	24	91	174
	東粟倉村	136	0	136	176	0	176	312
	西粟倉村	13	0	13	12	0	12	25
	英田郡計	256	0	256	291	24	315	571
	岡山市計	0	0	0	0	17	17	17
	岡山県計	256	0	256	291	41	332	588
	中国計	274	0	274	302	51	353	627
	宍粟	15	0	15	15	6	21	36
	作	20	1	21	6	0	6	27
	赤穂	0	0	0	1	0	1	1
	姫路	12	1	13	6	2	8	21
	加古川	1	0	1	0	0	0	1
	神戸	3	1	4	0	0	0	4
	兵庫県計	51	3	54	28	8	36	90
	大阪	2	0	2	0	0	0	2
	畿内計	53	3	56	28	8	36	92
	西九州	1	0	1	0	0	0	1
	九州計	1	0	1	0	0	0	1
	域外計	54	3	57	28	8	36	93
	全国計	328	3	331	330	59	389	720



表 4-2-5 道路実延長の内訳 (単位: km)

	1) 改良済・未改良内訳		2) 種類別内訳		
	規格改良済延長	未改良延長	道路延長	橋 梁	
				個 数	延 長
a) 1 級	0.0	1.3	1.3	1	
b) 2 級	5.2	0.0	5.1	5	0.1
小計 (a+b)	5.2	1.3	6.4	6	0.1
c) そ の 他	0.3	3.4.2	3.4.2	4.5	0.3
計 (a+b+c)	5.5	3.5.5	4.0.6	5.1	0.4

表 4-2-6 東粟倉村道路市員別内訳 (単位: km)

	規格改良済				未改良			
	車道	車道	車道	車道	車道	車道	車道	3.5m
	19.5m	13.0m	5.5m	5.5m	5.5m	3.5m		うち自動車交通不能
	以上	以上	以上	以上	以上	以上	未満	
a) 1 級						1.3		
b) 2 級				5.2				
小計 (a+b)	0.0	0.0	0.0	5.2	0.0	1.3	0.2	0.0
c) そ の 他				0.3			3.4.2	8.5
計 (a+b+c)	0.0	0.0	0.0	5.5	0.0	1.3	3.4.2	8.5

表 4-2-7 東粟倉村道路面別内訳 (単位: km)

	砂利道	舗 装 道			計
		セメント系	アスファルト系		
			高 級	簡 易	
a) 1 級	0.0			1.3	1.3
b) 2 級	1.2			4.0	4.0
小計 (a+b)	1.2	0.0	0.0	5.3	5.3
c) そ の 他	2.9.5	1.2		3.8	5.0
計 (a+b+c)	3.0.7	1.2	0.0	9.1	10.3

東粟倉村においては、先に述べたように、林業が産業の中心であるので、林道にかかる比重は大きいように思われる。主な林道は、次の5線である。

- ① 中筋線 (大字後山) 自動車道3級
- ② 上丸線 (〃 後山) 〃
- ③ 杉ノ奥線 (〃 青野) 〃
- ④ 坊ノ奥線 (〃 中谷) 〃
- ⑤ 山根線 (〃 吉田) 〃

村道は次の通りである。

表4-2-8 東粟倉村の村道

①下谷線	②小守線	③庄堺線	④市町線	⑤ /
⑥吉井手線	⑦後田線	⑧山路線	⑨小谷線	⑩繁昌線
⑪吉田線	⑫高松線	⑬三門田線	⑭山根線	⑮野原線
⑯ /	⑰ /	⑱青野線	⑲平口線	⑳農協線
㉑ /	㉒下毛戸線	㉓高下線	㉔折岡線	㉕八屋口線
㉖道仙寺線	㉗折ノ奥線	㉘更木線	㉙森ノ下線	㉚ /
㉛宮の口線	㉜金比羅線	㉝公会堂線	㉞護摩堂線	㉟カマドコ線
㊱西川線	㊲ /	㊳中筋線	㊴ /	㊵舟木線
㊶ /	㊷坊ノ奥2号線	㊸段ヶ市線	㊹船木線	㊺上丸線
㊻午引線	㊼平畑線	㊽赤山線	㊾上山線	㊿サンマイ谷線
51中溝線	52庄堺山路線	53寺の奥線	54マナゴウ線	55 /
56石の塔線	57奥畑線	58八屋線	59後山登山線	60後山中谷線
51旧引谷線	52改後山中谷線			

図 4-2-2 東栗倉村林道及び村道図

岡山県 西栗倉村  
東栗倉村  
英田郡  
通 路 現 況 図

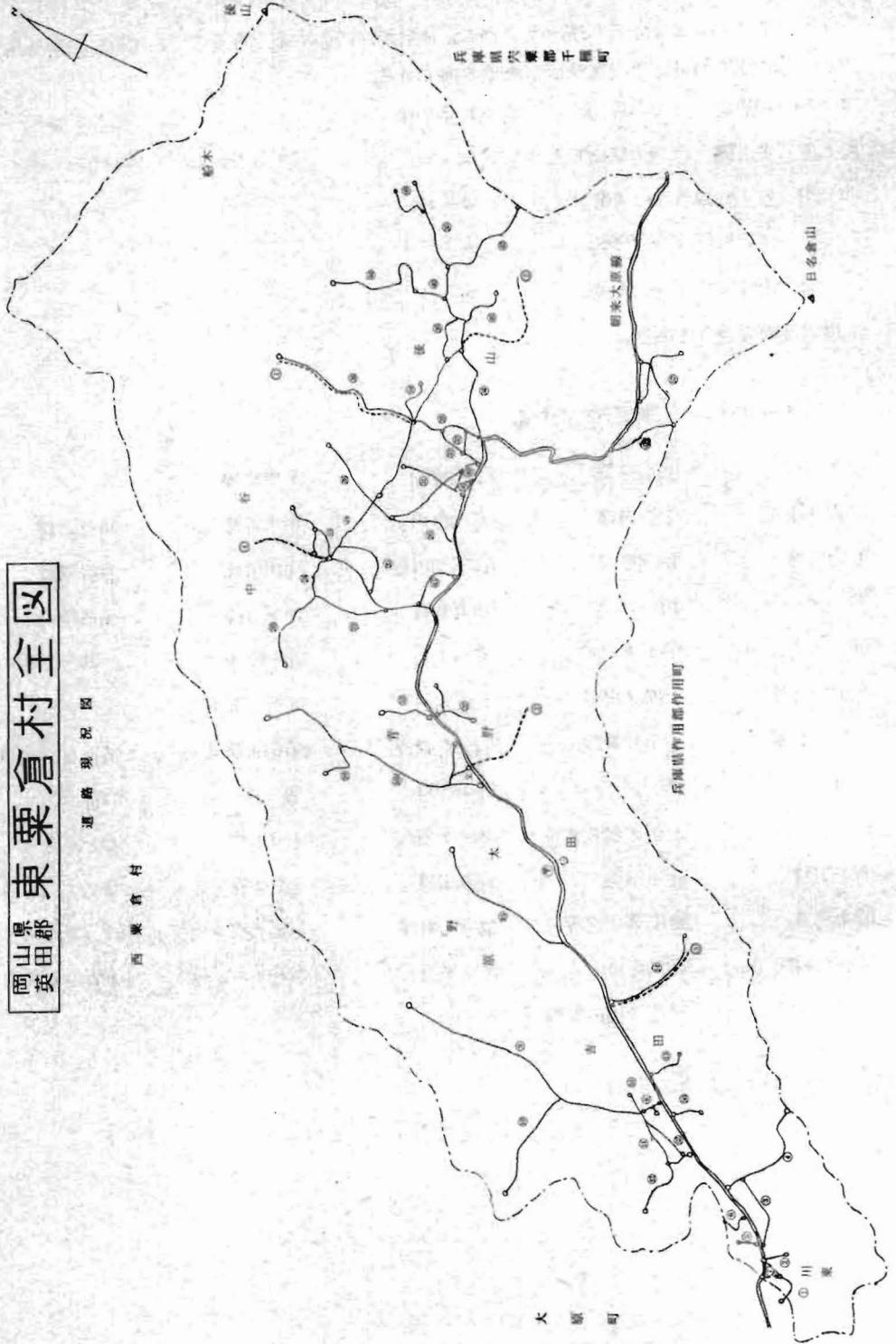


図 4-2-2 東栗倉村林道及び村道図

### 第3節 通信の発達と現況

#### (1) 我国における郵便制度の創設

##### (イ) 明治以前における我国の通信

およそ統一国家において、その行政をとどこおりなく運営してゆくためには、まず交通及び通信の制度を整えることが必要となる。大化改新が行なわれ、律令ができあがって朝廷の政治があまねく全国に及ぼされるに至った。ここにおいて唐の制度の取り入れによって、古代の駅制は次第に整備されていった。都から地方へは七つの街道が開かれた。駅制というのは、諸道30里ごとに1駅をおき、馭馬、伝馬を備えつけ、リレー式に、主に公の通信を伝達するというものであった。その設備、経費などについては、駅子の耕作する駅田の収穫によってまかなわれ、相当の労費が伴ったが、この目的は、中央政府と地方との連絡を緊密にし、中央集権制を確保しようとするものであった。平安時代の中ばになると律令体制がくずれるとともに、駅制もおとろえ始めた。駅そのものも次第に廃絶してしまい、駅のかわりに街道には宿ができていった。そうした宿をつないで鎌倉時代には早馬が走り、さらに豊臣秀吉の全国統一に至って、交通や通信の施設は全国にわたって整えられた。やがて徳川幕府になり、治世の必要から駅制が確立され、幕府は継飛脚によって公用をつとめさせ、大名たちも幕府にならって、江戸と領地との間に大名飛脚を走らせた。私用のための通信機関は大坂に駐屯した武士によって開かれ、これにならって三都の商人の手により、町飛脚が設けられ三都の間を往来した。このように江戸時代において飛脚が通信の中心となったが、時間がかかり、料金も高かったことにおいて不便さが残った。

##### (ロ) 明治以後における我国の通信

明治になっても飛脚は踏襲されたが、租税司と駅番司を兼官する前島密が、明治3年6月「新式郵便」の計画を省議に提出し、これより3ヶ月後に太政官で承認されたことにより、ここに我国の近代郵便制度が創設されるに至った。これ以後の制度の発展を見てみると、次のようである。

明治 4年	新式郵便の開設を布告 (1.2.4)
	郵便創業、切手の発行 (3.1)
	東京一橋浜に郵便開設 (7.1.5)
明治 5年	郵便を全国に実施 (7.1)
	郵便料金を全国均一とする (4.1)
	郵便事業を政府専掌とする (5.1)
	郵便はがきを発行 (1.2.1)
明治 7年	郵便為替の創業 (1.2)
	郵便貯金の創業 (5.2)
明治10年	万国郵便連合に加盟 (2.1.9)
明治11年	電信開業 (3.2.5)
明治18年	通信省の創設 (1.2.2.2)

明治22年 東京一熱海に市外電話を開設(1.1)  
電話交換を東京一横浜に開始(1.2.1.6)

明治32年 郵便法など公布(3.1.4)

明治39年 郵便振替貯金の創業(3.1)

このように、明治時代における新式の郵便の発足によって、郵便は確実に迅速に、そして安価に配達されるようになり、前時代の不便さを一挙に解決したのである。

以上、我が国における郵便制度の創設について述べてきたが、これに基づいて東栗倉村における郵便事業の推移について調べてみよう。

#### (2) 東栗倉村における郵便、通信の発達

東栗倉村には、村内の青野、太田、野原、吉田、川東の地域を業務の管轄にもつ東栗倉郵便局と、中谷、後山の地域を業務の管轄にもつ後山簡易郵便局の二つがある。この東栗倉郵便局、後山簡易郵便局の二局の資料をもとにして、東栗倉村における郵便、通信の発達をながめてみよう。

##### (イ) 東栗倉郵便局の歴史

東栗倉郵便局は昭和6年6月26日、岡山県英田郡東栗倉村大字太田に、受持集配局を大原にもつ東栗倉郵便取扱所として設置された(創立者、竹内豹治氏)。業務内容は、為替、貯金、郵便の3種であった。そして、昭和11年3月11日、為替、貯金、郵便の上に、恩給、保険、年金の3種を加えて、無集配の東栗倉郵便局に昇格するに至った。その後、昭和31年11月9日、局舎全焼のため、仮局舎を岡山県英田郡東栗倉村大字太田18番地岸元充氏宅に設け、昭和32年9月1日、新局舎落成とともに、再び新局舎に移り、現在に至っている。

主な取扱事務の変遷をあげると次の通りである。

年月日	取 扱 事 務
S 6. 6.26	為替、貯金、郵便
S 11. 3.11	為替、貯金、郵便業務に、保険年金、恩給が加わる
S 14. 8.25	電信、電話交換業務開始

##### (ロ) 後山簡易郵便局の歴史

昭和38年11月1日、後山地区の実情に答えて、村議会は「簡易郵便局設置」「同条例」を決議し、広島郵政局の承認を求めた。これにより、昭和24年の法律第213条の簡易郵便局法及び簡易郵便局規則(昭和24年郵政省令第7号)に基づいて、郵政大臣代理広島郵政局長と東栗倉村代表東栗倉村村長明石高代志氏との間に契約がなされ、昭和49年7月23日岡山県英田郡東栗倉村大字後山字金折坪641の1番地に後山簡易郵便局が設置され、簡易郵便局取扱事務が行なわれた。受託者は春名明氏であり、契約施設他一切の業務経営同氏負担で遂行された。

創設当時の取扱事務は、郵便、貯金、為替、恩給、保険であったが、昭和45年、これらの委託事務範囲に国民年金を加える契約がなされ、同年8月1日より年金業務が開始され、現在に至っている。

##### (ハ) 業務の管轄

東栗倉村は近くの大原町の大原郵便局の業務の管轄下であり、無集配の東栗倉郵便局及び後山簡易郵便局の受持集配局は大原郵便局である。すなわち東栗倉郵便局の業務の管轄区域にあたる村内の青野、太田、野原、吉田、川東の郵便物は東栗倉郵便局に集められ、大原郵便局に送られる。配達の場合は大原郵便局からそれぞれの地域に配達されるのである。中谷、後山の地区を業務の管轄とする後山簡易郵便局も同様である。

それぞれの郵便局の管轄区域を下图に示す。



図 4-3-1 東栗倉町郵便区画略図

### (3) 郵便事業の発展と推移

後山簡易郵便局の最近の郵便物数の推移を表 4-3-1 に示した。後山簡易郵便局は先に述べたように無集配局なので引き受け数のみである。この表から、昭和 49 年度から昭和 51 年度にかけてだいたいの郵便物において、漸次減少する傾向を示していることがわかる。

次に表 4-3-2、4-3-3 に最近の東栗倉郵便局の最近の貯金、為替等の口数及び金額の推移と後山簡易郵便局の口数を示した。これによると、口数は 3 カ年にかけてあまり変わっていないが、金額は次第に増加の傾向が見られる。

両郵便局において、創設当時から現在に至るまでの郵便事業の発展と推移を見るには資料がなく、詳しくつかむことができないのでこのあたりでとどめておく。

表 4-3-1 後山簡易郵便局の最近の郵便物数の変化 (引き受け数)

郵便物の種類 \ 年 度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度
1) 普通通常郵便物	0	0	0
2) 書留通常郵便物	329	371	241
3) 価格表記通常	0	0	0
4) 普通小包	204	112	120
5) 書留小包	8	4	0
6) 代金引換郵便物	13	7	3
7) 代金引換小包	33	10	0
(参考) 速 達	29	61	29

(注) 「後山簡易郵便局業務概要表」より作成。

表 4-3-2 東葉倉郵便局の業務実績

	受 入 の 部		支 出 の 部	
	口 数	金 額	口 数	金 額
昭和49年度				
1) 通常貯金	4,170	69,477,364	1,853	80,283,938
2) 積立貯金	74	334,000	4	532,029
3) 定額定期貯金	413	45,008,000	345	34,268,453
4) 貯金貸付金	48	2,778,302	66	4,852,000
5) 為替	57	5,744,102	18	1,110,090
6) 定額小為替	26	35,400	11	8,000
7) 外国為替	0	0	0	0
8) 郵便振替	1,240	28,878,277	113	6,068,257
9) 振替預入	437	16,194,206	32	12,670,833

昭和50年度

1) 通常貯金	4,139	81,371,524	1,980	104,082,317
2) 積立貯金	57	350,000	8	300,072
3) 定額定期貯金	481	68,113,365	370	40,992,603
4) 貯金貸付金	29	3,519,299	38	4,854,000
5) 為替	94	6,424,688	19	814,312
6) 定額小為替	33	46,000	12	13,700
7) 外国為替	0	0	0	0
8) 郵便振替	1,270	45,884,924	190	14,058,511
9) 振替預入	486	21,917,906	144	7,305,530
国税還付金—50 年度より各庁歳出 金と合併				

昭和51年度

1) 通常貯金	3,979	89,074,148	1,731	113,302,178
2) 積立貯金	99	735,000	4	1,374,540
3) 定額定期貯金	550	83,250,000	383	56,217,692
4) 貯金貸付金	56	6,574,204	81	10,213,000
5) 為替	63	4,115,040	11	737,780
6) 定額小為替	52	57,900	26	16,000
7) 外国為替	0	0	0	0
8) 郵便振替	1,150	65,861,989	86	2,009,119
9) 国税納付金	436	29,571,700	140	18,869,786

表 4-3-3 後山簡易郵便局の業務実績

	受入の部 (口数)	支出の部 (口数)
昭和49年度		
1) 通常貯金	5,040	1,564
2) 積立貯金	0	0
3) 定額定期貯金	247	194
4) 貯金貸付金	2	7
5) 為替	10	1
6) 定額小為替	30	0
7) 外国公金	0	0
8) 郵便振替	757 (802)	14 (14)
9) 振替預入	0	0
昭和50年度		
1) 通常貯金	6,111	1,556
2) 積立貯金	0	0
3) 定額定期貯金	255	158
4) 貯金貸付金	28	46
5) 為替	6	0
6) 定額小為替	132	2
7) 外国	0	0
8) 郵便振替	547 (628)	7 (7)
9) 振替預入 (国税還付金)	0	0
昭和51年度		
1) 通常貯金	6,095	1,608
2) 積立貯金	0	1
3) 定額定期貯金	242	167
4) 貯金貸付金	46	49
5) 為替	10	0
6) 定額小為替	59	4
7) 外国為替	0	0
8) 郵便振替	536 (623)	11
9) 振替預入 (国税還付金)	0	0

#### (4) 電信，電話事業

東粟倉郵便局において電信，電話交換業務が開始されたのは昭和14年8月25日である。本村における電話事業の発展をみてみると次のとおりである。

##### 年月日

昭和14.	8.25	電信，電話交換業務開始
昭和33.	6.5	東粟倉村吉田5共同電話開通
昭和34.	6.11	無線電話（農村部落公衆電話）開通
昭和35.12.19		無線電話を廃止し，有線電話に変更（入谷～東粟倉）
昭和43.	1.10	農村集団自動電話開通 318戸加入 局線7本
昭和44.	1.26	市外電話が即時通話になる 全国約4,400局に対し「申し込み即時通話」が可能になる

このような過程を経て，この地区の通信網は次第に充実し，現在の東粟倉局電話加入数は，地域（農村）集団電話316戸，単独電話58戸，2共同電話10戸，3共同以上12戸，郵便局公衆電話2となっている。

（川崎 伸也・櫻井 直樹）

## 第 5 章 経 済 構 造

### 第 1 節 農 業

#### ( 1 ) 耕地の推移と土地利用の変遷

##### (1) 耕地の推移

図 5-1-1、図 5-1-2 を比較すると、昭和 20 年頃までの耕地面積の推移が田面積の推移とほぼ一致することがわかる。昭和 3 年から昭和 5 4 年にかけての耕地の急激な増加は田面積の増加によるものである。この時期、田面積は 1 9. 8 ha の増加している。そのうち 1 ha は荒地復旧のための増加であることが明らかになったが、残り 1 8. 8 ha は不明である。同様に、昭和 7 年から 8 年にかけての耕地面積の急激な減少は田面積の減少によるものといえる。この時期、田面積は 2. 3 ha の減少を示している。ところが、昭和 8 年から 9 年にかけて田面積は 1. 4 ha 増加して、耕地面積を増加させている。次に図 5-1-3 の畑地面積の推移をみても、昭和 20 年頃まではほぼ一定で、約 6. 4 ha を維持していたことがわかる。

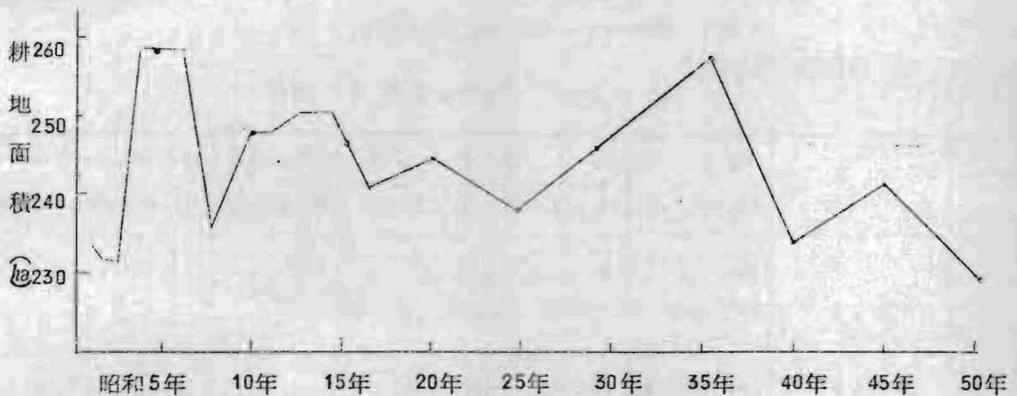


図 5-1-1 耕地面積の推移

(注) 昭和 18 年までは「統計表録」より、昭和 25 年以降は「世界農林業センサス」(1950, 60, 65, 70, 75 年)により作成。

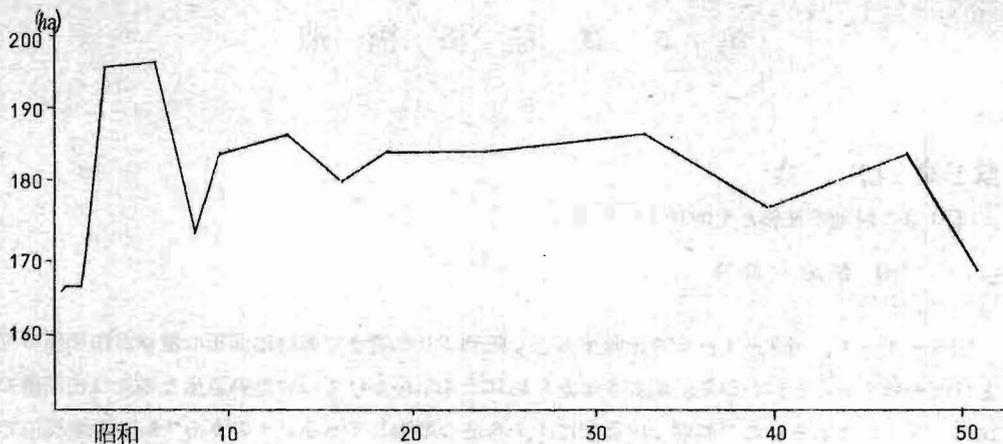


図5-1-2 田面積の推移

(注) 図5-1-1の(注)と同様。

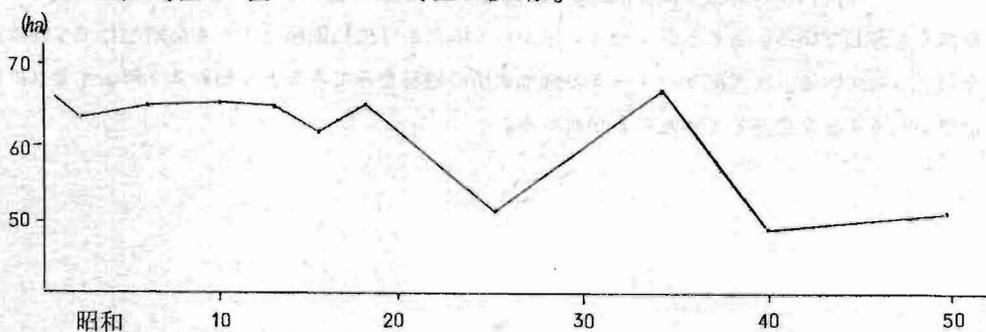


図5-1-3 畑面積の推移

(注) 図5-1-1の(注)と同様。

(ロ) 作物別収穫面積

表5-1-1 作物収穫面積の推移

	水 稻			陸 稻			小 麦			大麦、裸麦			ばれいし			かんし		
	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③
1950	戸	ha	-	戸	ha	-	戸	ha	-									
	392	1726	-	93	32	-	170	5.5	-									
1960	戸	ha	戸	ha	戸	ha												
	394	178	247	6	0.5	-	229	9.7	1									
1965	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
	370	169	237	15	1	-	68	2	1	100	9	24	211	2	-	168	3	-
1970	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
	371	173	309	6	0	1	45	2	2	71	5	4	236	1	1	47	0	1
1975	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha	戸	ha
	353	149	273	1	0	-	4	0	-	1	-	-	232	1	-	22	0	-

	大豆			あずき			だいこん			く　　り		
	①	②	③	①	②	③	①	②	③	収穫農家数	収穫面積	うち成園面積
	戸	ha	戸	戸	ha	戸	戸	ha	戸	戸	ha	ha
1965	317	9	55	287	6	82	346	4	23			
1970	229	5	18	234	5	23	349	14	103	55	11	6
1975	222	3	9	230	3	13	358	20	89	53	13	12

(注) 1. ①収穫農家数 ②収穫面積 ③販売農家数である。

2. 『世界農林業センサス』より作成。

上の表についてみると、収穫面積の一番広いのは“水稲”である。しかし1960年に178 haだった収穫面積もしだいに減少して、1975年には149 haとなっている。次に収穫面積が広いのは“だいこん”である。1965年では4 haだったものが1975年には20 haと急増している。収穫農家数をみても水稲のそれよりも多いことがわかる。また“くり”についても1970年では成園(一年間の粗収入が年間果樹経営費用をまかなえるようになったもの)の面積が6 haだったが1975年には12 haとなっており、かなりの増加が認められる。以上の3つの作物が現在では収穫面積の広い作物といえよう。さらに上の表からわかるように、大麦裸麦、大豆、あずきなどは1965年当時ではそれぞれ9 ha、9 ha、6 haと、かなりの収穫面積があったが現在ではそれらの収穫面積は減少して、小さくなっている。

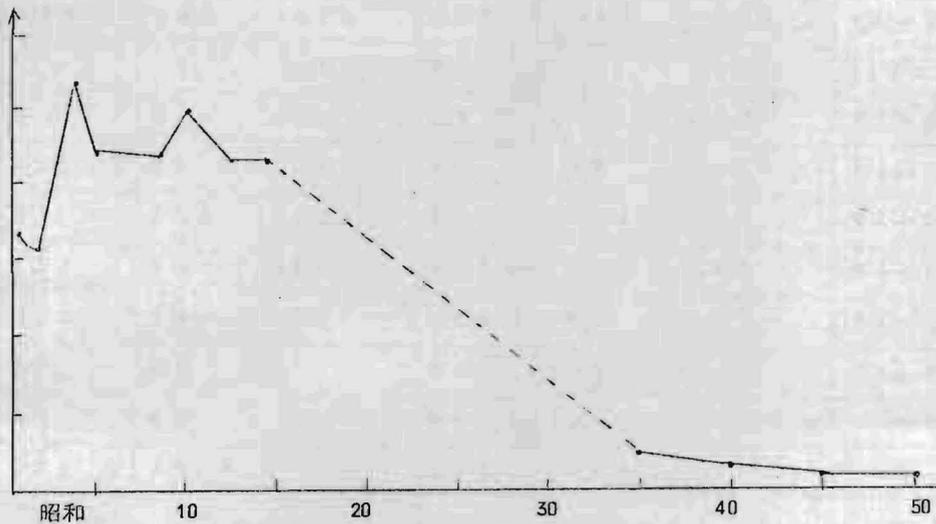


図5-1-4 桑畑面積の推移

(注) 昭和11年までの数値は「統計表綴」からのもの、昭和35年以降は『世界農林業センサス』により作成。

### (1) 桑畑面積の推移

養蚕は明治から昭和20年頃まではかなりさかんであったが、全国的に戦後急激に減少したことはよく知られている。東栗倉村においても、昭和初期においては4.5haほどの桑畑があったことが上の図によりわかる。しかし、1960年(昭和35年)の農業センサスによれば桑畑はわずか4.6haと戦前の10分の1に減少しており、1975年には0.2haとなっている。東栗倉の養蚕は消滅したといっても過言ではないと思う。

(井上隆治)

## (2) 労働力の構成変化と兼業

### (1) 人口

年齢別人口構成を見てみると、20歳代、30歳代の人口の変化が注目される。男女共に昭和35年当時の20歳代の人口は男女合せて261人だったものが昭和50年には129人に、また30歳代の人口は328人から135人にそれぞれ大幅に減少している。

それと比べて40歳代、50歳代の人口は減少してない。これは、高度経済成長の中で山村の過疎化の現われであり、昭和40年当時の10歳代、20歳代の人々は過疎化の波に乗って外に出ていったのである。次の表をみてみるとそれがよくわかる。

表5-1-2 農家人口の推移

(単位:人)

年齢段階	男			女		
	昭和35	昭和40	昭和50	昭和35	昭和40	昭和50
0~14歳	323	269	136	373	300	126
15	30	22	14	26	21	8
16~19	42	66	42	27	60	42
20~29	131	72	63	130	95	66
30~39	155	154	60	173	170	75
40~49	94	124	136	89	133	138
50~59	85	85	105	112	111	128
60~69		90	69		98	74
70~		75	83		63	80
計		957	708		1051	737

(注) 『世界農林業センサス』(1960, 70, 75)より作成。

男についてみれば、昭和40年に10歳代であった者が199人だが、昭和50年には20歳代の者は63人に減少している。女についても同様で、225人から66人に減少しているのである。昭和40年に20歳代だった者についてもかなりの減少率がみられる。このように過疎化の現象が現れて、昭和50年では20歳代、30歳代層の人口が少ないという現象を引きおこしている。これは労働力の絶対量の減少とともに、農業経営の中心労働力となる者の年齢層が40歳代、50歳代へと変化せざるを得ない状態へと追い込んだ。今後もこの高齢化傾向は続きそうである。

表5-1-3 男女別農業労働力の推移

年齢階級	男		減少率	女		減少率
	昭和40	昭和50		昭和40	昭和50	
10歳代	199			225		
20 "	72	63	-68%	95	66	-71%
30 "	154	60	-17%	170	75	-21%
40 "	124	136	-12%	133	138	-19%
50 "	85	105	-15%	111	128	-4%
60 "		69	-19%		74	-33%

(四) 専兼業別農家数

表5-1-4 専兼業別農家数の推移

年	総農家数	専業	兼業	第2種兼業農家率
昭和35	408戸	125	283	16.7%
40	386	25	361	44.6%
45	380	32	348	68.4%
50	375	30	345	76.0%

(注) 『世界農林業センサス』より作成。

総農家数についてみると、昭和35年から昭和40年にかけて22戸減少しているがその後は横ばい状態である。専業農家でもやはり昭和35年から40年にかけて減少が著しく、その後は大きな変化は見られない。専業農家の減少と相反して大幅に増加している。また特に注目すべきは第2種兼業農家の増加である。昭和35年には兼業農家のうちの16.7%を占めるにすぎなかったものが昭和40年には44.6%、昭和50年には76%を占めるに至っている。これは農家が農外収入に頼るようになってきたことを示している。前項で述べた労働力の絶対量の減少とともに、農家の中心的労働力となるべき者が農業以外の仕事に従事する傾向は農業労働力の高齢化をますます進めるように思う。

(イ) 就業状態別世帯員数

表5-1-5 就業状態別世帯員数の推移

年		16才以上の 総世帯員数	自家農業だけ に従事した者	自家農業とその他の仕事に従事 する者		その他の仕事だ けに従事した者	仕事に従事 しなかった者
				自家農業が主 の者	その他の仕事 が主の者		
昭和	男	575	123	142	237	11	62
40	女	624	333	84	107	9	91
昭和	男	558	124	42	339	18	35
50	女	603	306	50	174	7	66

(注) 『世界農林業センサス』より作成。

最初に16才以上の総世帯員数を見ると、昭和40年では男女を合せて1199人であったものが昭和50年には1161人となっている。10年間で38人の減少であり、ほぼ一定していたといえるであろう。次に自家農業だけに従事した者を見ると、男女とも著しい変化はみられない。自家農業とその他の仕事に従事した者のうち自家農業が主の者を見ると、男の場合昭和40年では142人だったものが昭和50年には42人と、大幅に減少している。女の場合もかなりの減少がみられる。これに対して、その他の仕事の主の者を見ると、男女共に著しく増加している。この10年間で、自家農業が主であった者がその他の仕事の主になるようになったといえる。以上のようにより自家農業だけに従事した者、自家農業とその他の仕事に従事した者の絶対数にはあまり変化がない。自家農業だけに従事した者が10年間ほとんど減少していないのは、男の場合、その労働力の主体が中高年齢層であり、消極的に自家農業に従事し、継続している結果であり、女の場合では、自家農業経営の中心労働力として継続的に自家農業だけに従事する傾向があり、その結果と思われる。次に昭和40年の就業状態別世帯員数の年齢別表を上げて上記したことの根拠としたい。

表5-1-6 農業専従者数

(単位：人)

区分	年齢	16~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~
		自家農業	6人	2	5	11	14
だけに従事	女	8人	40	64	63	68	90

(注) 『世界農林業センサス』(1965年)より作成。

(㊦) 農家労働力の現状

表5-1-7 農家労働力の性別存在形態

農家 戸数	1人も いない	1人いる家		2人いる家			3人いる家				4人いる家				
		男	女	男2人	男1人	女のみ	男3人	男2人	男1人	女のみ	男4人	男3人	男2人	男1人	女のみ
95	39	64	0	12	9	6	0	16	18	1	0	0	12	0	0
計	95	103		135			35				12				

- (注) 1. 農業従事日数60日以上 of 農業就業人口の員数区分別農家数。  
 2. 『世界農林業センサス』(1970年)の資料より作成。

上の表から、農業従事日数が60日以上 of 者のいない農家が全体の25%を占めていることとなり、1人いる農家が27.1%、2人いる農家が35.5%、3人いる農家が9.2%、4人いる農家が3.2%となっている。これからわかるように、1人もいない農家、1人しかいない農家が全体の半分以上を占めている。これらの農家は農業収入だけで生活費をまかなっているとは考えられない。第2種兼業農家が増加し、農家が農外収入に頼る傾向があり、農家の中心的労働力となるべき戸主が農業以外の仕事に従事しているため、本来の農業経営をするには労働力が不足し、農業は粗放的となっているといえる。

表5-1-8 農家労働力の年齢別存在形態 (単位:人)

区 分	年 齢		年 齢				
			16~29	30~39	40~49	50~59	60~
1人いる農家	男			2	8	7	22
	女		2	11	31	11	7
2人いる農家	男のみ						
	男1人	男	3	18	37	36	35
	女のみ	女	3	26	44	36	20
3人いる農家	男のみ						
	男2人	男	2	4	9	3	13
	男1人	女	1	5	6	1	3
	女のみ	男女	1	7	5	2	3
4人いる農家	男のみ	男女	2	11	5	7	11
	男3人	女		2	1		
	男2人	男女	1	8	3	1	11
	男1人	男女	1	6	5	4	8
	女のみ						

- (注) 1. 農業従事日数60日以上 of 農業就業人口。  
 2. 『世界農林業センサス』(1970年)より作成。

農業従事日数60日以上の者の年齢別表を作ってみると、1人いる農家のうち男の方をみみると60歳以上が22人で最も多く祖父1人で農業経営をやっていることが考えられる。女の方では40歳代が31人で、妻が中心的労働力となっていることがわかる。2人いる農家で、男のみ、女のみ農家は少なく、男と女の2人の農家が大部分であり、40歳代、50歳代の者が中心労働力となっているといえる。3人いる農家で、男2人女1人の構成になっている農家を見ると若夫婦と祖父が中心になっており、男1人女2人の農家は若夫婦と祖母が中心労働力となっているといえる。4人いる農家で、男2人女2人の構成になっている農家は老若夫婦が農業に従事しているといえる。次に農業就業者の年齢別をみて農業労働力の構成の現状をみると、40歳代が31%を占めているが、50歳以上が約半分を占め、農業経営が高齢者によって営まれているといえる。

表5-1-9 農業労働力の年齢階級別構成

区分	16~29	30~39	40~49	50~59	60~
農業就業者数(人)	16	93	157	108	138
構 成 比	3%	18%	31%	21%	27%

(井上隆治)

### (3) 農業技術の発達と生産力の増大

#### (1) 生産力の増大(水稲の反当収量を中心として)

水稲の反当収量の変化をグラフにしてみると、東栗倉村、岡山県の反当収量は共に増加傾向を示している。しかし、岡山県の平均の反当収量と比較して東栗倉村のその値は平均して約40Kg程少ないといえる。変化の様子をみみると、岡山県、東栗倉村は類似して居り、昭和30年頃まではほぼ一定して、岡山県は300Kg前後、東栗倉村は260Kg前後を保っている。昭和30年以降、岡山県、東栗倉村ともに反当収量の増加傾向がみられる。ただ、岡山県の平均反当収量が割合に順調に増加しているのに対して、東栗倉村のそれは年によって較差が大である。これは、東栗倉村の自然条件が水稲栽培に必ずしも適してなく、その影響によるものと思われる。以上のように、東栗倉村の水稲反当収量は変化して来ているが、ここで昭和30年以降における反当収量増加の要因を考えてみたい。一般に水稲収量の増加要因として、化学肥料、農薬、農業機械、栽培方法などの農業技術の進歩とかんがい施設の整備や土地改良が進んだことが考えられる。東栗倉村の昭和20年代の農業の中心は水稲栽培であったため、水稲栽培技術の向上をめざし、村全体として意欲的に水稲収量の増加に取り組んだことが農業振興計画案などから察知できる。特に病虫害防除の対策、かんがい施設の整備、品種改良などに重点が置かれていた。

#### (2) 病虫害防除の対策

東栗倉村では、昭和24年に「いもち病」の大発生、昭和25年には青野地区を中心として村全般的に稲熱病の発生という事態がおこっている。そのため次のような改良事項が示めされた。

1. 種子消毒の共同化。
2. 共同苗代の設置を奨励し、苗代期の消毒を徹底する。

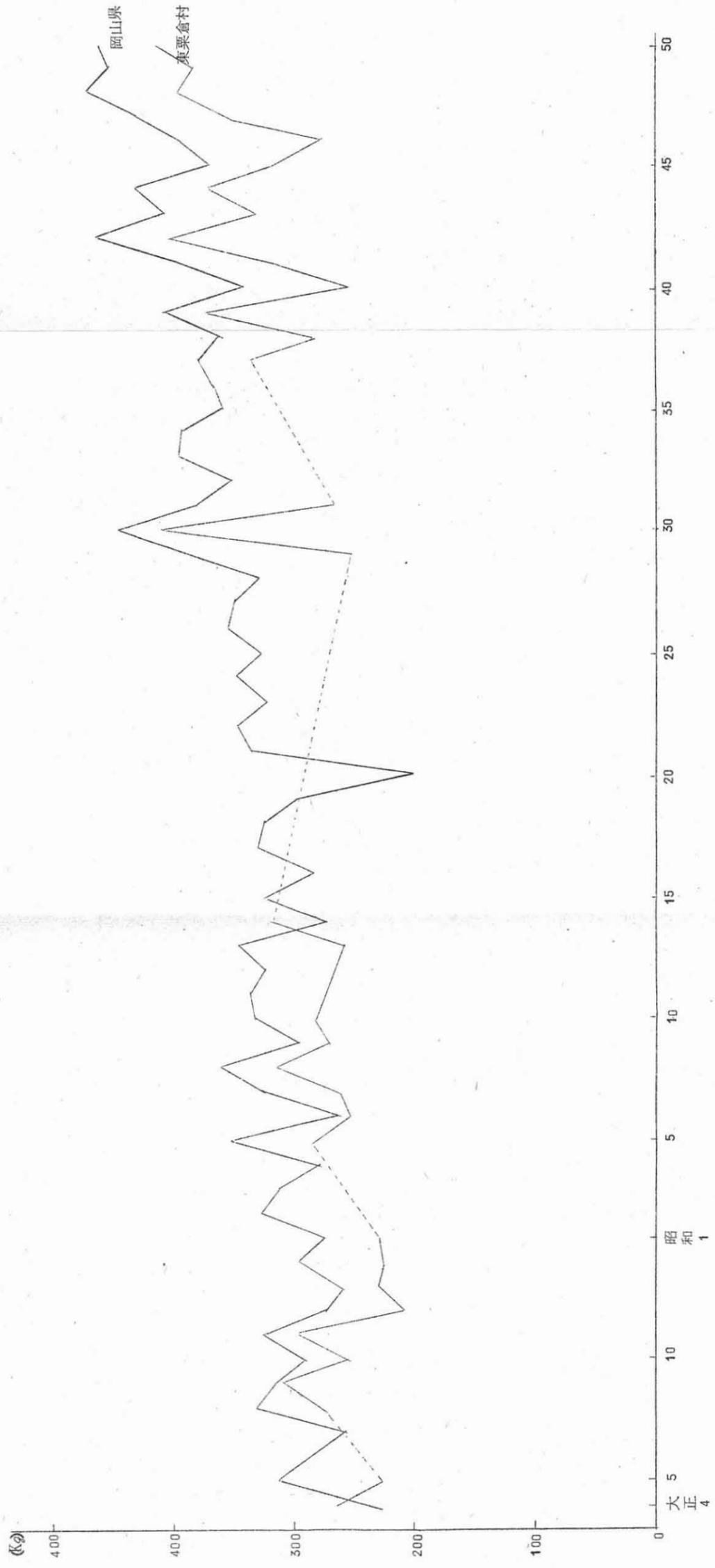


図5-1-6 水稻反当収量の変化  
 (注) 『岡山県統計年報』より作成。

3. 植物防疫班を強力に活動せしめる。
4. 各部落の病虫害発生速報に努める。

(b) かんがい施設の整備

東粟倉村では当時、数十ヶ所の井戸により水田の約3割をかんがいして居り、他は溜池により約1割をかんがいして居た。その他はほとんど冷水によるかんがいであり、かんがい水の水温を上昇させる為に次の2点を示している。

1. 水の導入口に溜池をつくる。
2. かんがい水を迂回させる水路を整備する。

その他、a、bにも関連することだが、温床折衷苗代の普及も欠かせない。温床折衷苗代は下の図のように苗床の地温を上げるために上を油紙またはビニールでおおったもので、東粟倉村のような寒冷地においても、稲の早期苗代りが可能になり、また健全な苗ができるようになり、収量の増加に大きく貢献したことは間違いない。このようにして農家の人々は次第に水稲栽培技術を向上させていったと考えられる。

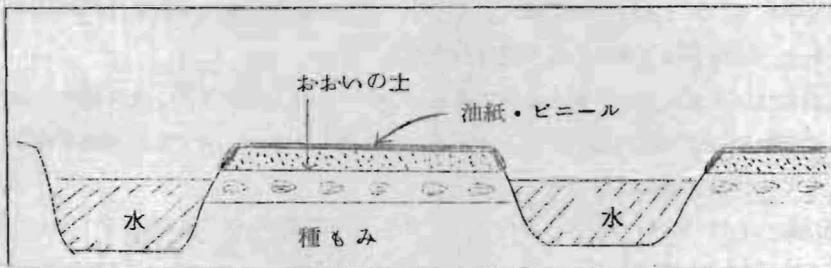


図5-1-5 温床折衷苗代

病虫害防除の対策、かんがい施設の整備、温床折衷苗代の普及などがどの程度実施されたかの実証的資料に欠くが、昭和30年以降の反当収量増加の一つの要因として考えられる。なお、農業機械の普及は、近年の農業における労働力不足をおきない、水稲生産力の維持、増大にとって大切なものであるため次項に別にふれることにする。

(c) 農用機械の普及

(a) 農用機械の普及の一つの要因として、一般に農家の労働力不足が上げられる。東粟倉村においても、それが明白に現われている。1960年から1970年にかけて、総人口は激減し、専業農家の大幅な減少と兼業農家、特に第2種兼業農家の激増がみられ、農家の労働力不足は深刻なものとなった。このような傾向に対応して農用機械は普及していった。1960年には動力耕うん機は個人有、数戸共有とも0台であった。これは、当時まだ労働力に余裕があり、また家畜(牛馬)が農作業の主たる源動力となっていたためと考えられる。ところが上に述べたような労働力不足の傾向が現れはじめ、動力耕うん機、農用トラクターの台数(個人有+数戸共有)だけをみても表5-1-10にみられるように、1965年には70台、1970年には216台、1975年は

297台と台数は激増している。動力耕うん機は1975年には、ほとんどの農家が所有しているといえよう。同様に、動力噴霧機、動力散粉機・乾燥機も1975年には、約半数の農家が所有しているという状況になっている。また、田植機、動力刈取機においても近年めざましく普及していることがわかる。さらに所有形態別にみると、数戸共有の農用機械の台数は減少傾向にあり、個人所有のものが多くなっていることもわかる。

(b) 次に、農用機械の所有農家を、経営耕地面積規模別、農産物販売金額別から考察してみる。資料は1970年の農業センサスを使用した。まず、経営耕地面積規模別との関連をみる。表5-1-1をみると、農用機械の絶対数では、0.5ha~1.0haの階層の農家が多くの農用機械を所有していることがわかる。しかし、この表では各階層の農家の何割程度が農用機械を所有しているのかわからない。そこで、それをみるために表5-1-1を作成した。表5-1-1をみると、0.3ha未満の農家は農用機械をほとんど所有してなく、0.3ha~0.5haの農家は、動力耕うん機で約4割、動力散粉機、乾燥機は約1割が所有している。0.5ha以上の経営耕地をもつ農家では動力耕うん機で約6割以上、動力散粉機、乾燥機で約4割以上の農家が機械を所有している。特に0.7ha~1.5haの階層の農家は、その上下の階層に比較していくぶん農用機械の所有率が高く、この階層の農家において、農用機械を購入して、それによる余剰労働力を農業以外に向け、その農外収入でまた農用機械を購入するという循環が予想される。

次に、農産物販売金額別との関連をみてみる。表5-1-12により、農用機械の絶対数では5万円~50万円の階層が圧倒的に多いといえる。また表5-1-12で農用機械所有農家割合をみると、大きく4つの階層に区分できる。

販売なし……………A	20万円未満……………B
20万円~100万円……………C	100万円以上……………D

上のようにA、B、C、Dを決めると、Aでは農用機械は少なく、所有農家はほとんどないといえよう。Bでは、耕うん機所有農家が約4割で他の農用機械所有農家の割合は低い。

Cでは、動力耕うん機が約8割以上、動力散粉機が4割~7割、動力噴霧機が約2割の所有農家割合となっている。Dではその割合は動力耕うん機、動力散粉機、乾燥機ともに100%をこえており、1戸の農家が2台農用機械を所有している場合もあると考えられる。

以上のように、農用機械所有農家の階層区分を試みてみた。農用機械の普及は、労働力不足を埋合せるものとして重要であり、生産力の維持、増大に果たす役割も大きいといえる。

表5-1-10 農用機械台数

農用機械 所有形態	年	動力耕耘機・農用トラクター				動力噴霧機	動力散粉機	田植機	動力刈取機	コンバイン	乾燥機	農用トラック オート三輪
		総台数	5PS未満	5~10PS	10~15PS							
個人有	1965	47	14	33								
	1970	204	43	155	5	1	93	1	7	1	131	30
	1975	282	65	194	20	3	141	55	132		164	66
数戸共有	1965	23	9	14								
	1970	12	3	9					1	1	19	
	1975	15	3	7	4	1	5	15	15		17	

(注) 『世界農林業センサス』より作成。

表5-1-11

経営耕地面積規模別の関連

経営耕地面積規模	動力耕りん機・農用トラクター			動力噴霧機	動力散粉機	動力田植機	動力刈取機	コンバイン	乾燥機	トラクトオート三輪
	5PS未満	5~10PS	10~20PS							
0.3ha未満	2	2								2
0.3~0.5	10	23	2	4	6				13	5
0.5~0.7	14	42	1	6	22		2	1	33	2
0.7~1.0	11	51	2	16	39		3	1	46	4+5
1.0~1.5	5	30		6	18		1	1	31	7
1.5~2.0		3		2	3				2	1
2.0~2.5		1	1		1		1		1	1
2.5~3.0		1		1	1		1			1
3.0~		1			1				1	2
0.3ha未満	3	3								3
0.3~0.5	11	26	2	5	7				15	6
0.5~0.7	15	45	1	6	23		2	1	35	2
0.7~1.0	12	57	2	18	43		3	1	51	10
1.0~1.5	13	75		15	45		3	3	78	18
1.5~2.0		60		40	60				40	20
2.0~2.5		50	50		50		50		50	50
2.5~3.0		100		100	100		100			100
3.0~		100			100				100	200

(単位:台)

(単位:台)

(注) 1. 横軸(横のらん)は各階層の農家が所有している農用機械の台数を示す。 3. 「世界農林業センサス」(1970年)より作成。

2. 多は一階層別農用機械総数 × 100 より算出した。  
一階層別農家戸数

表5-1-12

## 農産物販売金額規模別との関連

(単位:台)

販売金額規模	動力耕りん機・農用トラクター			動力噴霧機	動力散粉機	田植機	動力刈取機	コンバイン	乾燥機	トラクタオート三輪
	5PS未満	5~10PS	10~20PS							
販売なし	1	1								1
5万円未満	7	8		1	1				3	2
5~20	17	40			18		2		35	6
20~50	16	71	4	21	45		3	2	56	10
50~70	1	17		6	17		2	1	19	4
70~100		7		1	4				6	3
100~150		3			3				3	1
150~200		3	1		3	1	1		3	2
200~300		1			1				1	2
300~										
販売なし	2	2								(単位:%) 2
5万円未満	17	19		2	2				7	5
5~20	12	28			13		1		25	4
20~50	15	65	4	19	41		3	2	51	9
50~70	4	74		26	74		9	4	26	17
70~100		100		14	57				86	43
100~150		100			100				100	33
150~200		150	50		150	50	50		150	100
200~300		100			100				100	200
300~										

(注) 1. 単位%は  $\frac{\text{階層別農用機械数}}{\text{階層別農家戸数}} \times 100$  で算出。

2. 「世界農林業センサス」(1970年)の資料より作成。

(4) 農民層の分解と農地改革

(i) 農地改革以前の農民層の動き

——大正期～昭和初期——

農地改革以前の日本の農業は、前近代的、半封建的な地主的土地所有制を基底とする。地主と小作農を両極する半封建的小作関係は、明治維新の地租改正により法認され、明治後期に確立し、大正中期に円熟期を迎える。ここでは、資料の関係から、第一次世界大戦後の大正期から金融恐慌後の昭和9年までの農民層分解の動向を見ていくことにする。

まず、小作関係の変遷の概観として、耕作面積に対する小作地の割合の変化を見てみよう。表5-1-14によると大正初期より数年間は全く変化は見られないが、大正13年を契機に、ほぼ連続的に微増の傾向を示す。しかしながら、ピーク時の昭和9年においてさえ、37.5%とやや低い数値であると言える。

表5-1-14

自小作別反別耕作面積の推移

年	自作地			小作地			自作・小作			小作地の割合
	田	畑	計	田	畑	計	田	畑	計	
大正	4	1148	595	1743	552	82	634	237.7	267%	
	5	1148	595	1743	552	82	634	237.7	267	
	8	1148	595	1743	552	82	634	237.7	267	
	9	1148	595	1743	552	82	634	237.7	267	
	10	1148	595	1743	552	82	634	237.7	267	
	11	1148	595	1743	552	82	634	237.7	267	
	12	1148	595	1743	552	82	634	237.7	267	
	13	1150	570	1720	649	104	753	247.3	304	
	14	1020	566	1586	591	100	691	227.7	303	
	昭和	1	1023	531	1554	640	136	776	233.0	333
2		1063	542	1605	640	125	765	237.0	322	
3		1063	531	1594	640	136	776	237.0	327	
5		1075	510	1585	628	157	785	237.0	331	
6		1122	515	1637	822	116	938	257.5	364	
7		1126	518	1644	823	123	946	299.0	365	
8		1119	512	1631	830	129	959	299.0	370	
9		1088	509	1597	830	129	959	255.6	375	

(注) 「現勢調査簿」(大正4年～昭和9年)より作成。

但し、大正6, 7年, 昭和4年については不明。

次に、表5-1-15によって、自小作別農家数の変遷を見てみよう。著しい特徴として、大正14年以前と昭和1年以後の不連続な動きがあげられる。32%、36%、31%というコンスタントに保たれていた均衡が、昭和期に入ると、23%、57%、20%となり、自作農、小作農の自小作農への転化という形で破られるのである。そして、この割合が昭和9年までほとんど変化なく保たれている。この断層は、何を意味するのであろうか。自作農と小作農間における自作地の売買による小作農の自小作農化、自作農が新しく借入地を受け入れることによる自作農化が同時に進行していることによって起こり得た変化であること。そして、その背景としては、自費経営の行き詰まりや、小作料がこの時期、比較的低率であったことなどがあげられるが、断層的な変化の意味はよくわからない。

表5-1-15 自小作別農家戸数の推移

年	自作農	自小作農	小作農	計
明治45	127	107	149	38383
大正 4	127	139	117	383
5	125	141	121	387
8	125	141	121	387
9	125	141	121	387
10	125	141	121	387
11	125	141	121	387
12	124	141	122	387
13	128	145	125	398
14	128	145	124	397
昭和 1	88	216	77	381
2	91	214	76	381
3	86	216	79	381
5	85	208	80	373
6	86	216	80	382
7	87	216	81	384
8	88	217	81	386
9	86	218	82	386

(注) 「現勢調査簿」(明治45年~昭和9年)より作成。

但し、大正2~3年、6~7年、

昭和4年については不明。

自作農、小作農の分解の様態を、経営耕地規模別農家数の動向によってみてみよう。表5-1-16によると、やはり、大正期から昭和期への移行の年において断層がみられる。それは、5反～1町層と1町以上層から反未満層への転化という顕著な動きであり、5反未満層は昭和9年まで微増を続ける。5反～1町層も昭和3～5年に減少した後、微増している。昭和9年には、1～3町層が分解し、3～5町層、5～10町層へと上向するという新しい動きが見られるが、その後の資料がないので、はっきりしたことはわからない。

以上より、大正期における中農肥大化傾向は、昭和期に入り、全般的な落層、5反未満層の増大といった零細規模経営化に取って代わられたことがわかる。

表5-1-16 経営耕地面積広狭別農家戸数の推移

年	5反未満	5反～1町	1～3町	3～5町	5～10町	計	
大正	1	133	200		50	383	
	2	133	200		50	383	
	3	133	200		50	383	
	4	133	200		50	383	
	5	133	200		50	383	
	6	133	200		50	383	
	7	137	220		50	387	
	8	133	200		54	387	
	9	137	200		50	387	
	11	133	200		54	387	
	12	133	200		54	387	
	13	138	208		51	397	
	昭和	1	159	187	37	—	381
2		160	181	37	3	381	
3		165	176	37	3	381	
5		163	170	37	3	373	
6		164	178	37	3	382	
7		166	178	37	3	384	
8		167	179	37	3	386	
9		167	179	21	16	3	386

(注) 「現勢調査簿」(大正1～14年)より作成。但し、大正10、14年は不明。

「統計表綴」(昭和1～9年)より作成。但し、昭和4年は不明。

零細化傾向を、兼業化との関連においてみてみよう。表5-1-17をみてみると、昭和1年の断層的变化は、専業農家と兼業農家の割合の逆転、すなわち、兼業農家率が総農家の60%を占めるようになったことである。これは、昭和5年まで続くが、昭和6年には再度逆転し、しかも兼業農家率は16%と極度に減少している。しかしながら、この昭和1~5年における兼業化の動きが、零細経営を促進させる動機となったことは認めてよいだろう。したがって、自作農の自小作農への転落と、少作農の自小作農への上昇が、自作農の意図的な経営規模縮小による土地売却によって起こったと仮定することができる。とすれば、昭和1~5年において何らかの兼業機会の増大が当村にもたらされたはずである。英田郡全体においても、当時期、兼業化傾向が認められるのであるが、いかなる兼業機会がもたらされたのかは、確かめていない。

表5-1-17 専業・兼業別農家戸数の推移

年	専業	兼業	総数	兼業農家の割合
大正 1	269	114	383	29.8%
4	244	139	383	36.3
5	246	141	387	36.4
8	246	141	387	36.4
9	246	141	387	36.4
10	246	141	387	36.4
11	246	141	387	36.4
12	246	141	387	36.4
13	248	150	398	37.7
14	248	149	397	37.5
昭和 1	155	226	381	59.3
2	156	225	381	59.1
3	149	232	381	60.9
5	141	232	373	62.2
6	320	62	382	16.2
7	323	61	384	15.9
8	328	58	386	15.0
9	328	58	386	15.0

(注) 「現勢調査簿」(大正1年~昭和9年)より作成。

但し、大正2~3年、6~7年、

昭和4年は不明。

④ 農地改革

大正年間に激化した小作料減免を要求する小作争議は、第一次世界大戦後の慢性的戦後不況の下に迎えた昭和年間には、耕作権確立の争議へと、その質を変化させている。高率な現物少作料制度を根幹とする小作制度の矛盾は、日本政府に、その改革を企図することを余議なくさせる。

農地改革以前の措置の中心、昭和13年の農地調整法は、小作関係の改善を骨子とするものであり、昭和14年の小作料統制令も、当時の土地保有政策の一般動向の指針として有用ではあった。しかし、これらの措置は、小作人に土地所有権を獲得する有効な手段を与えず、抜本的な変革は、敗戦という試練を経、占領軍による戦後改革によってはじめて達成された。

日本政府は、昭和20年12月、「農地調整法改正法」を制定、公布した。これが第一次農地改革と呼ばれるもので、その内容は、5町歩を超える不耕作地主の一切の所有耕地の買収と売渡、小作料金納制などであったが5町歩という緩やかな基準や、家族への土地分散の容認など地主本位の性格を拭い去れず、小作制度全廃には程遠いものであった。

昭和21年12月、政府は占領軍総司令部の強力な要請、指示の下に、「農地調整再改正法」と「自作農特別措置法」を制定し、より徹底的な第二次改革が実施されることになる。その重要な規定は、政府が不在地主の所有する小作地全部と平均1町歩を超える在村地主所有小作地を買収し、小作人に売り渡す権限を有する、という強制買収方式をとった点にある。この実施機関は、小作・地主・自作の階層別の選挙によって選出された委員により構成された農地委員会であり、各都道府県、各市町村に設けられた。農地の買収は、昭和22年から昭和24年の期間に計16回実施された。

農地改革の実績を、表5-1-18からみてみよう。当村においては、改革前63%であった自作地率が、改革後には95%となり、ほぼ完璧に小作地の買収、売渡が行われたと言える。

岡山県の89%、英田郡の91%と比較しても高い数値である。また、農地を買収された地主は62戸、不在村地主76戸で、合計138戸(34%)であり、買収された土地の売渡を受けた農家は355戸(86%)である。(表5-1-19)

地主——小作関係の変化は、戦前の資料の不足で、昭和9年との比較においてみるしかない。表5-1-20からわかるように、農地改革の成果により、小作農はわずか3戸となり、23%にすぎなかった自作農は76%に増大している。小農的ではあっても、99%の農家が土地所有者となった、という事実は、寄生地主的土地所有が払拭されたことを証明している。

表5-1-18 農地改革後における自作地・小作地面積

地 域	昭和 20.11.23 現在農地面積 (反)				昭和 25. 8. 1 現在農地面積 (反)				
	自作地	小作地	計	自作地率	自作地	小作地	どちらでもよい	計	自作地率
岡山県計	649091	448420	1,097,511	59%	980,547	112,276	312	1,103,135	89%
英田郡計	25039	12511	37,550	67%	36,186	3,666	7	39,859	91%
東粟倉村	1,312	782	2,094	63%	2,349	126	—	2,475	95%

(注) 『農地等解放実績調査』より作成。

表5-1-19

## 農地を買収された地主の戸数

区 分	在 村	不 在 村	計
個人地主	57	74	151
法人団体	5	2	7
計	62	76	138

売渡を受けた農家戸数 = 355

(注) 『農地等解放実績調査』より作成。

表5-1-20

## 農地改革前後の自・小作別農家数の比較

	自 作	自小作	小自作	小 作	計
昭和 9	86(23%)	218 (56%)		82(21%)	386(100%)
同 25	312(76%)	77(19%)	19(4%)	3(1%)	411(100%)

(注) 「統計表綴」(昭和9年), 『世界農林業センサス』(昭和25年)より作成。

経営規模別の農家戸数を, 昭和9年と昭和25年の比較においてみてみよう。(表5-1-21) 個別的には, 20町以上層の喪失, 0.5町未満層, 0.5~1町層と1町以上層の, 1.0~1.5町層への吸収となっているが, 構成比にはほとんど変化がない。増加率は, 1.0町以上3町未満層の70%, 0.3町未満層の9%, 0.5~1.0町層の7%の順となっているが, 1町以上層は, それ自身, 1.0~1.5町層に集約されたとみてよいので, 上農層が中規化したと言ってよいであろう。また, 戦後, 農地改革の法令発布前後の寄生地主制崩壊を前にして, 地主の土地取上げが激化したことが知られているが, 土地取上げによる地主の農民化は, この表の比較でみる限り, 中農化, 零細農化としてたて現われている。そして, 地主の土地取上げは, 零細自作農を増大させ, 政府の買収小作地の売渡の進行は, 新設農家の増大(分家, 帰農, 入植)をもたらし, 零細自作農化が併行するといったように, 改革による自作農的土地所有は, いきおい従来の日本の農業の零細経営をさらに引き継ぐものとなった。

表5-1-21

## 農地改革前後の経営規模別農家戸数の変化

年	0.3町	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	5.0	計
	未満	0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	5.0	100	
昭和 9	167		179		21		16	3	386
同 25	72	111	192	35	1	0	0	0	411
昭和 9	4.33%		46.4		5.4		4.1	0.8	100.0
同 25	17.5%	27.0	46.8	8.5	0.2	0.0	0.0	0.0	100.0

(注) 「現勢調査簿」(昭和9年), 『農林業センサス』(昭和25年)より作成。

次に、農地改革の地主への影響をみてみよう。農地改革では、不村地主の1町未満の貸付地保有を認めていたのであるが、改革後、高率現物小作料の低率金納小作料への転化が行われたことは、従前通りの収益を地主が確保することを不可能にし、地主的土地経営に困難をきたした。地主の保有小作地規模別農家数の変化を、表5-1-22によりみてみると、農地改革前後において、0.3町～3町層の著減、0.1～0.3町層の微減、0.1町未満層の著増という顕著な零細規模化が起こっている。

表5-1-22 地主保有小作地規模別農家数の変遷

年	規模	0.1町	0.1	0.3	0.5	1.0	計
		未 満	{ 0.3	{ 0.5	{ 1.0	{ 3.0	
昭和 2 0		1 3	4 0	1 7	7	1	7 8
	2 5	1 9	3 6	1 2	2	0	6 9
昭和 2 0		1 6.7 %	5 1.3	2 1.8	8.9	1.3	1 0 0.0
	2 5	2 7.5 %	5 2.2	1 7.4	2.9	0.0	1 0 0.0

(注) 「農地統計調査関係綴」(昭和20年)より作成。

「小作契約書綴」(昭和25年)より作成。

#### (イ) 農地改革以後

以上みてきたように、農地改革は、寄生地主的土地所有を基本的に解体し、零細ではあるが農民的小土地所有の広汎な創設を上からの改革として実現した。創設された土地所有者としての農民層の分解は、改革後、どのように展開していくのであろうか。

表5-1-23によると、貸付地をもつ農家戸数は、農地改革以後確実に減少していき、貸付耕地面積は昭和35年には半減し、全経営面積の3.3%を占めるにすぎなくなった。昭和30年には、1反以上の貸付地をもつ非農家は消失し、寄生地主的土地所有は、ここに完全に廃滅したと言える。

表5-1-23 貸付地をもつ農家

年	農家戸数	貸付耕地計	経営耕地総面積
昭和 2 5	田 5 6	1 6町9反5畝	2 3 8町8反
	畑 3 2		
同 3 5	4 7	8. 6 9	2 5 8町4反
同 4 5	5 9	7. 0. 0	2 4 2町

(注) 『世界農林業センサス』より作成。

自小作別農家戸数の変遷を表5-1-24においてみると、自作農の割合は農地改革によって大幅に拡大され、以後着実に増大していったことが伺える。こうして、所有と経営が一本化された改革後における農民層の分解過程は、経営規模別にみていくことが重要であろう。

表5-1-24 自小作別農家戸数の変遷

年	自作	自小作	小自作	小作	計	自作	自小作	小自作	小作
大正4年	127	139		117	383	33.2	36.3		30.5
昭和1	88	216		77	381	23.1	56.7		20.2
9	86	218		82	386	22.3	56.5		21.2
25	312	77	18.7	3	411	75.9	18.7	4.6	0.8
35	351	40	9.8	5	408	86.0	9.8	2.9	1.3
45	380	0	0.0	0	380	100.0	0.0	0.0	0.0

(注) 「現勢調査簿」(大正4年, 昭和1, 9年),  
『世界農林業センサス』(昭和25, 35, 45年)により作成。

表5-1-25によって、経営耕地面積規模別農家数の変遷をたどってみよう。

昭和25年から28年の間の変化は、0.3~0.5町層、0.5~1.0町層の減少、0.3未満層の増加である。1.0町以上層に増減がないので、0.5~1.0町層の農家の経営規模縮小によるものと考えられる。その背景としては、兼業化の増大が考えられるが、表5-1-26によると、それとは全く逆の結果が表われている。すなわち、専業率は、昭和28年にはむしろ増加し、しかも、0.5~1.0町層において専業農家数は26戸増である。0.3町未満層を除いて各層とも兼業農家が著減しているのだから、臨時雇として農家に雇用されるという形態をとる専業農家が増大したとも考えられるが、はっきりしたことはわからない。

昭和28年以降35年までは、0.3町未満層、0.3~0.5町層の著減、0.5~1.0町層の微増、1.0~1.5町層、1.5~2.0町層の増加という、各層の上昇傾向が続いている。昭和35年までは、自作農による経営規模拡大が意欲的に行なわれていたことが着取できる。表5-1-26によると、この間、専業農家数が増殖し、しかも、いづれの層においても専業化が進行している。しかしながら、昭和30年~35年の間に農家戸数の総数は減少している。これは、零細農である0.5町未満層の減少に照応するものであり、経営廃止農家とその労働力を都会へと流出させたことが伺える。

昭和35年以後もひきつづき、農家戸数の総数は減少し続けるが、昭和40年においては1.0~1.5町層、1.5~2.0町層、2.0町以上層の減少がはじめて見られ、上向する中農の土地集中も行き詰まりの徴候を見せている。そして、0.3町未満層の脱農化は顕著である。全般的にみて比較的安定しているのは、0.5~1.0町層である。しかしながら、その内容は大きく変化している。

表5-1-26をみてみよう。0.5~1.0町層、1.0~1.5町層の兼業率が、66%→97%、60%→87%と激増したのをはじめて、昭和40年に至ってはじめて、専・兼業農家の割合の優劣が逆転したのである。第二種兼業農家の増加が第一種兼業農家の増加を上回っていることも、特

徴としてあげられる。以上みてきたように、当村の農民層の分解は、農地改革後の上向、下向の動きを経て、零細農の脱農、すなわち、賃労働化、一部の賃農層の形成、そして兼業化を余議なくされた零細農、中農層の滞留という停滞的な構成を維持するに至っている。

表5-1-25 経営耕地面積規模別農家数

年	0.3町未満	0.3~0.5	0.5~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0以上	総数
昭和 25	72	111	192	35	1	0	411
28	86	109	182	35	1	0	413
30	82	104	183	43	5	0	417
35	72	93	185	48	8	2	408
40	66	93	182	40	5	0	386
45	59	88	184	40	5	2	378
25	17.6%	27.0	46.7	8.5	0.2	0.0	100.0
28	20.8	26.4	44.1	8.5	0.2	0.0	100.0
30	19.7	24.9	43.9	10.3	1.2	0.0	100.0
35	17.6	22.8	45.3	11.8	2.0	0.5	100.0
40	17.1	24.1	47.2	10.4	1.3	0.0	100.0
45	15.7	23.3	48.7	10.6	1.3	0.5	100.0

(注) 『世界農林業センサス』(昭和25年~45年)により作成。

但し、昭和28年は『岡山市町村勢要覧』による。

表5-1-26

## 経営規模別・専兼業別農家戸数の変遷

年	規模 ha	総数 (A+B) B	専業 (A) B	兼業			A	C	D	A+B
				総数(B)	第1種(C)	第2種(D)	A+B	A+B	A+B	
昭和25年	0.5未満	158	7	151			4.4	95.6		
	0.5~1.0	194	3	191			1.8	98.2		
	1.0~1.5	51	2	49			4.1	95.9		
	1.5~2.0	8	1	7			1.3	98.7		
	2.0~	0	0	0			0.0	0.0		
	計	411	13	398	360	38	3.2	87.6	9.2	
昭和28年	0.5未満	195	18	177	120	57	9.2	61.5	29.3	
	0.5~1.0	182	37	145	138	7	20.3	75.8	3.9	
	1.0~1.5	35	10	25	25	0	28.6	71.4	0.0	
	1.9~2.0	1	0	1	1	0	0.0	100.0	0.0	
	2.0~	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	100.0
	計	413	65	348	284	64	15.7	68.8	15.5	
昭和35年	0.5未満	165	29	136	80	56	17.5	48.5	34.0	
	0.5~1.0	185	62	123	112	11	33.5	60.5	6.0	
	1.0~1.5	48	29	19	18	1	60.4	37.5	2.1	
	1.5~2.0	8	4	4	4	0	50.0	50.0	0.0	
	2.0~2.5	2	1	1	1	0	50.0	50.0	0.0	
	計	408	125	283	215	68	30.6	52.7	16.7	
昭和40年	0.5未満	159	15	144	27	117	9.4	17.0	73.6	
	0.5~1.0	182	5	177	127	50	2.7	69.8	27.5	
	1.0~1.5	40	5	35	30	5	12.5	75.0	12.5	
	1.5~2.0	5	0	5	5	0	0.0	100.0	0.0	
	2.0~	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	
	計	386	25		189	172	6.65	48.9	44.6	

(注) 『世界農林業センサス』(昭和25, 35, 40年)

『岡山県統計年報』(昭和28年)により作成。

(元成伸子)

参考文献 川上正道『日本の農業』他

#### (5) 東粟倉村農村振興計画の歩み

東粟倉村では、昭和23年に農村振興第一次計画案を作成し、今後の方策を明確にしている。その内容をおおまかに記すと次のようになる。

##### (1)・・・品種改良対策

1. 東粟倉村農産物品種選定審議会の設立。
2. 試作展示等による品種の優劣判定。
3. 各部落に原種圃を設置し、優良品種の普及に努める。

##### (2)・・・施肥改善と自給肥料増産

1. 緑肥増殖の奨励。
2. 緑肥種子の村内自給確保を期するため採種圃を設置する。
3. 底収位土性改良対策として、酸度検定を実施し、石灰類の適用施用を指導。

##### (3)・・・病虫害防除

1. 病虫害発生予察。
2. 病虫害防除班の編成。

##### (4)・・・輪作方式の改良

1. 現行輪作方式の調査。
2. 研究協議会を開催し輪作方式の規準を設定する。

このように、農業振興上の基礎的な方針が明らかにされ、特に稲、麦の生産増大に力を注いでゆこうとする傾向が強い。その後、昭和28年に農村振興第二次計画案が作成されている。その内容は一次計画案とほぼ同じであるが、次の点で新して傾向がみうけられる。

1. 小規模土地改良事業の推進。
2. 自給肥料の増産を図りながらも金肥の廉価購入、化学的知識の普及徹底。
3. 家畜導入の奨励。

以上のように、一次、二次計画案とも、耕種農業を主体として農業振興計画が企画されたが、東粟倉村の自然環境は農業にとって厳しいものであり、農業振興上の阻害条件が数多くあった。それは、

- ① 水利が極めて悪く、生産が不安定であり、常時冷水かんがい余儀なくされること。
- ② 耕地が急傾斜面に点在し、耕作に極めて不便であること。
- ③ 日照時間が少く、また秋冬作作付不能の多いこと。
- ④ 交通が著しく不便で生産物の販売等が極めて困難であること。

などであり、耕種農業主体の振興計画は著しい成果をあげるには至らなかったようである。

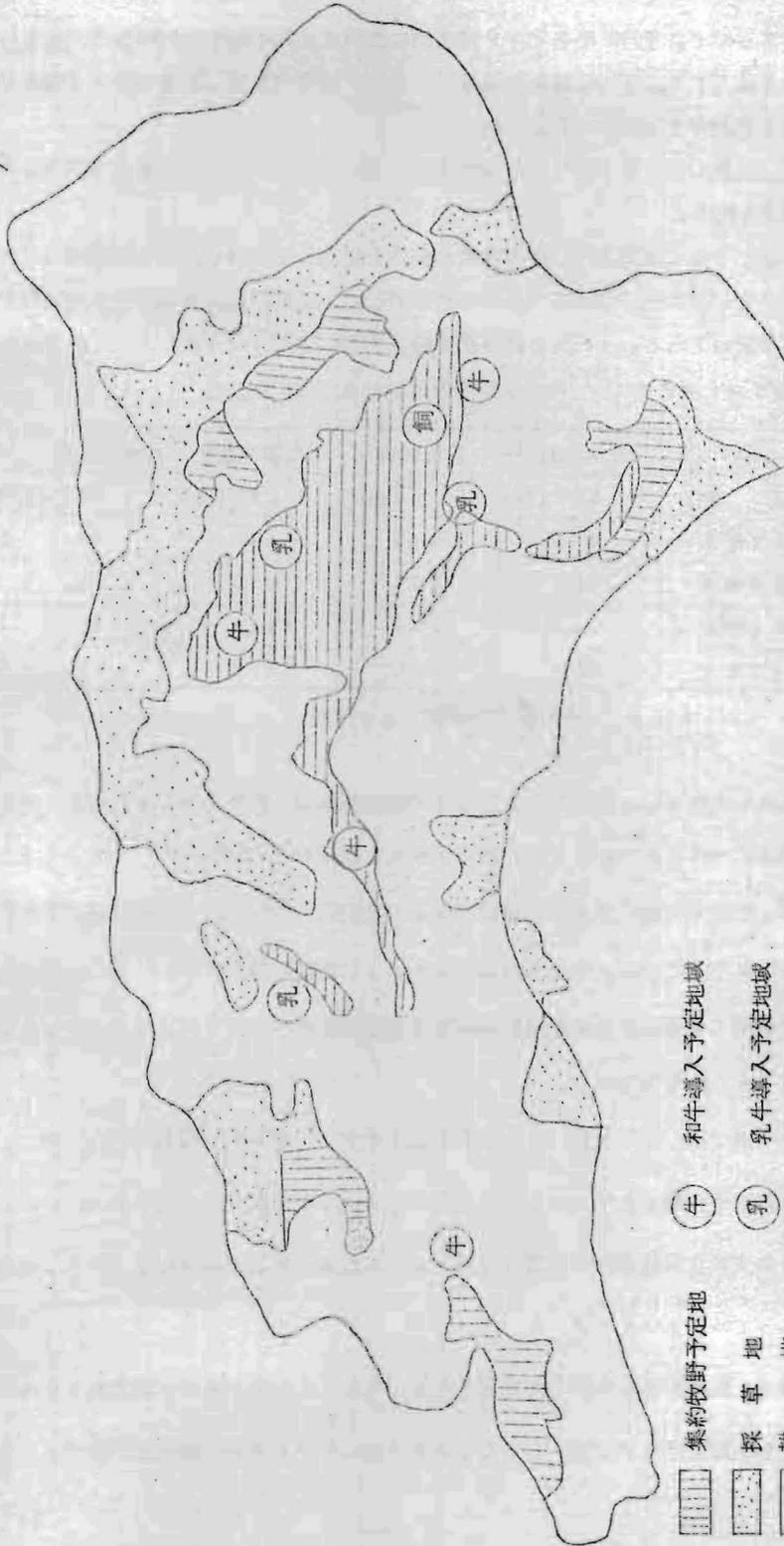
昭和30年代に入ると、農業振興政策は耕種農業中心から酪農中心へと移った。昭和37年の農業振興計画の構想には次のような記述がみられる。

#### 農業振興の構想

本村の地理的環境及び自然条件を総合すると総面積の67.5%を占める山林と更に21.1%を占める採草地と畜産との有機的な結合によって有効適切に利用することは本村農業振興上最も重要な

東栗倉村

N



- 集約牧野予定地
- 採草地
- 耕地
- 山林原野等
- 牛
- 乳
- 飼
- 和牛導入予定地域
- 乳牛導入予定地域
- 専用飼料圃

图 5-1-1-7 主産地形成帯想図(昭和 57 年)

事であるので畜産特に酪農和牛を重点的に振興させるため自給飼料確保対策として湿田を解消して裏作を導入する。更に、林野の開発による集約牧野の造成、牧道、牧さく等を設置して放牧による省力多頭飼育を積極的に推進する。

又、気候条件から本村は高冷地野菜の栽培に適しているので近郊農業の追随を許さぬ高冷地野菜の増産を図る。

このように、東栗倉村の農業は自然条件を生かした酪農、高冷地野菜栽培を中心とした主産地形成をめざし始めた。昭和41年には県に対して、農業構造改善事業計画地域指定申請調書を提出し、認可を求めている。その内容は酪農（特に乳牛の導入）を中核とするものであった。

表5-1-27 構造改善事業における酪農振興計画

年	乳牛頭数	搾乳頭数	年間販売数量	単 数	販売金額
現 在	105(頭)	88(頭)	298(t)	40(円)	11920(千円)
42年末	203	162	649	40	25960
43年末	252	201	833	40	33320
44年末	301	240	1126	40	45040
45年末	350	280	1392	40	55680

(注) 「酪農振興計画書」より作成。

酪農を中核とし、養蚕などを含めた構造改善事業は次のようなものであった。この構造改善計画は綿密にたてられており、県の認可が取れば昭和42年から実施されることとなっていた。ところが、①農業構造改善事業実施計画中、酪農協業については、経営計画書より検討した結果、経営上非常に不安である。②事業実施に伴ない、公庫資金借入について農協が公庫より借受け、酪農協業に転貸できるかどうかの点について農協理事会の決議が不明瞭であって、さらに、組合長の意見もはっきりしていない。

という点で県の認可を受けることが困難となり、昭和42年実施は断念された。その後も酪農中心の振興策が企画されてはいるが、資料不足の為、その成果は不明である。しかし、現在(昭和52年)の東栗倉村は高冷地野菜、主にだいこん栽培が急速に成長しつつあり、酪農の地位は低下してしまっているといえる。

以上、振興計画を列挙したにとどまり、それらの計画がどの程度実施されたかについては不満足ながら実証できなかった。しかし、東栗倉村における農業の動向は把握できたと思う。

(井上隆治)